

蓮根	六、〇〇〇	三、〇〇〇
漬菜	六〇〇	三、〇〇〇
蘿蔔	二、四〇〇	四八〇
計		
茄子	九〇〇	四五〇
其他		二、八八四
計		五二、九二二

口、果實
八、蠶業(繭)
二、農産製造物

三、五三〇^円
六〇〇

九、二六四^円
九、八〇〇

種別	數量	價格	種別	數量	價格
醬油	五、六〇五 ^石	一五六、九四〇 ^円	味噌	二二、〇〇〇 ^貫	一一、四〇〇
濁酒	五四六	三三二、七六〇	計		二〇一、一〇〇

ホ、畜産
ヘ、水産

一〇、六九五^円

種別	數量	價格	種別	數量	價格
魚貝類	六八、一〇〇 ^貫	二〇二、五八〇 ^円	計		二二六、五八〇
鮎ウルカ其他	八、五〇〇	二四、〇〇〇			

ト、工作物

種別	價格	種別	價格
鍋釜類	一、七〇〇 ^円	木製	九、一〇〇 ^円
玩具	五〇〇	蠟燭	六〇〇
傘袋	一一、〇〇〇	木蠟	二〇、〇〇〇
足袋	六、〇〇〇	麥粉	二、四〇〇
疊表	一、〇八〇	綿織	四六五
繩其他	九五〇	絹織	三、五八五
竹製品	二、六〇〇	染物	四、八九四
皮革品	一、二〇〇	計	五八、〇〇四
帽子	九三〇		

一、會社及銀行

名稱	設立年月	資本金	拂込額	積立金
株式會社 八代共立銀行	明治卅二年八月	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一八、三八五
株式會社 安田銀行八代支店	明治四十年五月	一五、〇〇〇、〇〇〇	九二、七五〇、〇〇〇	四四、五四八、三三〇
福榮無盡株式會社 八代支店	大正二年三月	一〇〇、〇〇〇	四一、五〇〇	一、七〇〇
共榮貯蓄銀行 八代代理店	大正四年四月	一〇〇、〇〇〇	一八、七五〇	二二二、三七七
株式會社 八代魚市場	大正四年六月	二五、〇〇〇	一八、七五〇	一、七七二
株式會社共榮社	大正十二年二月	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	二二〇

一、教育
學校一覽表

校名	創立年月	學級數	職員數	生徒數
熊本縣立八代中學校	明治廿九年四月	一五	二二	七五〇

熊本縣立八代高等女學校	明治卅四年七月	八	一五	四〇〇
八代成美高等女學校	大正十年十月	五	九	三〇〇
代陽實業補習學校	明治廿九年	二	三	五四
代陽尋常高等小學校	明治十三年四月	高尋 二	二〇	八二八
代陽女子尋常高等小學校	明治卅三年四月	高尋 二	一七	七五九
代陽幼稚園	明治廿二年四月	四	四	六一五
聖愛幼稚園	大正六年十月	二	二	二〇〇

代陽尋常高等小學校の沿革の大要

- 一、明治六年學制頒布と同時に舊八代城内に代城學校を設置す。
- 一、全七年代街學校を本町御客屋に設け、全九年兩校合併して代陽小學校と稱す。
- 一、全二十年四月小學校令の改正に依り、代陽尋常小學校と改稱す。
- 一、全二十四年勅語謄本拜戴。

- 一、全三十三年男女兩校に分る。
- 一、全四十一年戊申詔書謄本拜戴。
- 一、全四十二年二月二十八日日本縣の選奨により金壹百圓交付。
- 一、全四十三年三月一日明治天皇御眞影拜戴。
- 一、全四十三年四月現在校舍新築竣工。
- 一、大正六年十月二十二日天皇、皇后兩陛下御眞影拜戴。
- 一、大正十年六月高等科三ヶ年併置。
- 一、大正十一年五月運動場東側約八百坪擴張す。
- 一、全年鉄筋コンクリート二階建校舎増築。

一、歴代學校長

平井良樹 (首座)	中津海知崇 (首座)
大橋勇次郎	菅沼安隆
安本 亘	中川省三
中島 仰	緒方千尋
後藤芳馬	右田 武

代陽女子尋常高等小學校沿革大要

- 一、明治三十三年四月一日代陽尋常小學校より分離獨立して代陽女子尋常小學校と稱す。
- 一、全時に代陽尋常小學校附屬幼稚園を本校の附屬とし、尙裁縫專修科を附設す。
- 一、全年十一月改正小學校令施行規則の趣旨により幼稚園を獨立せしむ。
- 一、全年十二月本縣教育會より二等就學獎勵旗を授與せらる。
- 一、全三十四年三月縣令の趣旨により附設裁縫專修科を廢止す。
- 一、全年六月教育に關する勅語謄本を下賜せらる。
- 一、全三十五年四月八代郡立高等女學校設置につき校舎一部を貸與す。
- 一、全年十月天皇、皇后兩陛下御眞影を下賜せらる。

一、歴代學校長

中島 仰	渡邊吉人
野口吾平	武藤充雄
安田福松	沼田靜雄

沿革

八代町は大古不知火海中にありしこと明かにして、其後漸次球磨川の作用により高洲をなし、遂に陸地を形成せる所謂三角洲にして現存せる淵原、徳淵、平河原、中の洲などの地名により之を考證することを得、然るに今を去る凡三百年前、元和五年三月十七日地大に震ひ麥島城爲めに崩壊す、全六年秋加藤忠廣徳淵村、松江村の地を卜し、其長臣加藤右馬之允正方をして、麥島城を此處に移さしむ、夫より人口年一年増加して遂に今日の市街をなすに至れり。

全八年春、城廓概ね成るも未だ竣工に至らず、而して歳を経ること實に十三年の後寛永九年六月、忠廣奥州莊内に移封せらる、全年十月、細川忠利肥後に封せらるゝや、全年十二月入國、其父三齊忠興は豊前中津より八代城に入り、北の丸に老を養ひ五男立孝をして牙城に居らしむ、正保三年八月、細川光尙の老臣長岡佐渡興長幕命を奉して入城し、子孫相繼ぎ明治維新に至れり、明治四年十一月八代郡外六郡を合し八代縣となし、八代舊城内に縣廳を置く、全六年一月八代縣を廢し白川縣に併合す、全九年熊本縣と改む、全十年二月西南戦役あり、此役や戦地となりしも幸に兵燹を免かるゝを得たり、先是全五年八代町は十三大区一小區となり、町會所を戸長役場と改む、全十一年大小區の名稱を廢し、全二十一年四月市町村制の發布あり、全二十二年四月より實施、全年七月より八代町役場と改稱し以て今日に至れり。

○ 植柳村

一、位 置

本村は八代町の南部に位し、北は球磨川を隔て、八代町と境し、東は高田村に接し、西南部は金剛及八代海に接す、八代町を距る二十二町なり。

二、地 勢

本村は球磨川以南の平野を占め、全村實に坦々たる平地にして、球磨川の急流は、本村の北部大字植柳麥島の間を流れ、一は岐れて本村の西部を貫流し、共に八代海に注ぐ是により本村の耕地灌漑の便甚た大なり。

一、戸數及び人口

戸 數 六四七

人 口 男 一、七九七

女 一、八九四

計 三、六九一

一、生業及び産業

1、本村職業別

總戸數	農業			商業	工業	漁業	其他
	自作	自兼作	小作				
六四七	一〇	二〇	二二九	二五九	六〇	六九	一三四
							一二五

2、主要農産物

種類	作付反別	收穫高	價格
米	一、九二一 <small>石</small>	二、八八一 <small>石</small>	九〇、二六三 <small>円</small>
麥	九八四	八一五	一〇、二五一
粟	四〇〇	八〇〇	九、六〇〇
大豆	三一〇	一四	二九四
小豆	三三	一三	三三
甘藷	一九五	六、八二五 <small>貫</small>	一、〇二三
大根	一六七	一六七、〇〇〇	一一、六九〇
漬菜	三〇	二四、〇〇〇	七、二〇〇

3、主要水産物

種類	數量	價格	種類	數量	價格
鰈	一〇〇 <small>貫</small>	二五〇 <small>円</small>	鳥賊	二、〇〇〇 <small>貫</small>	三、四〇〇
鰯	四、五〇	一一、二五〇	鮪	四〇〇	四〇〇
鱸	一〇〇	一七〇	鰻	一、一〇〇	六、六〇〇
鮎	八〇〇	三、二〇〇	其他		九、六〇〇
鰻	一、五〇〇	五、二五〇	計		四〇、一二〇

一、教育

1、植柳尋常高等小學校

明治七年の創立にして元と人吉藩の倉庫を買収して校舎に充て植柳學校と稱し、後公立植柳小學校と改稱す。

同二十五年四月植柳尋常小學校と改稱す、同月麥島支校獨立して麥島小學校と稱す。
同三十八年四月修業年限二ヶ年の高等科を併設し、植柳尋常高等小學校と稱す。

同四十年校舎を松井男爵別邸に新築移轉す。
 同四十一年義務教育六ヶ年に延長せしにより、高等科の併設を廢し植柳尋常小學校と稱す。
 大正十年六月一日修業年限二ヶ年の高等科を併設し、植柳尋常高等小學校と稱す。
 歴代學校長

服部友規	山田久秀	瀧本定
緒方千尋	白木續	渡邊吉人
弓削末喜	尾越實濟	坂川好親
甲斐健		

2、植柳農業補習學校

大正十二年四月認可植柳尋常高等小學校に併設す、學校長甲斐健。

一、交通及び通信

八代町に隣接し縣道日奈久往還の要衝に當る、然れども腹背に大川ありて、洪水時には舟橋撤去せらるゝを以て不便なること少きにあらず。
 郵便は一日一回集配せらる、又鐵道小荷物配達區なり。

電話加入者二戸あり。

字名 植柳、大福寺、麥島、

植柳村字麥島區

本區は植柳村の北部にありて、球磨川本流と支流前川との間に位し球磨川の三角洲上にあリ、而して中央部舊麥島城附近は、高臺地をなし海岸地は濕潤なる水田地をなし、北牟田、中牟田等の名稱あり。

一、人口及び戸數

戸數	二〇四
人口	男 五三一 女 五四二
計	一、〇七三

二、生業及産業

主なる生業は漁業及農業とし養蠶業之に次ぐ、其外工場労働者、日傭稼、雜貨商、大工等若干あり、一般を通して副業として養鶏行はる。

戸數の割合には大地主多く、農業者の九割弱は小作農家なり。
 農業は、田總反別六十一町三段六畝貳拾貳歩を殆んど全部を當地の農家に於て耕作し、一戸平均一町五反余、耕馬三十六頭、米一ヶ年の收穫三千俵、畑地總反別百町八反四畝十二歩、其の大部分は有名なる

八代大根の耕作地なるが、其の反別の大部分は高田村農家の耕作に屬し、當區農家の耕作地は約三十町余なり、大根、麥、粟等の耕作に使用せらるる別に桑園若干あり。

養蠶戸數約五十蠶卵紙掃立枚數約八十枚、春夏秋蠶産繭高約八百貫なり、一戸平均十六貫余となる。

漁業戸數は六十五戸、漁船七十二を數ふ、普通農業者も殆んど歩行投網を有せざるなし、而して純漁業者の舟打投網漁獲物は年額約一萬貫、ゲンシキ網漁獲物たる車鰻六千六百貫、青苔二千貫、鰻一千貫、其他鮎、烏賊等なり。

一、教 育

明治八年四月二十八日植柳小學校分校として創立し、同二十五年四月麥島尋常小學校と改稱す（單級編制）大正十年五月三十一日本校に高等科を併置す、同十三年四月一日本校に農業部、水産部の兩部より成る男女實業補習學校を併設す、生徒兒童數尋常科男六三人、女八八人、高等科男七人女〇、總數一五八人なり、是を高等科一學級、尋常科四學級に編制せり、教員定員五名にして實業補習學校は、農業部二五名、水産部二〇名なり。

歴代學校長

分校時代主任

郡 藤木貫之 和田大藏

瀧本 定 獨立後

瀧本 定	隈部 眞直	宗方 訓廷
名和 繁穗	蓑田 貴明	河野 通雄
本島 勝明	本田 一	垣田 照英
水谷 武揆	古閑 清二	井村 永記

經費支辨 當植柳には二校あり、麥島校は從來植柳校と一村共通の經濟なりしが、大正九年度より學區制布かれ、麥島學區の負擔となれり。

○ 金 剛 村

一、位置及び地勢

八代郡の西南端に位し、東南は葦北郡に接し、西は不知火海に面し北は植柳村に界す、八代町を距る一里十八町なり。

高田山脈の敷川内より葦北郡に連り、球磨川の分流八ノ字川の梅檀より分派し、鼠藏島に至りて海に入る、河口に金剛島あり、流藻川は高田村より來り迂廻して海に注ぐ、此の地全然新地にして、築添新地

は文化元年、水島新地は文化十二年葭牟田新地は天保十三年、沖ノ洲新地は弘化四年、三ツ江湖新地は安政二年、明治新地は明治年間の築造に係る、灌漑の利最好く米質の善良なる他に見ざる所なり、敷川内に丸山堤あり、高植に高植池あり、彌次に三ツ江湖の池ありて灌漑に便にす。
東西一里二十八丁、南北一里十九丁、耕地總面積は八百四十七町步余なり。

一、人口及び戸數

戸數 四九七

人口 三、四五一

一、産物

主要産物は米、麥、粟なり。

種類	收穫高	價格	種類	收穫高	價格
米	九、六二四 <small>石</small>	二八九、二〇〇 <small>圓</small>	粟	四〇〇	一、二〇〇
麥	一、七三四	二二、七五一			

一、教育

大正十一年四月一日本村三校（高植尋常高等小學校、彌次尋常小學校、敷川内尋常小學校）を合併し、

金剛尋常高等小學校を創立し、元高植尋常高等小學校を本校とし、元彌次尋常小學校を彌次分教場となし、尋常科四學年までを二學級に編制して收容し元敷川内尋常小學校を敷川内分教場となし、尋常科二學年までを一學級に編制して收容せり。

歴代學校長左の如し

德 永 吉 彦 岩 田 辰 次 田 上 良 齊

一、沿革

鼠藏新地に初め出百姓せしは小島梅吉の祖源九兵衛等なりと云ふ、今より六十八年前に屬す其後小島仁吉、宮島太平次等出百姓せりと云ふ。

○ 高 田 村

一、位置及地勢

八代郡の南部にあり、東北は球磨川を隔て、宮地村太田郷村に接し、西南は植柳村、金剛村に境し、東部扇嶽の翠黛を中心とし、所謂高田山脈東南に走り、山脚徐々傾斜急ならず、南北一里十一町、東西二十五町、周廻約二里強、平野坦々、地味肥沃、五穀豊饒、養蠶又盛なり、八代町を距る一里なり。

一、面積

種別	作付反別	種別	作付反別
田	三八四反	山	六七六反
畑	一、六一四	原	五七
宅地	一〇二、二六〇坪	池沼	六五、〇〇〇坪

一、人口及び戸數

戸數 五九七戸

人口 男 二、一四一人

女 二、一四三人

計 四、二八四人

一、生業及産物

全村主として農業に従事し、米麥養蠶は本村主要の産業にして、果樹、漁業等も盛なり、主なる産額を擧ぐれば左の如し。

種別	收穫高	價格	種別	收穫高	價格
米	五、八九六石	二〇六、三六〇円	粟	二、一五八石	三二、三七〇
麥	二、七七八	五〇、七七〇	大豆	六四四	

一、教育

明治五年廢藩置縣の際、當村先輩松岡廉平、郡豐水、松岡長康、松本寛、松岡長寛、井口理甫、小田原叟の等、舊役所の拂下を請願し、以て私立小學校を創立し、温和學舎と稱し、江良惟一、徳野常信を教師に招聘して、高田、植柳、金剛、宮地、太田郷五ヶ村の青年を收容教育す、生徒數殆んど三百名に達せり。

明治六年四月學制頒布によりて、學級を上下二等に編制し、高田小學校と改稱す、明治八年學制改正により、公立豊原小學校と改稱し、全年三月大字本野に分校を設立す、明治十年西南の役起るや、屢戦線の地となり、爾來殆んど休業に屬す、全年六月に至り稍平穩に歸せしも、出席生徒僅に三十名内外なりき、明治二十年三月町村制實施に依り、本野分校を合併し、高田尋常小學校と改稱す。

同二十五年八月、訓導矢住信道校長に兼任す、是れ本校第一代の校長にして、學級數三なりき。明治三十六年四月二十六日、現校舎落成移轉、六學級に編制せるが、逐年兒童の増加と共に、明治四十三年及大正十年に、校舎の増築を行ひ、尙大正十年六月二ヶ年程度の高等科を併置し、高田尋常高等

養蠶	實蠶	酒造	漁業
二一〇坪	一、六八〇円	一八四石	一六、五六〇
	一一、八四〇		一、七八四

小學校と改稱す。

現在學級數

尋常科 一一

高等科 一

計 一二

現在生徒數

尋常科

高等科

計

合計

男 二七三^人

男 三九^人

男 三二二^人

女 二七三

女 〇

女 二七三

五八五^人

歴代學校長

矢住 信道

山田 友記

二神 敬之

伊藤 熊太郎

水野 一二

谷岡 吉壽

田上 良齊

秋永 嘉次郎

水谷 武揆

一、交通及通信

道路は平坦にして、國道は村の中央を南北に貫通し、鹿兒島に至る、縣道は八代町より來り、本村の中部に於て國道と相合し、其他村道縱横に連り、交通便利なり。

郵便物は八代局の管内にして、一日二回の配達あり。

字 名

豊原區

親王前、小路、角心、前川、稻重、松原、天福寺、出口、藤鉢、萩原、馬柴、末盛、出目、遙拜、頭無、永光、高木、平山、菊池屋敷、垣添、佐高、筑前町、石王、

奈良木區

宮園、上奈良木、下奈良木、城戸口、間者、四郎丸、南正寺、

本野區

合徳、清水、次郎丸、今屋敷、藏人、國門、紺屋村、出口、下横枕、米持、田中、興正寺、

高下區

末廣、板屋、塘町、近宗、横枕、西高下、權田、盛國、

小字名は昔時征西將軍宮御在館の節、公郷武人等臣下の在住せし所、其氏名を其儘使用せしものにして、例ば末盛は攝津守末盛の宅地、近宗は式部太夫近宗の屋敷跡たるが如し。

本村は大正十一年の紀元節に當り優良町村として本縣より選奨されたり。

○ 上松 求麻村

一、位置及地勢

本村は八代郡の南端、球磨、葦北兩郡に境し、球磨川に沿ひたる峽間の一部落にして、八代町を距る五

里なり。

一、人口及び戸數

現在戸數 八八二戸

人口 男 二、七七八人

女 三、〇〇〇人

計 五、七七八人

一、生業及産業

本村は田地少く、山林多き山間部落にして水田は殆ど溢利といふ一部落に限られ、山林は堀會社並に少數有志の經營に係はるもの多數にて純農業を以て立つもの甚だ少數にして農業者の多數は畑、山林等雜業にて、葉木以東は直接間接、九州製紙會社によりて生活をなしつつある状態なり、今本村の土地、職業、産業の大略を示せば左の如し。

1、本村の土地反別

種別	作付反別	種別	作付反別
田	四五 <small>町歩</small>	山林	七四四
畑	五、七七六	原野	
宅地	七〇、三六九 <small>坪</small>	其他官有地	一、三二六

2、住民及び職業

職業別	戸數	職業別	戸數
農業	五九二戸	工業	三三二戸
商業	五〇	其他	二二三
工業	一八五	計	八八二

3、重要物産

名稱	産出額	價格	名稱	産出額	價格
木材	一一、七〇〇 <small>石</small>	一八、七二〇 <small>円</small>	櫛	一、四二八 <small>貫</small>	八、五六八
甘藷	五七七、六〇〇 <small>貫</small>	五七、七六〇	茶	三、二七〇	九、七六三
麥	二、一一三 <small>石</small>	二八、六八一	鮎	一、四二八 <small>貫</small>	八、五六八
米	八二二三	二五、八六二			
粟	一、八三六	二二、〇三二			

一、教 育

明治七年九月上松求麻村大字坂本崇光寺に、坂本小學校を創設し、葦田寛明を聘し授業を開始す、同十年西南戦争の際、崇光寺兵火にかゝり、閉校の止むを得ざるに至りしが、翌年八月大字藤本に校舎を新築して授業を開始し、松藤尋常小學校と稱し、後又藤本尋常小學校と改稱す。
明治二十年四月、文部省令により従來の初等、中等、高等の別を變更して、第一學年より第二學年に至る簡易科を改定す、同二十五年四月、簡易科を改めて單級編制となし、翌二十九年兒童百十二名に及びたるを以つて、二學級に編制す。

同三十四年八月校舎を現在の位置に新築し、同年十二月舊校舎を移轉せり、同三十七年六月二ヶ年程度の高等科を併置し、藤本尋常高等小學校と稱せり、同四十一年、義務教育年限延長され、尋常科の課程六ヶ年となし藤本尋常小學校と稱す。

大正三年四月に至り、時勢の進運に伴ひ二ヶ年程度の高等科を併置し、再び藤本尋常高等小學校と稱し現在に至れり。

歴代學校長

佐々木靖夫

佐伯履霜

藤川豊雄

西條 懿 徳	福島 小市	古澤 正雄
下田 繁 藏	竹下 義市	八木田 政平
福島 龜太郎	谷口 廣	水野 一二
門司 達彦		

藤本實業補習學校

大正十二年十一月、藤本尋常高等小學校に併置し、葉木、荒瀬、油谷の三分教場あり。

學校長 門司達彦

一、交通及び通信

交通は從來只球磨川の舟運による外、極めて不完全なる道路あるのみなりしが、明治四十一年六月一日鹿兒島本線、八代人吉間開通の結果、非常なる便益を受くるに至れり、一方陸路は漸次改善を加へつゝありと雖、多額の經費を要する爲め大改修行はれざりしが、愈縣道に編入され、近き將來には一部完全なる道路となり、本村の交通も餘程便益を得るに至らん。

通信は大字坂本に松求麻郵便局あり、普通郵便は藤本以東一日二回の配達にて大に便利なれども大門以南は一日一回の配達にて未だ充分ならず、電報は坂本驛にて公衆電報を取扱ふのみ。

一、沿革

本村は明治初年まで、現在の下松求麻村を併せたる大村にて單に松求麻村と稱し、里正として松島一、桑原某、戸長大西半也の三氏を経て、同十年西南戦争後、上下松求麻の兩村に分る、爾後戸長鶴山丁吾、鶴山覺平、松山重次郎、藤井永胤、植原敬之の諸氏を経て、同二十二年四月一日町村制の實施せらるゝに當り、藤本に民家を借りて村行政の事務を執り、同二十三年頃大門に役場を新築し、更に同四十三獎年現在の藤本に移轉し、大に其面目を一新せり、大正十一年の紀元節に當り優良町村として本縣より選されたり、其間村長の任に當りたる人名左の如し。

藤井 永胤 高橋 恒喜 佐々木 良計

吉良 群平 上村 利英 松田 明定

西村 盛銳 村井 一俊 黒川 中英

一、字名

本村を左の二十區に分つ

市ノ俣、横様、枳ノ俣、中津道、三坂、上鎌瀬、下鎌瀬、上葉木、下葉木、佐瀬野、荒瀬、澁利、大門、藤本、合志野、松崎、坂本、油谷、片岩、坊ノ木場、

○ 下松求麻村

一、位置及び地勢

本村は郡の南端に位し、球磨川の兩岸に跨る、東は球磨郡山江村及五木村、並に本郡川俣村に境し、北は宮地村に西は高田村、金剛村に隣し、南は上松求麻村、葦北郡百濟來村に接す、八代町を去る三里、山間の村落にして溪谷に沿ひ、自然に西部、深水、中谷、鮎歸の四區に分たる、田畑の面積狭少なりと雖、山岳重疊するを以て林産物の生産豊富なり、面積凡四方里。

一、人口及戸數

戸數千〇〇五戸を有し、人口七千三百八十七人を算し、郡内第一の大村なり。

一、生業及産業

本村は山間の部落なるを以て、農業は村民の生活を支持するだけの耕地面積を有せず、食糧品の如き他村より移入しつゝある状況にて、青年男女の過半数は、樺太工業株式會社の職工たり、林産物の年収入は十萬圓を超へ、副業としては養蠶の年収入四千五百圓、茶九萬圓、鮎六千圓、園藝産物約三萬圓を主なるものとす。

一、教 育

中谷尋常高等小學校は、明治九年十月字小崎に創立す、下松求麻村松龍小學校の分校たり、同二十一年獨立して中谷小學校と改稱す、同四十四年敷地を擴張し、校舎の増築を行ふ、大正十二年五月高等科を併置す、現在教室七、教員住宅一、其他二棟にして、七學級編制なり、歴代校長左の如し。

橋本米藏	佐々恒喜	堀川義人
今井政喜	富田信近	加來秀男
高木末勝	河内山博	

下松西部尋常高等小學校 明治七年九月下松求麻村大字今泉法讚寺本堂を借りて創設し、今泉小學校と稱す、同二十五年十一月下松西部尋常小學校と改稱す、同三十年六月生名子に分教場を設く、歴代校長左の如し。

宮崎格馬	橋本清	緒方千尋
矢住軍記	白木續	高木末勝
加來秀男	井村永記	豊田侃介

深水尋常小學校 同八年五月上深水藤坂宅を借入れ、第二番學區今泉小學校深水分校と稱す、生徒十余名、全年十月上深水木村平作宅へ移轉、全十一年四月第二番學區松龍小學校深水分校と改稱、全十三年

三月平野中屋敷平野武三郎宅を借り、後全所に校舎を新築して移轉す、校舎狹隘の爲め全十八年一月増築、全二十一年四月教育會改正の結果簡易科深水教場と稱し獨立、全二十五年四月改正令に依り、深水尋常小學校と改稱す、全三十三年七月上深水に校舎新築落成移轉、全四十二年義務教育延長の結果、教室狹隘に付二階建校舎を増築す。

歴代校長左の如し。

坂川英敬	菅村常釋	宗村賢哉
豊田昌義	吉田近正	服部末雄
山田千秋	有田貞義	

一、交 通

本村は球磨川の水路により、交通運搬の便ありと雖道路は山間に住せる村落にて便ならず、八代町より葦北郡百濟來村字葉木に通ずる縣道を幹線とし、之より分岐して字袈裟堂に至る一線縣道より分岐し全縣道より分岐線其他に深水線、中谷線、鮎歸線あり、何れも一昨年來改修に着手し、幅員十尺の村道に完成し、目下車輛を以て物資の運搬をなす。

球磨川に沿ひたる十二部落は、舟行一里半、遠きも四里にして八代町に達す。

一、沿革

下松求麻村は、上松求麻村と併せ松求麻村と稱し、往古より幕政を受け、村會所を中谷區小崎辻に置かれ明治維新に至る、全五年松求麻村は第十三大區第三小區に屬し、同時に村會所は戸長役場と改めらる、全九年松求麻を上下兩村に分ち、下松求麻村戸長役場を字小川に設く、同二十一年四月町村制の發布あり、全二十二年四月より之を實施せること他町村と同じ。

一、字名

古田、今泉、小川、袈裟堂、段、横石、原女木、板平、小崎辻、大林、馬廻、小崎、衣領、木々子、古屋敷、早水、日田地、日光、辻、川口、生名子、瀬高、下代瀬、嶽、九折、上深水、下深水、

○宮地村

一、位置及び地勢

宮地村は郡の中央部に屬し宮地、古麓、猫谷の三大字を以て成る、東南は下松求麻村に境し、西は球磨川を隔て、高田村に、西北は太田郷村に接す、八代町を距る三十三町なり、東南は三ツ峰、八峰、上宮、八丁嶽の諸山高く聳へ下松求麻に連なり、中央に日置川貫流し西部は平坦なり。

一、人口及戸數

戸數 七一〇^ア
人口 男 二、六六七^ハ 女 二、七四八^ハ 計 五、四一五^ハ

一、生業及産業

主要物産を擧ぐれば左の如し。

種類	價格	備考	種類	價格	備考
製紙	一三〇、〇〇〇 ^円	(八代製紙會社の産額は含まず)	馬肉	五、〇〇〇 ^円	
七島苴	三〇、〇〇〇		豚肉	一、五〇〇	
サイダムネ	五、〇〇〇		生鶏及鶏卵	一六、〇〇〇	
米	五八、〇〇〇		木材	五、〇〇〇	
柑橘類	三〇、〇〇〇		製茶	一、〇〇〇	
牛肉	六三、〇〇〇				

一、教育

宮地尋常高等小學校 明治六年八月十二日創立、習成堂と稱し、村内宗覺寺を假教場に充つ、同八年舊

藩紙楮會社を拂下けて校舎となし、全十八年九月之を改築す、全三十六年二月現今の位置に新築し、大正十年尙一棟を増築す、大正十年四月高等科を併置し、大正十一年五月宮地農業補習學校を併設す。現在兒童數 男二百四十二人、女二百十八人、合計四百五十二人にして、之を十學級に編制す。

現在職員數 十一名

歴代學校長左の如し

秋岡元伸	本田一	河野通雄
尾越實濟	小林勇雄	佐々木龜吉
谷岡吉壽	服部末雄	中村改平

尙猫谷區に猫谷尋常小學校あり。

一、沿革

本村は八代郡に於ける最も古代より開けたる土地にして、八代郡の名稱は、上宮山上に上代より社あり之より郡名を取りしと云ふ、而して平安時代には平氏の所領にして、肥後守平貞能妙見社を造營し社領を寄附し、其後名和、相良氏等の所領たり、豊臣秀吉征西の後、小西、加藤氏等相尋いて領し、寛永九年細川氏の所領となりしも、本村は代々の領主より、妙見社の神領に寄附したるにより社寺の領地多かりし、加藤氏、細川氏の時代に於ては、古麓、東宮地、西宮地、猫谷の四ヶ村に分れ、各庄屋を置き、

高田手永に屬し（奈良朝平安朝時代には太田郷村に屬せりと云ふ）手永には會所ありて總庄屋の支配たり、明治維新に至り庄屋の名稱を改め、里正、興長を置き村治の機關となす、後太田郷村の大部分と合し第十三大區二小區とし戸長を置き、同十四年に至り宮地、古麓、猫谷の三村を合併し戸長を置き、同二十一年町村制の實施に伴ひ、三村を合し宮地村と稱するに至り大字宮地に役場を置き、一村を管理す。

戸長

渡部 蒨 佐伯明貫 松島 一

佐伯清直 木村耘造

村長

和田慎度 佐伯清直 豊田景輝

佐伯義方 谷口一治 秋岡元伸

○太田郷村

一、位置及び地勢

本村は郡の南部に位し、東は龍峰村、南は宮地村及球磨川を隔て、高田村に境し、北は千丁村及八千把村に接す、八代町を距る三十三町なり。

一、人口及び戸數

戸數約一千二百戸、人口約七千人を有せる大村にして、八代驛、樺太工業會社八代工場、熊本電氣株式會社八代變電所等設置せられ逐年發展しつゝあり。

一、生業及び産業

本村の大部分は農業にして、只萩原、松江、横手の三區に多少の商家を有するのみなり、今之を大別せば左の如し。

- 1、農 六八一戸
 - 2、商 業 二二一戸
 - 3、工 業 一二二戸
- 一、生産物は左の如し

種類	數	種 類	數
米	一二、〇〇〇石	壘	五七、八〇〇枚
麥	三、七六一	蘭及七島蒔	六、一〇〇

一、教 育

太田郷小學校は、明治七年八月十五日の創立にして初め初等、中等、高等の三小學科を併置し、公立日置小學校と稱したりしが、同二十年學制改革の結果、太田郷尋常小學校と改稱するに至れり、然るに時勢は日々進展し、村民の向學心は年と共に旺盛になり、八代南部高等小學校解散後は高等科の必要を認め、大正十年四月より愈高等科を併置し以て現代の太田郷尋常高等小學校と稱するに至れり、其間五十年、校長の異動をなすこと九名、即ち初代より列記せば左の如し。

- 渡邊 太善 嶽小原素春 高竹 清
 - 宮島太郎彦 小野元莊 野間新 郎
 - 内田直治 川邊文治 谷口 廣
- 後藤 續

一、沿 革

町村制實施以前の沿革は審ならず、明治二十一年町村制實施さるゝや、北、上、中、下の四片野川、長田、福正、上井上、下井上、萩原、横手、松江の十二區統一されて現在の太田郷村となる、初代の村長は小田戒三にして、其後六代を経て現在の井村改三に至る。

一、字 名

北片野川、上片野川、中片野川、下片野川、長田、福正、上井上、下井上、横手、松江。

○ 八千把村

一、位置及び地勢

八代町の東北部に位し、八代町を距ること二十八町、地形南北に細長く四圍開轄なる平野にして、太田郷、千丁、松高、郡築の諸村に隣接す、全面積六百二十町歩、内五百町歩は水田にして土地肥沃、日置川は村の中央を貫流し産島に至りて海に注ぐ。

一、人口及び戸數

人口 男 二、〇九六^人 女 二、一六七^人 計 四、二六三^人
戸數 四四八^戸

一、生業と産業

本村の全戸數四百四十八戸の内、三百五十五戸は全然農業に従事し、三十八戸は商工業、五十五戸は漁業其他に従事せるものなり、主要物産及び其數量價格を列擧すれば左の如し。

種別	數量	價格	種別	數量	價格
米	九、四三二 ^石	二九四、〇六八 ^円	麥	四、三一三 ^石	四三、一三〇 ^円

七島表	二二三、九〇〇 ^枚	一七、九二五 ^円	蔬	四〇、二一〇 ^石	七、一〇八 ^円
蘭表	二二三、五〇〇	二一、一五〇	菓製品	(以俵等)	二、三六〇
魚類	一、七二八 ^貫	四、四五四			

一、教育

1、小學校

明治四年三月古閑村に寺小屋を設く、同七年八月寺小屋を廢し、上野徳教寺を教場に充て弘文堂と稱し、後上野小學校と改稱す、同九年六月大村觀照寺に一部分を移し教授す、生徒百三十餘名なり、同九年十月上野村に校舍新築の工を起し、翌十年八月開校す、同十六年古閑村に分校を設置す、全二十年四月本校に合併し、尋常上野小學校と稱す、同二十四年五月中央校舍改築工事落成す、同三十年六月蓑田貴明學校長となる、同三十九年四月八千把尋常高等小學校と稱し、修業年限二ヶ年の高等科を併置す、同四十年四月義務教育延長に依り再び八千把尋常小學校と稱す、同四十三年五月北校舍新築成る、大正十年六月八千把尋常高等小學校と稱し、修業年限二ヶ年の高等科を併置す、大正十三年三月十八日南校舍新築落成、運動場擴張工事成り現在に及ぶ、児童數五百七十七人、學級數十一、職員十二名。

歴代學校長

蓑田 貴明 竹 下 等
 高木 定作 坂川 好親 平子 貞臣
 垣田 照英 秋永嘉次郎

2、實業補習學校

大正十年三月農業補習學校を本村小學校に併設す、

歴代學校長

坂川 好親 秋永嘉次郎 垣田 照英

一、交通及び通信

本村を南北に縦貫する村道を中心として各部落に村道を通ず、最近千丁村、松高村を経て八代町に至る縣道と、八代町を経て鏡町に至る縣道の開通によりて、本村の交通愈便利を加ふるに至れり、尙日置川の下流には少許海運の便あり。

一、沿革

本村は維新前大村、上野、海士江、古閑、田中の五ヶ村に分れ各自分立し、而して高田手永の支配に屬し、村毎に庄屋ありて之を監督し、今の高田村に總庄屋ありて之を總轄し、以て明治維新に至りしが其後

庄屋の名稱を里正或は興長等に改め、從來庄屋の取扱ひし事を担任せしめ來りしも、明治四年廢藩置縣に際し、舊來の政治機關總べて革まり、戸長役場の創設と共に、今の大字古閑の一ヶ村は、隣村高子原（現今松高村の一區）に屬し、今の大字田中區は大村、上野、海士江の三ヶ村に合し、戸長役場を大村に設け幾もなく右大村、上野、海士江の三ヶ村を會地村と改む、然るに當時太田郷の一部に屬せし、下井上區（大村の隣村）は地勢其他の都合により、右會地、田中二ヶ村に屬したり、其の後曩に隣村高子原村に屬せし古閑村も右會地、田中に合し、同時に下井上區は太田郷村に屬することとなり、戸長役場は舊に依りて大村にありて、會地、古閑、田中の三ヶ村を管轄し來りしが、明治二十一年町村制の實施に伴ひ、從來の三ヶ村を合し八千把村と改稱したり、後戸長役場を古閑村に移せり。

歴代村長左の如し

加隈 信一	皆吉 武繩	田川 勝二
和田 慎度	加隈 信之	田中 廻三
吉永 群平	田川 淡	川崎 唯彦
古澤 精一		

一、字名

大字會地 字 高森、久保田、溝口、大間、羽須和、上野、松藏、十五社、見松寺、碓塚、五反

田、正分寺、海田、道下、井樋口、片上、牟田、新海、爐場、道上、沖、下城、
湫、下毛、海士江、矢野、野中、柝口、六反田、稗田。

大字古閑 字 聖神、立原、碓、竹下、沖ノ下、船免、高島、篠割、若宮、六反田、井ノ免、權
現田、中新地、川副、高田濱、附免、三郎淵、冬築、鹽濱、西割、源田、北割、
西鹽濱、二ノ丸、産島、岡本新地。

大字田中 字 阿彌陀堂、前田、竹下、鑪鞆迫、畔道、太郎丸、芝口、大坪、江副、比南尻、八
反丸、芭蕉、出口。

村行政の整理上左の九區に分つ。

大村、上野、海士江、古閑上、古閑下、古閑中、古閑沖、濱、田中、

○ 松 高 村

一、位置及び地勢

松高村は郡の西南端に位し、八代町を距る二十町、東は太田郷村境より西郡築村境迄二十町、南八代町
境より北八千把村境迄三十五町、大島、三ツ島は郡築村を隔て、海中に在り、高島村西南端に屹立す。
二、人口及び戸數

戸 數 本籍 六〇四戸 現在 五〇六戸
人 口 本籍 男 一、九六三人 女 二、〇一七人
現在 男 一、七三二人 女 一、八一三人

一、生業及び産業

農 業 戸 數 三三三戸 人 員 二、四六〇人
水 産 業 全 五〇戸 全 二二七人
工 業 全 一〇一戸 全 一五〇人
商 業 全 三三戸

生産業の重なるもの左の如し

種 目	數 量	價 格	種 目	數 量	價 格
米	五、七七六石	一七八、一一六円	小 豆	二〇石	四〇〇円
麥	三一六	三、九七〇	甘 藷	七九、八〇〇貫	一、五九六
粟	一二八	一、〇二四	蔬 菜	四〇、三〇〇	三、八六五
大 豆	一五六	三、一二〇	馬 鈴 薯	二、四〇〇	六、〇〇〇

蕎麥	一、八〇〇	二、七〇〇	家畜	一五九
西瓜	一一、〇〇〇	三、六〇〇	魚類	三、一一七
越瓜	一一、〇〇〇	四、〇〇〇	貝類	二〇〇
果實	一、二二九	八一	石	六〇、〇〇〇
蘭表	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	計	三三、六六
				二〇〇、〇〇〇
				九、〇一七
				一〇〇

一、教育

1、小學校

明治十一年五月、公立上野小學校高子原支校として法教寺に仮校舎を充て開校す、全十三年四月現在の位置に校舎を新築し、支校を廢し獨立して松高小學校と稱す、全十六年、全二十五年の兩度に校舎増築、全四十二年別に校舎一棟増築し、全四十四年二教室増設、大正二年二月校舎四百二十八坪を擴張し、大正九年四月高等科併置し、大正十二年四月校舎一棟新築し校地四百六十九坪の擴張をなせり、現在建坪三百九十四坪、運動場千二百四十三坪、児童數三百七十七名、職員十名なり。

歴代學校長左の如し

東島 憲道

奥田 末吉

古市 清男

矢住 軍記

菅村 常正

二神 敬之

2、補習學校

大正十二年四月松高農業補習學校を附設し、修業年限を八ヶ年とし、前期、後期、研究科に分ち、夜間小學校に於て教授す。

校長

二神 敬之

外專任教師一名

兼任教師三名

一、交通及通信

大正十二年耕地整理の結果、道路井然として整理し、自動車、車馬の交通容易に、南は八代町より八千把村、文政村を経て鏡町に通し、東は八千把村、太田郷村より西郡築村に至る兩縣道あり、村内道路の延長實に八里に達す、人力車、自轉車、荷車等四百二十三輛、船舶大小二十九隻、郵便物受取所二、切手賣下所二あり。

一、沿革

松高村は今を距る凡二百五十余年前は、八代城下の渺々たる蒼海なりしも、明暦年間以後、數回に亘りて埋築したる新地にして、従つて沿革の如き記すべきこと極めて少なし、今左に沿革の大要を記さん。

寛永九年細川侯肥後に封せらるゝや、長岡興長をして南方の鎮たらしむ、興長夙に志を國家の經濟に懷き、常に殖産興業の上に工夫を廻らし明暦元年松江（今の太田郷村の西部）の沿海に工を起し、躬ら戎馬に跨り、家臣を指揮して役夫を督勵し、以て其の勞苦を同ふし終に其の功を完成す、則ち三十四町四反九畝歩の新田を得て松求麻村の民を移して松崎村を設け稼穡の道を授く、是松崎村の創設なり。

延寶元丑年の末、高子原新地を築造す、其後同六年八月大風洪水のため一時破損せし事あるも、後數年にして完成、田地百二十四町七反六畝十五歩、畑地二十五町七反三畝十五歩、塩田六町三反十八歩の大新地を得るに至れり、而して又松求麻村の民を移して、此の地に居住せしむ、依て高子原村と稱す、文化十三年松崎、上下高子原三村をして高島新地を築造せり、開墾地百八十七町一反四畝十五歩（内十二町八反三畝六歩は八代町鹽屋掛り）を得、松崎、上下高子原住民の外、郡内各地の民を此地に移住せしめたり、其後天保十五年新田反別十一町四反六畝十八歩を増築せり。

本村は徳川時代に於ては高田手永惣庄屋の支配を受けたり、而して當時本村は、松崎（松崎、高島を管轄す）上高子原（上、井上、大島を管轄す）下高子原（中、永碓、沖を管轄す）の三村に分れ、各村に庄屋ありて村治をなし來りしが、明治三年七月、藩政改革に際し松崎村、上下高子原、古閑村（現八千把村の内古閑村、田中村の二村を管轄す）の組合村を組織し、高田郷に屬し、各村に興長を置き、村治をなさしめ、且其の上に里正ありて之を統治したり。

明治四年廢藩置縣に際し第十三大区第十一小區となり、各村に總代を置き其の上に里正を置きたり。

明治五年五月、里正を廢して戸長となし、其の後松崎村、上高子原村、下高子原村の三村を合して一村となし松高村と稱し、古閑村との組合を解く、同十二年三月、大小區の制を廢し松高村に官選の戸長を派遣して統治せしむ、然るに明治二十一年四月、自治制の發布ありて同二十二年四月一日より之が實施をなす事となりたり、里正、戸長及村長を擧ぐれば左の如し。

- 一、里正 松岡廉平 飯田 徹 加來 伴三
- 服部 可
- 二、戸長 尾藤枝成 村岡正訓 松岡彌二郎
- 吉永群平
- 三、村長 上野直澄 吉永群平 上野直澄
- 江副政喜 大木兼紀 江副政喜
- 原田政信 橋本一男

大島

本島は海中の一孤島にして元と無人島なりしが今より凡そ八十余年前、村内高子原の住人岩本才助始め

て此の島に移住し、領主松井家の命を受けて竹木濫伐の監視をなすの傍ら本島東浦に石灰竈を設け、石灰製造の業を始めたり、是れ本島石灰製造の起源にして又本島移住者の始なり、其後石灰焼業に従事する爲め漸次移住者を増し、明治維新前既に十數戸を構へしが現在戸數八十二戸に及へり、當時は、本村上高子原村に屬し、全村の庄屋の支配を受けたり、之れ現松高村字大島區是なり。

○ 郡 築 村

一、位置及び地勢

八代郡の西端、八代海に臨み、東は松高村、八代町に隣し、北は八千把村に接し、産島を挟み縣營新地に接す、西及南は八代海に面し、球磨川口を隔て、金剛村に相對す、八代町を距る一里二十二町なり。

一、人口及び戸數

戸數四百二十四戸、人口男女計二千三百十三人。

一、生業及び産物

本村に於ける主要なる産物は、米麥にして副産物としては蘭表なりとす、各種の年産額を擧ぐれば左の如し。

種 類	數 量	價 格	種 類	數 量	價 格
米	八、五〇〇 <small>石</small>	一三三、七五〇 <small>円</small>	水 産 物		六、〇〇〇 <small>円</small>
麥	二、二五〇	三二、五〇〇	其 他		一、〇〇〇
蘭 表		六、〇〇〇			

一、教 育

新地築造當時（明治四十年）の郡長古城彌二郎兒童教育の道なきを憂ひ、自ら設立者となりて私立小學校を創始せり、是れ實に本村教育の起源にして、本校の前身なり、明治四十二年九月、公立に改め郡築尋常小學校と稱し、村の中央六番割に定む、時の校長は名和繁穂にして、兒童百八十八人、之を四學級に編制して、二部教授を行ひ、經常費僅々六百五十有餘圓を投するに過ぎず、校舎は仮屋にして、兒童教養上、頗る不便を感じせり。

明治四十三年四月時の村長秋永豊年青年教養の急務を痛感し、各部落に青年會を設立し、青年指導の道を講せり。

同四十四年五月校舎を新築す、之れ即ち現校舎なり、輪奐の美備はらざるも結構堅牢、當時の兒童を收

容するに充分なりき、大正六年村内南北両地方（南部は二番割北部は十番割）に青年夜學場兼教員住宅を設け、地方啓發青年指導の便に資せり、大正七年四月各番割青年會を統一して、一團となし郡築村青年團と稱し組織の變更をなせり、大正八年四月に至り教員住宅の一部を割いて教室に充て、教室の不足を補ふ、時に八學級四百人の兒童數に達せり、大正十年六月高等科を併置し、郡築尋常高等小學校と改稱す、大正十一年一月郡築村處女會を創立し、事務所を本校内に置き處女の指導をなす、大正十一年十二月農業補習學校を併置す、大正十三年四月の現在は學級數十、兒童數五百十五名、職員十一名、經常費九千五百圓を計上す。

歴代學校長

名和繁穂	河野通雄	伊藤熊太郎
矢勝泰介	佐々木龜吉	山下吾三
澤田謙太郎	坂川好親	

五、交通及び通信

道路は平坦にして、隣村との接合宜しきを得、縦貫横達、交通上至便なり、通信機關は集配局を距る遠く頗る不便を感ず。

一、沿革

本村は八代郡有財産造成の目的を以て、計畫せられたる新開地にして、明治三十二年十二月埋立工事に着手し、中途紛擾と暴風とに遭遇し、工程頗る苦心慘憺たるものありしなり、起工後五ヶ年にして漸く潮止をなし、同三十八年五月全く竣工を告ぐるに至れり、而して埋立られたる面積は、千二百町歩に達し、潮止當時の移住者僅々七戸に過ぎざりしが、竣工の際は百三十戸に増加し、翌三十九年は倍加して二百六十余戸を算へ、同四十年には更に一躍して、三百五戸、千三百三十の人口に達せり、然れども土地の所屬未だ定まらず、水上警察の保護を受け、恰も水草を逐へる漂民に異らず、隨て教育の如きも施すに道なかりき、斯くて耕地は年次整理せられ、道路、橋梁亦整ひ、一村の形体稍備はりしを以て、同四十二年四月一村を形成し、郡築村と命名せり、茲に於て始めて村制を布き、八代郡書記秋永豊年を村長に擧ぐ、是實に本村第一次の村長にして、奮勵努力、治績の見るべきもの尠からざりき、村内の區劃を一番割より十二番割に至る十二區に分ち、各區に區長を設け、私立の學校を廢して公立となす等、自治機關概完備せり、當時本村の居民は、本郡は勿論天草、宇土、葦北、上下益城、球磨、菊池の各郡より移住せるものにして、多少風習を異にし、統御上不便を感ずる点尠なからざりしなり、以下重要な事項を列舉し、同四十三年村債を起し、現校舎を建設し、一面部落青年會を起して、教育の進展を計れり。大正元年在郷軍人會分會を設立し、軍人精神の確立を計る、歩兵曹長渡邊七郎會長たり。

大正二年秋永村長満期退職、本村居住松島信貞村長に選舉せらる、全年本村より郡會議員として、飯田福松を選出す、此年信用購買組合を設けて、産業の發達を期せり。

大正三年潮害に依り本村十二番割の堤防缺潰、被害尠なからざりき、此年村農會を創立し、農事の改良研究を企つ、村長松島信貞會長たり。

大正四年衛生組合を組織し、衛生保健を講ず。

大正五年二番割係り堤防約七十間缺潰、被害尠にして其の難を免るゝを得たり。

大正六七年螟虫の被害深大、村民の困憊夥し。

大正七年隆法寺を八番割に建立し、信教の道を啓けり。

大正十年郡築尋常小學校に高等科を併置し、郡築尋常小學校と改稱す。

大正十一年農業補習學校を郡築小學校に併設す。

大正十二年一月松島村長職を辞し、鹿本郡富田一、臨時村長代理たりしが、五ヶ月にして解職全年八月現村長下山時彦就任、此年小作爭議起り紛擾を極む、下山村長深く之を憂ひ、熱誠解決に努力す。

大正十五年爭議全く解決せり。

〇 千 丁 村

一、位置及び地勢

本村は郡内平坦部の中央に位し、八代町を距る一里十八町、東方龍峯村に接し、西不知火海に臨み、南太田郷村、八千把村に境し北文政村、有佐村に隣す、一望の平野地味肥沃實に郡中の米産地たり、其の面積千町步余、是れ千丁村の名ある所以なり、而して東西に長く、南北は甚狭く、其最廣き所は、東西一里十町三十六間余、南北二十七町十間余、南北の最狭き處は、僅かに六町余に過ぎず。

一、人口及び戸數

戸數	七六〇 <small>戸</small>	
人口	本籍 男 三、七六九 <small>人</small>	女 三、八三九 <small>人</small>
	計 七、六〇八 <small>人</small>	
	現住 男 二、七六四 <small>人</small>	女 二、九六五 <small>人</small>
	計 五、七二九 <small>人</small>	

一、生業及び産業

本村は所謂農村にして農業者最多く、村内の職業別を示せば左の如し。

農 業

自作農 一一七戸

自作兼小作農 二二三戸

小作農 二九二円
 工業 四九円
 商業 五四円
 公務自由業 二六円

計 六三二円

農業者は無論米麥の耕作を主体とし之に加ふるに菴菹製造業を副業として、一般家庭的に營まるゝに至れり、左に重要産物を表示す。

名	稱	數	量	價	格	名	稱	數	量	價	格
米		一〇、九四四	石	四二八、七〇〇	円	莫	産	一八九、八三〇	枚	七五、九三二	円
麥		三、五六八		三三、一五二		水	産	二一、九二〇	貫	五三、一七〇	
蘭	表	二五八、四九五	枚	二二二、六四五		計				八二二、五九九	

一、教 育

1、千丁尋常高等小學校

本村は元千丁東部、古閑出の兩學區に分れ、村内二校を有せしが、多年の問題たりし合併漸く熟し、大正

十二年八月先づ兩學區を廢し、次いで全十三年四月一日元千丁東部尋常高等小學校、元古閑出尋常高等小學校は、合併の爲め廢校、即日千丁尋常高等小學校設置と共に、二ヶ年程度の高等科を併置せり。

2、元千丁東部尋常高等小學校

明治十一年四月設立、全二十五年五月校舍増築、全二十六年九月、大新尋常小學校の名稱を改め千丁東部尋常小學校と稱す、全三十八年五月兒童控所建築、全三十九年四月二ヶ年程度の高等科併設、全四十二年三月仮校舍増築、全四十一年四月、學制變更に依り千丁東部尋常小學校と改稱す、大正四年六月敷地擴張、全四年八月仮校舍移轉、全五年五月改築校舍竣成、全八年十二月村立千丁農業補習學校附設、大正十年六月一日二ヶ年程度の高等科併設、大正十三年四月一日、古閑出校と合併の爲め廢校となれり。

歴代學校長

草野 廣人 高濱 清人 高野 万部
 赤坂 元男 手島 務 有田 文喜
 渡邊 吉人 有田 文喜 谷口 廣

3、元古閑出尋常高等小學校

明治八年十一月創設、全十年風災に罹り校舍倒壊し、一時民家を借り校務を執る、全十三年校舍新築尋いで全二十五年及全四十三年校舍各一棟増築せしが、就學兒童の増加、校舍の廢頽とは遂に改築に迫り

大正四年十二月一大改築をなし、全五年五月校舍竣成、全年五月三十日移轉、大正十年六月一日二ヶ年程度の高等科設置、全十三年四月一日、千丁東部校と合併の爲め廢校となれり。

歴代學校長

由解 怡太郎

富島 詮久

佐々木 靖夫

久保 義治

西崎 茂作

山下 吾三

豊田 侃介

4、村立千丁農業補習學校

大正十二年十二月一日元千丁東部尋常高等小學校に附設、全十三年四月一日同校廢校につき、千丁尋常高等小學校に附設せり。

歴代學校長

渡邊 吉人

有田 文喜

谷口 廣

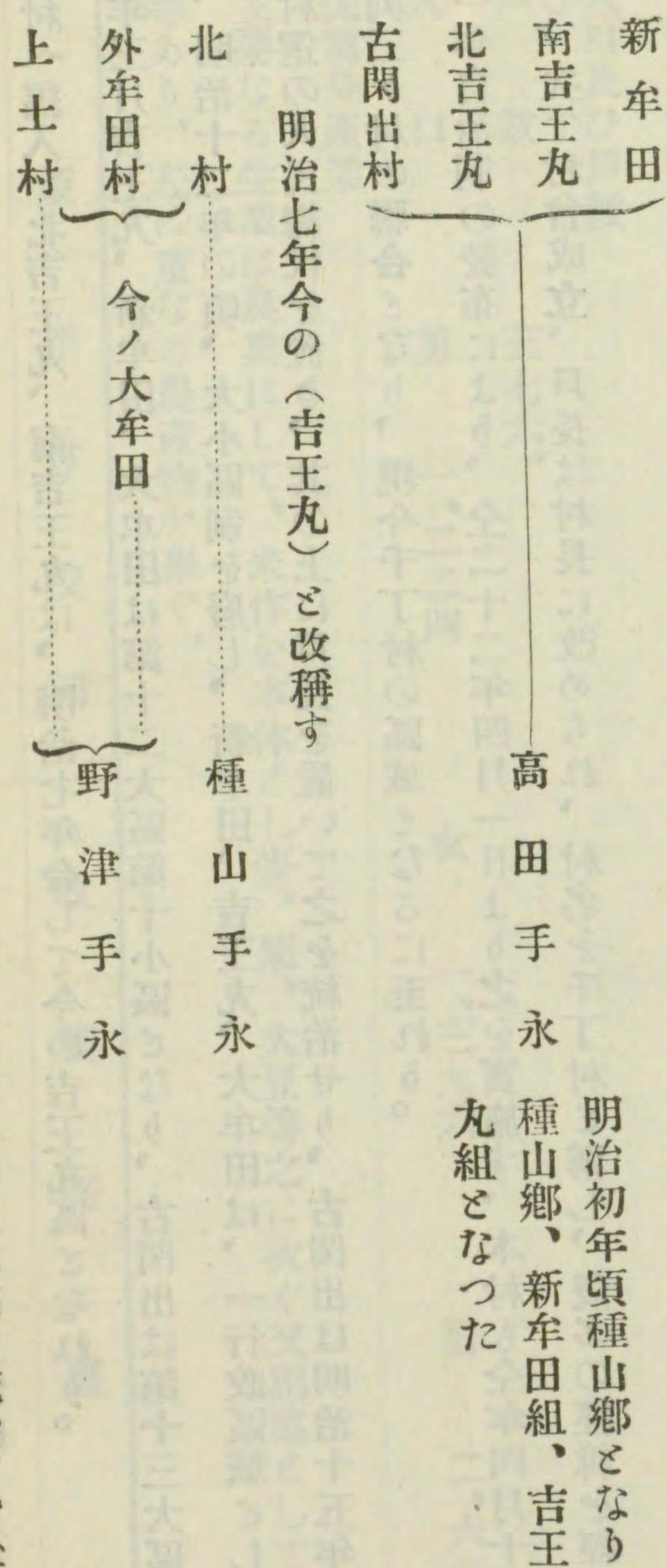
一、交通及び通信

郡道鏡往還南北に貫通し、龍峰村より來れる郡道は吉王丸を経て中道往還に達す、大鞘入江には多少海運の便あり、中道往還及里道は、一体に道路悪しく不便尠からず、鉄道は最近千丁驛の竣工と共に多大の便利を得るに至れり、通信機關としては、村内に千丁郵便局あるも、無配達局にて管轄局より一日一

回の集配あるのみ、尙電信、電話の不便は一層甚大なり。

一、沿革

本村は元と高田、野津、種山各手永總庄屋の支配を受け、各村に庄屋一名ありて、其の村治を掌り、明治の世に至れり、當時の村名及所屬は左の如し。



明治三年七月藩政改革に際し、各村に興長、其の下に十戸長を置き、里正之を統治す、(新村田、吉王丸は其の以前種山郷掛となり、種山郷吉王丸、又は全新村田組と稱し、當時之に里正一名あり、古閑出村は太田郷井上區等と共に、大牟田は他區と共に、各里正の配下に屬し、行政區域異れり) 明治四年七月

廢藩置縣に際し、八代縣に配屬し、明治六年三月里正を廢し、官選の戸長を置き興長、十戸長は用聞、用係に更められ、同時に大牟田區は、新牟田區、吉王丸區と共に、同一戸長の配下に屬す、古閑出村は行政區域を異にし、(古閑出、東濱、南濱新地、及千手開は明治七年地租改正當時、八千把古閑村より古閑出村へ編入)北吉王丸、南吉王丸は、明治七年合して今の吉王丸區となれり。

明治九年三月吉王丸、新牟田、大牟田は第十二大區第十小區となり、古閑出は第十三大區第十一小區とせられ、明治十二年の頃、大小區制を廢し、新牟田、吉王丸、大牟田は、一行政區域として聯合村となり、各村選の人民總代を置き、其の上に戸長を置いて之を統治せり、古閑出は明治十五年頃聯合し、新牟田村列三ヶ村の聯合となり、現今千丁村の區域となるに至れり。

同二十一年自治制の發布により、全二十二年四月一日より之を實施す、本村も全年四月十八日村會議員を選擧し、次で村會成立、戸長は村長に改められ、村名を千丁村と稱し、幾多の經緯を経て今日に及び。

歴代の村長

高濱清人 高野万部 伊藤好生
 吉田龜喜 村田源藏 萩本直人

○ 龍峰村

一、位置及び地勢

本村は八代町を距る二里の地点にあり、東北は小浦村、宮原町に接し、西南は千丁、太田郷、宮地の各村に境せり、龍峰山高く東部に聳へ、西南は八代平野の一部を占め、耕作地亦尠からず。

一、人口及び戸數

戸數 三七六
 人口 男 一、二二四 女 一、三九六 計 二、六二〇

一、生業及産業

本村の主要なる生業は農業にして、米作を本体とし麥、粟、大豆等之に次ぐ又副業としては養蠶、蘭蕪、菓細工等あり、左に重なる農産物を擧ぐ。

種	類	作付反別	收穫高	價格
米		三九三、七反	四、九九九石	一三七、五三〇円
麥		一七九、〇	一、六六三	二〇、〇四一

粟	四六、八	九三六	九、三六〇
大豆	三八、五	三二七	六、五四〇
蘭 蕙		一三、二〇〇	一一、八八〇
藁 工		三三八 _四	一〇、〇〇〇
養 蠶			三、〇〇〇
計			一九八、三五一

一、教 育

小學校は明治六年創立、本村興善寺村光嚴寺を借り受け、一時仮教場に充て、全八年に本校を岡中村玉泉寺に移轉し、分校を西川田村に設置す、明治二十年一月興善寺村に校舍を新築し、而して本校及分校を併合し、龍峰尋常小學校と稱す、同四十三年高等科を併置し、龍峰尋常高等小學校と改稱す。

歴代學校長

- | | | |
|---------|-------|--------|
| 田 浦 秀 邦 | 上野喜一郎 | 石川 愛 郷 |
| 福島用太郎 | 水野 一二 | 伊藤熊太郎 |
| 西崎 茂 作 | 菅村 常正 | |

一、交通及通信

本村の中央を貫通せる鹿兒島往還は坦々砥の如く、住家は多く道路の左右に散在し、東西の便利を計る村道は、本村大字興善寺より千丁村に通し、近時千丁驛の設置に伴ひ、交通上昔日の感あらざるは勿論なるも、郵便局は無配達局なるか故に、宮原局より一日一回の集配によるのみなれば、搔痒の感なき能はず。

一、沿 革

本村は元種山手永（岡小路村、岡中村、岡谷川村、興善寺村）、高田手永（東川田村）、野津手永（西川田）に屬し、後興善寺村外五ヶ村組合と稱し、自治制施行に際し、現今の龍峯村と稱するに至れり。

一、字 名

岡小路、岡中、岡谷川、興善寺、東川田、西川田。

○ 宮 原 町

一、位置及び地勢

本町は八代郡の北部に位し、東は山間地に屬して種山村及吉野村に境し、北端は野津村に隣し、南は龍峯村、西は有佐村に接す、東西凡そ十八町、南北は凡そ二十五町に及べり、面積〇、三一八八方里、八代町を距る三里八町なり。

東方一帯は山岳を擁して、龍峰山、油谷山あり、西方は八代平野の一部に屬す、氷川は、本町を南北に二分し、西流して海に注ぐ、此沿岸に立神の空瀑あり。

一、人口及び戸數

戸數 六八七戸

人口 男 一、八二三人

女 一、九九二人

計 三、八一四人

一、生業及産物

本町は山間部と平地部との兩面に跨るを以て山野の物産に富める地点なり、本町の主要なる生業は即ち農業にして全戸數の過半數に達せり、之を職業別にすれば左の如し。

農業 三九五戸

自作農 一〇六戸

小作農 九七戸

商業 二四八戸

工業 八二戸

日中業 三五戸

其他 二七戸

計 六八七戸

種別	反別	種別	反別
宅地	二六町一二畝	山林	九〇、二二
畑	一九九、四九	原野	九、五二
	一七五、〇二	合計	五〇〇、三七

重要物産
農産物

種別	産出高	價額	種別	産出高	價額
米	五、四七二石	二〇八、八〇〇円	甘藷	二二五、〇〇〇石	六一五円
麥	六四七	一四、六三三	里芋	二四、六〇〇	一、五八四
粟	一、八〇〇	一八、〇〇〇	桑葉	七、九二〇	二二、五〇〇
豆類	二五八石	七、四八二	梨	一〇、六〇〇	九、〇一〇

年を廢止す、同時に女子實科補習學校併設。

大正十二年四月、實業日曜補習學校を併設し大正十五年一月講堂兼用の新校舎落成せり。

大正四年十月二十九日天皇陛下御眞影下賜、

大正六年二月六日皇后陛下御眞影下賜、

大正十四年二月十日皇太子殿下海外御巡遊日誌御下賜、

歴代學校長

八木田謙友	高木虎親	來海實
小野元莊	成松幹吾	永井眞俊
高野幸正	内田直次	池邊用太郎
菅村常正	緒方千尋	田中榮次郎
橋本清	二神敬之	沼田靜雄
古市眞彦		

一、交通及び通信

國道鹿兒島往還、北野津村大字河原町より來り當町を南北に貫通し南龍峰村に入る、北は小川、松橋、宇土、川尻を経て熊本に至るべく、南は日奈久、佐敷、水俣を経て鹿兒島に達すべく、日奈久に至る中

間支線により八代に至るべし。

縣道有佐停車場往還、有佐驛に通する新道にして、有佐驛より更に縣道有佐停車場線によりて鏡町に至るべし。

里道五木往還、市街の中央より東に岐れ、氷川に沿ふて上り、種山村より、氷川の支流河俣川に沿ひ河俣を経て、球磨郡五木村に入り人吉町に達す。

縣道柿迫往還、五木往還中、南種山村より岐れ、氷川の本流を溯りて、下岳、栗木、柿迫、五家莊に至る、當町を起点とする以上の五木、柿迫二往還は、道路改修され、車馬の交通自在なる坦道となれり。

有佐驛は有佐村にありて、宮原、鏡兩町の中間に位し、當町を距る約十八町、北は小川、松橋、宇土、川尻の各驛を経て熊本に至る、南は八代、坂本、瀬戸石、白石、一勝地、渡の各驛を経て人吉に達すべし。

宮原郵便局は宮原町にあり、取扱事務は、普通郵便、電報、小包郵便、爲替、貯金、公衆電話、特設電話等にして、區域は、宮原町、龍峰村、野津村、種山村、河俣村等なり。

官衙公署

八代郡宮原警察署

大字宮原村字上宮にあり

八代區裁判所宮原出張所

宮原町にあり登記事務を取扱ふ

宮原町 役場

宮原町にあり

一、沿革

古の火の邑にして、後宮原と改む、古代肥伊郷に屬し、後八代郡が高田、太田、三箇、小犬、道前、道後の六郷となるに至りて、宮原と今とは道後、川上と立神とは道前、椿と早尾とは小犬に屬す、加藤氏の時代よりは、高田、興善、種山、野津の四手永となり、後興善手永を廢して三手永となり、以て明治維新の際に至れり、此の時に當り、宮原町、上宮原村、下宮原村は野津手永に屬し、今村、早尾村、椿村、川上村、立神村は種山手永に屬せり、明治維新大區小區の制を設けらるゝや、第十二大區第七小區に屬し、且從來八町村なりしを上宮原、下宮原を合して宮原町となし、川上、立神を合して立神村となし以て六町村を併合して宮原町となし、而して舊來の町村を大字となせり。

歴代の町長

山本重雅

濱田義篤

澤田伸志

吉岡直平

中山安真

伊藤平八

村山徳美

一、字名

大字 宮原町

大字 宮原村 上宮（上宮、下宮、塚田、藪田）新村

大字 今 上今、下今

大字 早尾 瀬戸口、腹巻田、今宮、今寺、坊屋敷、山口、油谷

大字 椿 椿、桑原、中園、天神

大字 立神 立神、川上

○ 有 佐 村

一、位置及び地勢

本村は八代郡の北部に位し、東は宮原町に隣し、西南は文政村、龍峰村、千丁村に境し、北は鏡町に接す、八代町を距る三里なり、全村平坦にして地味肥沃、所謂天與の美田たり、全面積三百八十余町歩なり。

一、人口及び戸數

戸數	五〇五
人口	男 一、六四九
	女 一、六七〇
計	三、三一九

一、生業及び産業

1、生業

本村の生業は農業を以て主とす、之に従事する農家は、戸數三百三十三戸に上る、全戸數の六割六分を占む。

2、産業

一戸平均の耕作地は、反別田九反八畝、畑五畝にして、重に米、麥、粟を栽培す、副業としては蘭、蔬菜等の栽培を行ひ其の産額尠からず、商業は八十三戸にして、米穀肥料商、日用雜貨商、飲食店、運送店等あり、工業としては醬油醸造、煉瓦及び普通瓦の製造等あり、蘭表、蘭莫産の製産は殆んど家庭的副業として其の年産額多大なり、其の他各工業に従事するもの少からず。

一、教育

本校は始め下村小學校と稱し、明治七年七月創立せり、本校を有佐村大字下村に設け、支校を大字有佐に置く、明治十一年九月本支兩校合併し、大字中島字大坪に校舎を建設す、同二十二年十一月、尋常有佐小學校と改稱す、同二十六年一月、有佐尋常小學校と改稱す、大正十年二月校地擴張す、同十一年十一月新校舎増築し併せて、舊校舎を改築せり。

歴代學校長

本島 勝明	下田 繁藏	市野 喜久治
桑原 正人	本島 勝明	白木 續
沼田 靜雄	水谷 武揆	馬淵 繼雄

一、交通及び通信

全村平坦にして、鹿兒島本線中央を貫通し、又南八代町西鏡町に至る往還あり、有佐驛前より宮原町に通ずる縣道あり、自動車、馬車等も自由に通行し、交通至つて便利なり。

郵便は鏡郵便局管轄内にして、日々其の配達をなせり、有佐驛には公衆電報、電話の設あり。

一、沿革

古昔本村は左の如く編制せられたり。

小犬郷 中野村、平島村、小路村、下村

道前郷 上土村、上有佐村、下有佐村、内田村

其の後變更せられて、高田、種山、野津の三手永となるに及び、本村の内、中野村、平嶋村、下村、小

路村は種山手永に入り、下有佐村、上有佐村、上土村、内田村は野津手永に入れり。
 明治三年手永の制廢止せられ同五年四月總庄屋以下の名稱を解き、一村の獨立を認められ縣の直轄となり、郡出張所を設け、諸般の事務を取扱ひ、戸長、副戸長を置き何々組の制となれり。
 中野村、平島村、上有佐村、下村、小路村を下村組と稱し、其の後大小區の制となり、本村は第十二大區第七小區に屬せり、同七年、中野村、平島村を合して中島村とし、上有佐村、小路村を合して上有佐村とし、下有佐村、内田村を合して下有佐村とし、下村を下村と稱するに至れり。
 同二十一年四月、町村制發布せられ、下有佐に屬せる上鏡村は、鏡町の中に入れり、同二十二年四月、町村制實施に伴ひ、有佐村と稱するに至れり。

○鏡町

一、位置及び地勢

本町は北熊本を距る九里五丁、南八代町を距る三里の地点にあり、有佐驛より十余町にして達す、東南は有佐村に、西南は文政村に接し、又西方の一部不知火海に濱し、北は氷川を隔て、和鹿島村に界す、東西凡そ一里十八町、南北凡そ二十五町、面積は〇、五九七方里あり。

地形東西に延長し、南北稍短し、全部概耕地にして、米穀の栽培に適せり、氷川及び麓川（一名新川）又は球磨川の用水を引き、灌漑の便宜し。
 本町内の地目を類別すれば左の如し。

種別	反	種別	反	種別
宅地	一六三、六五七 <small>町</small>	畑地	一〇〇、〇 <small>町</small>	別
田地	六四四、九 <small>町</small>	其他	一一八	

一、人口及戸數

戸數	一、七九〇 <small>戸</small>
人口	本籍 男 二、七二五 <small>人</small> 現在 男 五、七三一 <small>人</small> 女 三、八八二 <small>人</small> 女 五、五三九 <small>人</small> 計 七、五九七 <small>人</small> 計 一一、二七〇 <small>人</small>

一、生業及産業

大字鏡町内田村大部分及鏡村の一部は商業を主とし、鏡町の内津口、横江、鏡村の大部分は農業を主とし、鏡町と内田村とは漁業に従事するもの少からず、近年牡蠣の養殖は著しく盛んなり、鏡窒素肥料

會社の設立以後、本町は急に發達せり、當町に於ける職業別を擧ぐれば左の如し。

種別	戸數	種別	戸數
農業	六四九 _ア	漁業	二八五 _反
商業	四〇〇	其他	一九四
工業	二六二		

主要産物

種別	收穫高	價格	種別	收穫高	價格
米	一三、三一二 _石	四八一、九二〇 _円	鱈	一〇〇、三八四 _貫	四〇、一三五 _円
麥	三、五八九	六二、三二〇	魚類	三、七〇〇	二三、三四七
蘭	九一、二六四 _枚	六三、八八四			七三六、六〇六
草	三七五、〇〇〇 _貫	七五、〇〇〇			

一、教育

鏡尋常小學校 大字鏡村にあり、明治五年十一月創立す、先是嘉永年間此地の有志者相謀り、村塾を内田村に設け、熊本より儒者を招き子弟教養の任を委ね明治の初に至れり、因て該村塾を以て校舎に充つ、之を公立内田小學校と稱す、當時學制領布即下にて、就學督促盛に勵行せられ、學齡兒童多數の就學關係上教法寺を借り假教室となす、更に緒方の私宅を借り男女兒童を區分す、男子を内田小學校に、女兒を緒方の宅に教育せり、其後更に緒方の家屋一棟を買収し校名を鏡女子小學校と稱し、兩校漸く整頓の緒に就き、校運次第に隆なり、偶明治十年西南の兵乱に逢ひ、一時兩校を閉鎖し陸軍の假病舎に充つ、九月再び開校す、明治十四年四月、鏡、内田の兩校を併合し、内田村の北偶字安居に校舎を新築し、男女兒童を同所に收容し、公立鑑内小學校と改稱す、其の後就學兒童の増加に伴ひ、野崎村に支校を設け芝口村に分校を置くに至れり、明治十九年上鏡村、鏡村、有佐村の三村共立になれる、有鑑校祝融に遇ひしを以て、上鏡、鏡の兩校を併せ現位置に校舎を新築し、全年十一月移轉す其の後學制の改革に伴ひ、野崎の支校を獨立せしめ芝口の分校を本校に合す、翌年三月校名を尋常鏡小學校と稱す大正元年七月、日本窒素肥料株式會社の鏡工場設置により、兒童の増加日々に著るしく、従つて學級の増加を來し、大正十三年五月に至り、終に大増築を決定せる結果漸く全部を收容するを得るに至れり、現在學級數は二十六にして兒童數は凡そ千二百七十九人を算す、而して職員數は三十一人とす。

歴代學校長

名和範藏	沼田則英	名和繁穂
江藤樹	有田文喜	野口吾平

一、銀行及び會社

日本窒素肥料會社鏡工場
安田銀行鏡支店

一、交通及び通信

鐵道 鹿兒島本線、町の東部有佐村との間を南北に貫通し、有佐驛を距る僅に十五町に過ぎず。鏡軌道株式會社の軌道は、西部日本窒素肥料會社の物資を運搬し、有佐驛に至る延長約一哩。鏡往還（縣道）西部を鎌の手に通し、北和鹿島村より當町に入り、西に折れ更に南して文政村に入る、北は和鹿島村、小川村を経て熊本に至り南は八代町に至る道路坦々、定期自動車は日々八代鏡間を往來す。中道往還和鹿島村より東部上鏡村に入り、有佐村、千丁村を通して八代町に至る。停車場道路（縣道）東部有佐驛より花園を経て鏡町に入り、鏡往還に通ず、本道路は東部有佐村、宮原町に於て國道に連結し、縣道種山街道を経て、五家莊に至る自動車の便あり。鏡入江 麓川の下流を利用して開鑿せしものにして、鏡町と内田村との中間を貫通して海に通ず、長さ

凡一里、海運の要路にして貨物の運輸、漁舟の往來悉く之に頼れり、實に鏡町の咽喉たり、特に窒素肥料會社は此便を得ること最多し。

各地に至る里程は左の如し

有佐驛	十五町	宮原町	三十町
松橋町	三里	八代町	三里
熊本市	九里五町		

郵便局 大字鏡町に在り、普通郵便、小包郵便、爲替、貯金、電報、電話等を取扱ふ。

一、沿革

鏡町は郡の北端にありて、古來熊本に通ずる樞要の地たり、町村制發布前の事蹟は今之を詳にするに由なし、明治二十一年町村制發布せられたるに及び、内田村、鏡村、上鏡村、芝口村、野崎村を併せて鏡町となせり。

慶應元年宇土侯、新地理築の計畫をなし、全二年起工し明治元年に至り竣工す、是れ今日の野崎村なり、本郡及宇土、天草、益城の諸郡より農民來集し、戸數凡四十余戸に上る、明治二年西端の堤防崩壊し、一變して碧海に復す、茲に於て居民皆生計の道を失し、各地に離散し殘るもの僅に二十九戸是に於て小

島萬平次乃ち官に請願し、私資を投して之を修築し明治四年竣工す、新地の面積は左の如し。

総面積 一八三町

耕作反別 一六〇町餘 養魚地 九町餘

其他宅地、畑なり

○ 文 政 村

一、位置及び地勢

本村は八代町を距る二里十八町の地点にあり、東は鏡町に接し、東南は有佐村、南は千丁村に隣し、西北は不知火海に臨み、其の面積約一方里あり。

全村平地にして、土地多くは貝殻質にして、豊饒ならざるも敢て米穀栽培に適せざるにあらず。

一、人口及び戸數

戸數 七九七戸

人口 男女計 四、九二三人あり。

一、教 育

明治六年小學校を設け同十年公立進知小學校と稱し、同十八年尋常文政小學校と稱す、同二十四年文政尋常高等小學校と改稱、同六年 兩陛下御眞影下賜、同十一年校舍増築。

現在の状況

學級數 尋常 一二 兒童數 七二〇 職員 男九人 女六人

歴代學校長

緒方水哉	森常敬	丸山置治
佐藤量三	成松幹吾	草野廣人
永井眞俊	福島用太郎	坂田仁三郎
福島小市	甲斐珍雄	

一、交通及び通信

東鏡町に至る一里、南八代町に至る二里余、有佐驛に至る一里餘、主なる道路は人力車、荷馬車、自動車
の便ありと雖も村内の交通は概して不便なるを免れず。
無集配の三等郵便局あれども、電報、電話の設けなし郵便物は鏡郵便局より配達さる。

一、沿革

本村は元野津手永の内、寶出、外出、貝洲、碓原、塩濱及び元種山手永に屬せる北出村を合せて、一村をなせり、明治十年郡區の改正により、芝口、野崎の二村を併せ寶出村組、兩出村組として各戸長を置く、其の後町村制實施により、芝口、野崎を除き、寶出、貝洲、塩濱、外出の四ヶ村を以て文政村となす。

一、字名

寶出、兩出(外出、北出)貝洲、塩濱、碓原、

○ 和鹿島村

一、位置及び地勢

郡の最西北に位し北は下益城郡河江村、東は吉野村及野津村に隣し、南は氷川を隔て、鏡町に對し、西は八代海に面せり。

本村は元來海面を埋築せる新地なるを以て、海岸には尙ほ池沼を存し一般に平坦なり、河川には北側を流るゝものに砂川あり、南側には氷川あり、堤防側の地点は開拓されて尺寸地の空地を存せず、一般に耕作に精勵し農業最盛なり、海岸は遠淺にして、海面埋築の余地頗る有望なり

一、人口及び戸數

戸數	四五七
人口	本籍 男女計 三、九五九
	現住 男女計 三、一五〇

一、生業及び産業

1、農業

本村は他村に比し地味肥沃なれば従つて農業盛にして生業中の首位を占む、耕地面積は田地五百六十九町二反余歩、畑地百〇二町三反三畝歩余、一戸平均一町九反余歩なり、主なる農産物は米麥にして其の年産額米は一万三千四百〇四石、此價格三十七万五千六百十二圓、麥は二千七百五十三石、此價格三万二千三百八十一圓に達せり、その他粟、甘藷、葱類、馬鈴薯、果實、疊表、産繭等も亦産出少からず、是等の農産物は、自家用として使用するの外全部移出す、殊に米麥は本村の生命なり。

2、水産業

西は八代海に臨むを以て水産物の漁獲少からず、主なるものはボラ、セゴ、チン、ハゼ、イカ、コノシロ、エブナ、フナ等にして、その他タコ、シヤク等を産す、近時牡蠣の養殖盛に行はれ、年々其の産額を増加す。

3、商業及工業

生業は殆んど農業を主体とするを以て商業及工業の見るべきものなし。

四、教 育

明治十九年八月、鹿野尋常小學校、鹿島尋常小學校の二校を設立す、同二十九年十月、二校を併合して和鹿島尋常小學校と稱し大字鹿島に設立す、大正九年四月、修業年限二ヶ年の高等科を併置し、和鹿島尋常高等小學校と稱す、同十一年十一月、本縣訓令實業補習教育實施要項に基きて農業補習學校を併設せり。

歴代學校長

緒方茂樹	佐々木靖夫	加賀山武
永井眞俊	山下吾三	門司達彦
富岡伍平次		

一、交通及び通信

主要なる道路は、南八代町より鏡町を経て氷川を渡り村内を南北に貫通する縣道あり北は松橋町を経て熊本市に至る、村道は一般に不完全にして、交通甚た不便なり、其延長實に三十三里九町余に達す、此

の内馬車の通ずるもの僅々二里余に過ぎず、橋梁三十六ヶ所あれど完全なるもの少なし、海岸の交通は最不便なり。

郵便電信事務は鏡郵便局之に當り一日一回集配す。

一、沿 革

本村は初め鹿島村、東鹿島村とて一集團の部落なりしが、天保十一年、鹿野新地開拓され、嘉永六年、網道新地の埋築工事竣成せり、當時本村に移住せしものは種山地方より來りしものなりと云ふ、之を四區に分ち島地村、鹿島村、鹿野村、網道村と稱へ居たりしが明治二十二年、町村制の施行せられると同時に、和鹿島村と改稱し、以て現在の村治を見るに至れり、大正十一年の紀元節に當り優良町村として本縣より選奨せられたり。

島地、鹿島は氷川下流の沖積地なり、又島地、柳之江の住民は、葦北の城主出家して嘗て八代町に寺を建てしが之に附隨せし農民の移住せしものと傳へらる。

一、字 名

本村は之を四字に區分す。

島 地、 鹿 島、 鹿 野、 網 道、

○ 吉 野 村

一、位置及び地勢

郡の北部を占め、東及び南は種山村に、東北は下益城郡小川町に境し、西南は野津村に、西は和鹿島村に接す。

地勢上分つて二つとなす、即ち中央以西は坦々たる平地にして、中央以東は丘陵起伏せる山地なるも、高山なく次第に開墾され耕地多し。

戸 数 三四二戸

人 口 男 一、二九七人

女 一、三〇四人

計 三、六〇一人

一、生業及び産業

本村は西隣の和鹿島村に比し田地甚少なく米穀の栽培従つて少なし、其の主なる産物は左の如し。

種 類	産 出 高	價 格	種 類	産 出 高	價 格
米	四、〇〇〇石	一二五、〇〇〇円	梨		一二、九〇〇円
麥	五一〇	五、五〇〇	蜜		一一、五〇〇
			柿		
			柑		

一、教 育

明治七年五月小學校を設立し吉本町養福寺を以て假教場に充つ、全十三年高塚村字乱橋に建築移轉、全二十年四月、小學校令實施の際、尋常野津小學校吉本支校となる。全二十二年町制實施により、吉野村と改稱せらるゝや、野津校の支屬を脱し吉本小學校と稱す、全二十四年四月、大野支校と合して、吉野尋常小學校となる、全四十年三月、二ヶ年制の高等科を併置せられ今日に及べり。

歴代學校長

古 閑 俊 太	緒 方 千 尋	赤 坂 元 男
堀 川 義 人	田 島 恒 喜	谷 口 廣
弓 削 末 喜	平 子 貞 臣	堀 川 弘
中 村 改 平	豊 田 侃 介	

一、交通及び通信

鹿兒島往還は、より本村の中央を貫通し、下益城郡小川町に至る。又近時和鹿島村より起り本村を通過して、東種山村に達する道路の新設あり交通の便甚宜しく又隣接せる小川町及び鏡町、宮原町等に郵便局ありて通信甚便なり。

一、沿革

元種山手永に屬せし大野村、吉本村、新田村は明治二十二年町村制實施に伴ひ、併合して現在の吉野村と稱するに至れり。

○野津村

一、位置及び地勢

本村は郡の北西に位し、東北は吉野村、宮原町に接し、西は和鹿島村に境し、南は氷川を隔て、宮原町及び有佐村に對す、東方は丘陵をなし西方は廣漠たる八代の平野に連る。

一、人口及び戸數

戸數 三五九

人口 男女計 二、一五九

一、生業及び産業

本村の耕作反別及産物を列記すれば左の如し。

田地 二五一町三九一^反
畑地 四一町五一〇^反

産物	産出高	價格	産物	産出高	價格
米	五、〇二六	一六、〇八三 ^圓	甘 薯	九、六五七 ^貫	六七
麥	一、三三四	二、五〇八	果 樹	作付反別約十町	二、八〇〇
粟	五二〇	六三〇	草	全 二町三反	五、七五〇
大豆	四〇五	八四〇	計		二八、七二八

蘭草は二十年以前有佐村より移殖し近年漸次植栽者多數となり更に晩稻栽培の關係上益有望とならんとす。

一、教育

明治七年八月野津小學校を創設し、勝專坊本堂を以て教場に假用し明治十年和鹿島校と合併し、東光寺明治本堂を以て教場に充つ、同二十八年大風雨の爲め校舍全潰す、故に東光寺、善林寺に校舍を遷す、同四十三年、高等科を併置し、野津尋常高等小學校と改稱す、同年九月、野津校舍を廢して東部校舍を買收し之に移轉す、大正十年四月村立農業補習學校を併設す、大正十一年九月新校舍（三教室）を増築す。

歴代學校長

大槻英興	佐々木清夫	上田 孜
矢住軍記	門司達彦	岩田辰次
中村改平	近藤豊喜	

一、交通及び通信

東部には、鹿兒島街道南北に横貫し、西部には之に相對して鉄道鹿兒島本線南北に通過し交通頗る便なり。

通信は宮原郵便局より、日々其集配を受く。大字河 には近時電話の設置あり。

○種山村

一、位置及び地勢

本村は郡の東部にあり、八代町を距る四里四町鹿兒島本線の有佐驛より柿迫道路を東すること約一里余の山峽にあり、東は下岳村に境し、南は川俣村、下松求麻村に接し、西は宮地村、龍峰村、宮原町、吉野村に、北は下益城郡海東村と堺せり。

連山四面を圍繞し恰も一小盆地をなす、氷川の本流並に川俣川、小浦川の兩支流は、本村の中央を貫流

し、其の流域には田地耕作され、地味比較的肥沃にして農産物亦少からず、東南一帯の山地は林産物に富む。

一、人口及び戸數

戸數	五一三		
人口	男 一、八〇一	女 一、八六三	計 三、六六四

一、生業及び産業

本村は山間の一部落なるを以て、従つて平地村の耕地饒多なるに比すれば、實に貧弱の感なき能はず、又商工業に従事するものも尠からず、左に職業別を示せば

農業	三九七	工業	四五
商業	三三	林業	六
其他	三二	計	五一三

即ち農業者は全戸數の七割七分強に當る、本村の主要生業は農業にして、その一戸當りの耕作反別は尤狭少にして一家の生計を維持するには、稍困難の狀なき能はず、故に農閑を利用して他の職業を兼ぬるもの少なからず、本村に於ける耕作法は一般に全力を集約法に注ぎ、多收を目的とせるは地面の關係上亦自然の歸結ならん。

本村重なる農産物及價格左の如し

種目	數	量	價	格	備考
米		一、八五〇石	五五、〇〇〇	円	
麥		一、六〇〇	三〇、〇〇〇	円	
大豆		四二〇	八、四〇〇	円	
雜穀		一六〇	二、四〇〇	円	自家用
甘藷		一、〇〇〇、〇〇〇斤	一一、二〇〇	円	自家用
葉菜		一六、四〇〇貫	二、四〇〇	円	自家用トスルモノ多シ
筍		九、三〇〇斤	二、八〇〇	円	小浦、北部ニ多シ
果實		六、〇〇〇貫	二、〇〇〇	円	販賣スルモノ少シ
梨、柿、柑		四〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	円	主トシテ販賣ス
茶		八、〇〇〇	三六、〇〇〇	円	小浦地方ニ多シ
繭		二七〇	二、〇〇〇	円	
鶏及卵			二、〇〇〇	円	

種類	數	量	價	格	備考
蘭計		五〇〇枚	一一〇、三〇〇	円	
工産物					
下駄		三〇、〇〇〇足	三、〇〇〇	円	
製材			三六、〇〇〇	円	
傘			六〇〇	円	
塗物			一、〇〇〇	円	
石塔			一、二〇〇	円	
其他			三、〇〇〇	円	精米、製粉、紙力細工、鍛冶等
計			四四、八〇〇	円	

水産物	種類	数量	價格	備考
水産物	粘土(白)	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、五〇〇円	蘭土ニシテ有佐方面へ搬出セラル
	薪材(割木)	三三〇、〇〇〇部	二七、五〇〇	自家用ノ外搬出分
	材木	一五〇、〇〇〇部	八、〇〇〇	粗製品
	竹細工		七、〇〇〇	
	計其他		一、〇〇〇	
			七五、五〇〇	

種類	数量	價格	種類	数量	價格
鮎	六〇〇部	二、四〇〇円	其他	一一〇	一一〇
鰻	一五〇	四五〇	計	一、六七〇	三、一三〇
川蟹	八〇〇	一六〇			

其他日傭稼(道路修理、山林手入、田植手間等) 荷馬車挽、屋根葺等あり。

一、教育

種山尋常高等小學校は、元第十六番中學區南種山村種山小學校と稱し、明治八年の創立に係り、南種山村に本校を、北種山村、小浦村、及猫谷(宮地村)に各支校を置けり、然るに同十一年八月に至り、北種山支校先づ獨立して氷川小學校と改稱し、次で猫谷支校は宮地小學校に附屬し、小浦支校亦學制變更と共に獨立す、全二十年學制變革に基き種山水川兩小學校合併し種山小學校と改稱し、二學級組織をなす、此の年新築校舍を南種山村字淵の本に建て、全年六月之に移轉す。

全二十年六月、八代郡第五番學區館原(小浦村)小學校本校の支校となり館原支校と改稱す、全二十四年一月、勅語謄本拜戴、全二十五年六月館原支校獨立して小浦尋常小學校と改稱す、全三十三年、全三

十六年、全四十三年に各校舎一棟を増築す、全三十八年度より高等科を併置し、種山尋常高等小學校と改稱す、全四十二年度より小浦尋常小學校を合併し、學校の組織を左の如く改む。

本校 (南種山村字淵ノ本) 高等科、尋常科

分教場 (小浦村字内之木場) 尋常科

児童收容區域

本校 北種山、南種山、小浦(新開、重見、館原、仁田尾)

分教場 小浦の一部(池の原、内の木場、箱石)

明治四十三年二月、本校學令兒童就學並に教授訓育の成績佳良なりとし、熊本縣知事より選賞せられ、金百圓を交附せらる、全四年十月、全六年二月の兩度に於て、天皇、皇后兩陛下の御眞影を奉戴す、全七年十二月新に種山農業補習學校を併設す。

現在の學級數、職員數並に兒童數左の如し。

學級數	一一	職員數	一三	兒童數	五三八
補習學校					
學級數	四	職員數	專任 一 兼任 四		
生徒數	一〇五				

歴代學校長

菅村常釋

宗熊人

澤田謙太郎

武藤充雄

菅村常正

水野一二

一、交通及び通信

1、交通

本村は山間部交通の要衝に當り、近年道路整ひ、縣道宮原五木線、宮原柿迫線、本村の中央部を貫通し是等を幹線として、各部落を連絡する道路も、年一年漸次完成しつゝあり。

幹線は人力車、馬車、自動車の往來頻繁にして、本村を中心に有佐、川俣、下岳、柿迫間を不斷往復せり。近く未成縣道種山八代線(小浦、猫谷、宮地經由)種山和鹿島線(吉野村經由)柿迫小川線(種山村經由)の完成を見れば、本村は實に四通八達の要衝に當り、一層の利便を得るに至るべし。尙電燈は大正十一年五月より、種山全村に點火したり。

2、通信

大正十一年南種山郵便局開設せられ、爲替、貯金等の事務を取扱ひ、郵便物の配達は一日一回宮原郵便局之を管理す。

一、沿革

明治二十二年町村制の布かる、や、南種山村、北種山村、小浦村の三ヶ村組合となり、大正十二年十月南種山村外二ヶ村合併して種山村となる、同十二年十月三十日、北種山村、南種山村、小浦村の三ヶ村組合を解散し、新に一村を設けて種山村と稱す。

歴代村長

藤木 静次 中村 啓三 藤木 静次

押方 龜記 佐藤 敬信 高橋 新藏

一、字名

大字北種山 西原、五反田、口ノ上、白谷、椎屋、蔵野、差野、中村、田中、筒井、大字南種山 赤山、平野、杉之本、森下、淵之本、早瀬、徳丸、陣内、黒淵、大字小浦 新開、重見、館原、仁田尾、池之原、内之木場、箱石、

○ 下岳村

一、位置及地勢

郡の東部に在リ八代町、を距る六里十八町、西は種山村に、東は柿迫村、南は栗木村、川俣村の兩村に隣す、北は一帶の連山を以て、下益城郡海東村、年禰村に連る。

本村は連山重疊、東南に肥後富士の稱ある矢山岳高く聳へ、氷川は村の中央を東西に貫流す、其の流域に沿ふて多少の耕地を有す。

一、人口及び戸數

戸數 三二五戸

人口 男 一、三六四

女 一、三五〇

計 二、七一四

一、生業及び産業

本村は古來より農業本位の村落にして、林業を副業とす、其の生産額を示せば左の如し

物産	數量	價格	物産	數量	價格
米	七五六 <small>石</small>	二、四五七 <small>円</small>	茶	二、〇〇〇 <small>斤</small>	一、〇〇〇 <small>円</small>
粟	一、一〇〇	一、三七五	木	九、〇〇〇 <small>材</small>	四五、〇〇〇
麥	七二〇	一、四四〇	計		五三、七二二
甘藷	四九、〇五 <small>斤</small>	二、四五〇			

一、教 育

明治六年従前の村役場を代用して校舎とし公立下岳小學校と稱し、後學制改革により、下岳簡易教場となれり、全二十四年五月單級編制となる、全三十二年二學級編制となれり、全三十八年度に高等科二部教授を行ふ、全四十一年に校舎改築をなし、義務年限延長に伴ひ、全四十四年に二教室を増築し、大正一年高等科を併置して七學級となれり。

歴代學校長

藤本貞雄	緒方茂精	野口璉徳
田代熊彦	澤田義武	澤田重雄
福原彌太郎	蓑田政宜	高野昌義
鈴木長吉	高野爲彦	後藤密房
吉見昌元	小早川隆一	澤田覺治
藤木泰治	木下重之	

一、交通及び通信

1、交通

宮原町より種山村、下岳村を経て柿迫村に至る縣道あり、荷馬車乗合馬車の往來あり。

2、通信

通信機關は甚だ不充分なり、郵便物は隣村の柿迫郵便局の集配あるのみ。

一、沿革

明治維新前は、種山手永惣庄屋の配下に下岳庄屋ありて村治を掌り來りしが明治四年下岳、栗木、柿迫の三村の組合となり、第十二大區第九小區に編入せられ里正を置き、下岳村には用掛其下に十戸長を置きしが、全五年里正を廢して、官選の戸長を設く、全十一年大小區制廢止、全十二年より栗木村、下岳村の組合となり、是より官選戸長の制廢せられ民選戸長となれり、全二十一年四月自治制の發布ありしかば栗木、柿迫、下岳の三ヶ村組合を組織し、新に村長を選擧し、斯くて明治二十六年に至り組合を解散し、更に下岳村と改稱し以て今日に及べり。

一、字名

元屋敷、松ノ原、白木平、廣平、犬山、古屋敷、澤無田、宮ノ崎、土生、尾園、平、中尾、定野、矢山。

○ 柿迫村

一、位置及び地勢

郡の東部に位し氷川の上流山間の地を占む、東は五家莊、仁田尾村に接し西南は栗木村、下岳村に界し北方釋迦院岳の高峯をへだて、下益城郡海東村に接す、宮原町へ五里、八代町を距ること九里なり。村内山岳重疊殆んど平地を見ず、氷川は村の中央を東西に貫流し、其流域に僅かに耕地を有す。

一、人口及び戸數

戸數 三五二戸
人口 男女計 二、三八三人

一、生業及び産業

本村の住民は農業を主とし副業としては製茶、製粉等に従事す、重なる産業は左の如し。

種別	收穫高	價格	種別	收穫高	價格
米	七五九石	二四、六六一円	牛	一〇八頭	一六、二〇〇円
麥	八九四	二、一八二	澱粉	二、八一五貫	五二五
茶	五、四一六貫	一九、三七三	繭	一二〇斤	一二八
家禽		一、三二二	楮	四、〇〇〇貫	二、〇〇〇
茸	八〇〇斤	二、二〇〇	計		六八、〇六六

一、教 育

1、柿迫東部尋常小學校

明治十四年柿迫村字岩奥に岩奥小學校を設立し、同二十五年四月東部支校を獨立の單級學校とし、柿迫東部尋常小學校と稱す。

同四十一年四月柿迫東部尋常小學校坂本分教場を設置す、本村は地形の關係上學校を三ヶ所に設く、即ち柿迫東部尋常小學校、柿迫西部尋常小學校及び板木分教場是れなり。

歴代學校長

福永 繼治 佐々木 靖夫 郡 正 矩
吉田 近正 久保 義治 岡村 勝 喜

2、栗木尋常小學校

明治六年栗木校を栗木村赤根に創立し、同三十三年尋常科四學級編制し、同三十四年栗木村深山谷に新に小學校を建築し以て現今に及べり、同四十五年農業補習學校を本校に設置す、大正六年 天皇后兩陛下御眞影奉戴。

歴代學校長

後 藤 密 房 菅村 常 釋 名 和 繁 穂

古澤 正雄 平田 伍平次 服部 末雄
 吉田 近正 佐々木 龜記 岡村 勝喜
 藤木 泰治

一、交通及び通信

本村は全く山間の一小部落なれども、道路は宮原柿迫線の貫通するあつて自動車、馬車、人力車、自轉車等の交通は實に自由なり、又小徑は隨所に設けられたり。通信としては特に本村に郵便局設置せられ東部各村落の配達を掌る。

一、字 名

白岩戸、上之門、糸原、二重、打越、深山、木場、横手、内桑、一氏、岩奥、板木、保口、野添、杉ノ谷、日當、音川、深水谷、赤根、古園、南川内、

五 家 莊

一、總 說

五家莊は郡の東部、深山幽谷の裡に在り、東西約四里、南北約三里、面積約十二方里にして全郡の四分の一強を占む。

東は宮崎縣西臼杵郡、北は上益城郡白糸村、下益城郡西砥用村、南は球磨郡水上村、五木村、西は柿迫

村に界す、久連子、椎原、仁田尾、葉木、縦木五箇村の總稱にして、縦木は最も東部を占め、北東南の三面は宮崎縣及上益城郡、球磨郡に圍まれ、葉木は其西北に當りて下益城郡に接し、久連子は縦木の西南に連りて球磨郡に界し、椎原は葉木、久連子の中間に介まりて西南の一角球磨郡に連り、仁田尾は葉木、椎原二村の西に横はりて北下益城郡砥用村及び西柿迫村に隣せり。

久連子は元來六十余戸ありしも、約半數は球磨郡五木村の内梶原、入鴨、宮園の深谷中に出稼し明治十四年に至り籍を五木村に移し以て現今に至れり。

人家は山腹溪間に散在し、一村一部落をなせるは椎原にして、各部落の廣袤一里に出でざるものは久連子のみにして、其の他は一村數里に亘り、殊に仁田尾の如きは鐘峯なる峻岳の周圍に散在し、小原、朴木二字を除く外は、一字にして一戸若くは二戸、而して隣の部落を距る一里に近く、加ふるに峻坂を隔つるを以て交通頗る不便なり。

字 名

久連子村 本村、岳、小谷、待木、中ノ川原、

椎原村 字なし、

仁田尾村

小原、奥、樽木、朴ノ木、責、七人塚、勝負ノ谷、稻葉切、西ノ岩、中材、瀧ノ首、東平、福根、黒原、赤石、二本杉、高生、麥岩、下屋敷、仁田尾

葉木村 腰越、屋敷、平、八間谷

縦木村 縦木、縦ノ木、貝持、八生

一、行政區域

本村は特殊の寒村にして戸口少く資力乏しくして、各別に村治機關を設けること能はざるのみならず、五箇村を合同するも猶其力なきを以て隣村なる柿迫、栗木の二村と組合を組織して、一の自治區域を設け殆んど柿迫、栗木二村の附庸たるの觀あり、村役場は柿迫村字筒井に在り栗木村、久連子村、椎原村、仁田尾村、葉木村、縦木村組合役場と稱す、區長は久連子、椎原、葉木各一名、縦木二名、仁田尾三名にして一名の受持區域數里に亘るものあり、租税の如きは村役場遠隔なるを以て、區長之を纏めて收入役に納付す。警察は宮原警察署の管轄にして、巡查駐在所は栗木村字落合に在り。

一、交通及び通信

道路は山腹を通じ峻嶺を越へ、懸崖、危棧纜に細徑を通するのみ、或は危湍石を噛み、深淵碧瑠璃を碎く所、僅に歩行し得るのみ、莊中牛馬を飼養せず、物品の運搬は専ら人脊に依る。

仁田尾村字小原に郵便局あり、普通郵便、小包郵便、爲替、貯金の事務を取扱ふ、其配達區域頗る廣きを以て葉木、縦木方面の集配人は、宿泊して歸局するを常とす。

各村内の里程を擧ぐれば左の如し。

村名	縣廳 (小川通)	八代町 (宮原通)	宮原警察署	村役場	郵便局	小川町
久連子村	一八里	一四里	一里	六里	三里	一里
椎原村	一七	一三	〇	五	一	〇
仁田尾村	一八	一四	一	六	二	一
葉木村	一八	一四	一	六	四	一
縦木村	二〇	一六	一三	八	六	一

一、生業及び物産

生業は皆農業にして傍ら林業狩獵をなすもの多し、耕作地は水田に乏しきは前述の如く、畑地亦甚た少し、多くは切替畑と稱し鬱蒼たる森林を伐り拂ひて耕地となす、俗に木場と稱す、稗、小豆、蕎麥、甘藷、大根、菘等の穀菜類は凡そ此の切替畑に生産するものなり。

今地目を種別すれば左の如し。

田地 約二段二畝歩

切替畑

燒畑 約二百七十六町五段五畝歩

山林
原野
宅地 約四町五畝九歩

山岳は悉く樹木鬱茂し良材に富む、明治維新前にありては伐採をなすこと少かりしが、近年斧斤至る所に加へられ、製材の業行はる。然れども運搬甚だ不便にして、小なるものは一部牛馬の便あるも多くは人背に頼り、大なるものは溪流を利用して球磨川を流下す。重要物産及其の價額左の如し。

品目	數量	價格	產地
茶	六五石	一、五二五 ^円	久連子、椎原、及び仁田尾の一部
丸太及角材	七、三二五	一、〇〇二	主として葉木、樅木
鐵道枕木	三二一、五三〇 ^條	九、七五九	右同
下獸材	五五六 ^條	一、三九〇	主として樅木
獸皮	三〇〇 ^枚	三六〇	全部
椎茸	五〇〇 ^斤	三〇〇	

猪及鹿肉	三三五 ^斤	五二二 ^円	全上
------	------------------	------------------	----

其の他の物産少額の輸出品を擧ぐれば、稗、小豆、玉蜀黍、馬鈴薯、蕎麥、黍、筍、山葵、獨活、葛、蘿蔔、菘、胡瓜、川苔、梅、桃等にして溪流には榎葉魚を産す。

一、教育

明治維新前は全然教育上の施設あざりき、學制頒布の後、久連子村に松原小學校、葉木村に白鳥小學校を設け、縣費及び郡中聯合の補助を以て維持し來りしが、明治十五年補助兩ながら廢せられ、維持甚だ困難となり、極めて不完全の教育を施しつゝ、僅に命存脈をせしが、同二十五年改正小學校令實施に際し、尋常小學校設置の義務を免除されたり、然れども各村寺小屋的の教場を設け、殊に葉木村の如きは、二十戸内外の小村なるも一校を支へ同三十六年六月、郡費補助の下に久連子、小原(仁田尾村)、葉木の三尋常小學校設置せられたり。

一、沿革

此の地元と阿蘇氏に屬せしが細川氏の時に當り、熊本藩の所領に屬し、五人の地頭(久連子、椎原、葉木村各緒方氏、仁田尾、樅木は各右座氏)ありしも、貞享二年故ありて、幕府の直轄となり、天草富岡代官所の治下に屬し、地頭は大庄屋の待遇となれり。幕府に納むる所の租税は一ヶ年銀三十三匁にして

地頭交代を以て年々富岡に行き之を納附し、又代官所よりは切支丹宗禁令に關する繪踏の爲め毎年一回官吏をして莊中を巡回せしめたり。明治維新の後地頭を各里正に任せしが、後栗木、下岳、柿迫の三村と共に、第十二大区九小區となり、各小區に戸長、副戸長各一人の定員なるに係らず、此小區は特に副戸長一名を増置し、久連子村に出張所を置き、五家莊を分掌せしめたり。明治十二年郡區改正に際し柿迫村と共に六個村を一區域とし、戸長役場を柿迫村に置き、同二十二年町村制實施の際、柿迫、栗木下岳と共に八個村の組合を設け一の村長を置きしが、同二十七年下岳村は組合を脱して獨立せしを以て更に現今の七個村組合となれり。

一、史 談

五家莊は全國有數の山郷にして、當年平氏遺族の隠れ家として史上に其の名を著はせり、今左に其概要を述べん。

緒方氏は平清經の子孫にして、清經豊前柳浦に入水と稱し、實は豊後に匿れ、緒方左馬助實國に頼り、其の女を妻として緒方一郎清國と稱す。曾孫紀四郎盛幸、三郎近盛、兵部實明の三人は源氏の搜索を避け、山賊の助を得て白鳥山に匿る、時に建長二年（一九一〇年）三月十三日なり、其後盛幸、近盛、實明は久連子、椎原、葉木の三家に分る、即ち今の三緒方氏の祖にして、今日迄三十餘世を経たりと云ふ。左座氏は菅原道眞の子孫にして難を避けて鎮西に下り、遂に此の地に入り仁田尾、樺木の二家に分れた

りと云ふ、或は建長二年（一九一〇年）筑前大宰府より入りて、一方の地頭となれりとも云ふ、其の後兵部惟致は、永正年中（二一六〇年）阿蘇氏に仕へ、下益城郡砥用の地百五十町を領せり、惟致より今に至る十六世なり。

織田氏の勃興するや、緒方氏は其の援助を得べく、五人の地頭と京師に向つて出發せしも、信長弑逆に遇ひしを聞き小倉より歸れり、其後緒方氏、左座氏共に阿蘇氏の庇護を受けしが、天領となりし後は細川氏より賓禮を以て遇せられ、毎年頭には必ず細川氏の畑烟館及び松井、有吉、米田の三家老に伺候するを例とし、其の細川氏に對する獻品は槻皮製馬衣五枚、羚羊皮二枚、鹿皮二枚なり、之に對し細川侯より青銅十貫文、白銀三枚、干鯛十枚、米二俵、鹽二十五俵を賜ひ、公役を以て五家莊の境迄輸送し、警衛頗る嚴なりき、又松井氏より鹽七俵、有吉、米田兩氏より各鹽二俵を贈れり、鹽は斯る山郷にありては最も有用の貴重品なり。

五家莊は柿迫口を表口とし、那須口を裏口とし、裏口より入る者は事由の何たるを問はず、斬棄を許され、表口より入る者は豫め其の事由を通知し、其の關係場所以外に至るを嚴禁せられたり、斯くて明治維新後、天草大庄屋と共に平民となりしが、平氏及菅家の苗裔なるの故を以て、系譜を具し稟請する所あり、明治八年二月、特に士族に編入せられたり。

五 家 莊 の 傳 説

罪無して深山に入るは、耳洗ふ水に牛を飼はざるの類、是則世を厭ふ賢人と云ふ、戦はんと欲すれば兵なく籠らんとすれば城なくして、幽谷に隠るゝの將、是を落人といふ、爰に平氏は保元の乱に源爲義平治の乱に義朝治承に頼政等源氏の一族を亡ぼし平民の世となること二十餘年官位俸祿心の儘にして榮花を極めけるに、滿れば欠くるは天の數、況して位に於てをや、源頼朝、木曾義仲勢を得て、遂に壽永二年の秋西海の波に漂よひ、運命茲に盡きて一門悉く悲惨なる境遇に陥りたり、文治二年の春櫻と共に散り落る國は名におふ九州無双の深山、肥後國熊山の奥に入り、狐狼の栖を奪ひ、生木を其儘柱とし、岩石を以て風を除き、柴を積りて雨を凌ぎ、木の皮を剥きて疊となし、平家の大将五ヶ所に家を建ててより始めて五家と号す、身に鹿の裘を着けて、寒を凌ぎ、稗梁の飯藜藿の羹とは帝堯の世の風なり、象を飯とし、蛇を以て羹とするは、南蠻の國風といふ、葦原の國中に菟裘寒暑を凌ぎ、猪鹿を飯とし、熊狼を菜とし、川魚を備へて神靈を祭り、落栗を以て佛陀を供養し、弓矢を手向て祖先を吊ひ、武藝を以て曆とし、七百年の其昔、纒々五軒より起りて、子孫繁榮して今數百軒の大村となりしと云ふ、抑九州肥後國、球磨郡の球磨川と申すは、九萬の谷々より流れ出てし故に、九万川と号すとなん、頃は建武年中なるか、國主菊池肥後守武重此球磨川に川狩ありけるに、一ツの古椀流れ出けるを、武重つくつくと打眺め、不思議也、食ひ古ひたる飯椀の流れ來たるは、定めて此川上には人家あるべし、先祖より數十代此國を領し

ながら、未だ人家あることを聞及ばざる處なり。是は盜賊の類なるべし、序に熊山をも狩るべしとありければ、家老宇土十郎申出けるは、當春私領郷巡檢仕候へども、板木村より上へには人家無之、定めて猿などの椀を盗み山に入れるを、大雨に流れ出てたるものならん、此儘捨て置かれ御詮議に及間敷と申ければ、大将は頭を振りて曰く、神代に素盞男尊高天原より根の國へ流され給ふ時、一向人家のある所を知り給はず、處々尋ね廻り給ふ時、鏡の川上と云ふ川に箸流れ出たるを御覽ありて、川上を尋行き給ふに、則人家ありける、是手名槌、足名槌の家なり、八岐の大蛇を退治し給ふ古き例しもあれば、彌明日熊山を狩べしと、神代の古事を引て勇みに勇まれければ、一同感し入たりける。夫より翌日は彌々大鹿狩と號して、熊山に探險せらるべき筈の處病の爲め中止となり、山方役人十人へ命し、板木村の樵夫案内者として、熊山を狩けるが人家を距五里も奥山に分け入るに、白日も闇の如く一向方角を失ひければ、詮方なく歸り其旨申出ければ追々沙汰致すべしと、十人の面々は引取ける。爰に菊池家の郡代知行五百石を領せる智勇兼備の忠臣佐々木源内と云者あり、如何にもして主人の意志を遂げんと考慮の末、板木村の炭焼共を呼出し詳細に尋けるは、汝等常に深山に入て世を渡るものなれば、定めて山々の事情能く知りつらめ、熊川の川上を知りけるかとありければ、炭焼の頭とも思ほしき喜助答て曰く、山々を栖となしけれども、熊山の奥五里の程の處迄は知りつれど、其より奥は知らずと答ふ。源内曰く然らば此方より下役人兩人を差遣すべし、汝等案内して随分出精致し見届くべしとありければ、喜助畏て郡方

下役伊藤郷助、山中藤八と共に、熊山深く入り、木の根岩角に取付て、嶺に登り葛に縋り木の枝を使い逆巻く水を渡り、千辛万苦して六里程奥へ入りけるに、是より先は行くべき道なく、河を渡らんとすれは橋なく、溪水は奔流矢の如く、巖石に碎くる音百雷の如く、氣も魂も身に添はず、皆恐怖の念に押され、遂に要領を得ずして歸り、右の趣郡代に復命しければ、郡代佐々木源内曰く、難所は大義なり、然るに川向ふには人家と覺ほしき所は見當らずやと尋ねければ、遙か向ふをつく／＼見渡せば、雲かとも別す煙とも別かず、髣髴に人里ありげに見候と申ければ、源内然らば人家に極まりたりとて、直に登城前文の趣言上に及びけり。肥後守は源内か働にて少しく手掛り出来たり、此比噂を聞けば、新田と足利との争に楠氏毎度勝利を得、尊氏都を落ち西國へ下向の由、足利の敗兵熊山に隠れ住ともしれず、我は宮方の御味方なれば、尊氏の敗兵ならば彌以て捨て置れず、國中に觸渡して落人體の者、又はあやしき輩見當りなは、早速注進致すべし、其品に依て恩賞あるべしとて、國中に觸狀左の如し。

先日熊川御狩の節古椀流出候に付、川上に人家可有之旨被思召、炭焼共案内にて下役兩人差越候處、一向道絶へ奥に入事不能、空敷立歸候、乍去煙とも覺しき様子相見へ候由若落人體之者越て不審なる者見聞候は、早速注進可仕品に應し御褒美可被仰付候 以上

四月十一日

佐々木源内判
戸澤三郎左門判

村々長共に

右之趣浦々嶋々にまで無洩相觸ければ、五月七日に板木村の商人重助と申者郡代所へ罷出注進しけるに、小川町の者と相見へ何かは存知不申菴包を脊負ひ、顔を隠し、明寅の刻比此所を登り、夜亥の下刻比下り、一ヶ月に四五度斯くは致候、是のみ不思議に存候と申出ければ、郡代は横手を打ち、夫れこそ彌熊山へ人里あるに極まりたり、よくこそ注進致し候へ、時の褒美として、黄金若干を賜はりけり。

小川村庄屋太郎助郡代所へ罷出て申出づるには私支配、鹽賣勘兵衛と申者、此十ヶ年以前、朝夕の煙も立兼ね候處、近年土藏を建並べ、俄に有福に罷成申候、何の商にてある身代仕立て候か存し不申、只壹荷にないの鹽賣より外はなく、不思議の至と風聞仕候。去々年軍用金紛失の儀詮議被仰付候節、一向當村にて心付不申旨申立候へ共、若此勘兵衛杯所爲にもあらんと奉存候と申しければ、郡代小聲になりて其鹽賣を取逃さぬ様にして連來るべし、外にも問ふ事あると嘗て立れけり。扱又庄屋太郎助は村へ歸り勘兵衛を呼寄せ申様は、今日郡代所より急に御用候由、尤熊の皮御用之由、以後御用達可被下仰付との御内意と、誠にやかに申ければ、勘兵衛大に悦び、庄屋と共に役所へ罷出けるに、源内申さるゝには、此度筑前の戦ひに、大殿御三男御討死に付、武具馬具不足にてあをり千枚此度御用に付、可相納様、以後御用聞可被仰付候、左様相心得可申とありければ、勘兵衛御請に及びけり。郡代は重ねて申さるゝに、其方は只今迄何の渡世致す哉とありければ、勘兵衛鹽商仕候、次第に仕合せ善く、只今は米綿荒物其外油

類等萬屋にて候と答けるに、郡代氣色を替へ、去々年御用金紛失の儀汝に疑あり、有体に言上せよと思も寄らざる難題に、勘兵衛肝を潰し、決して左様の事なき旨辨疏せり。源内聲を和らげ、軍用金の盗人は去年捕はれたりと笑はれければ、少しは安堵せり。又々源内申けるは其方はか様の資産を得しは、顔を隠し菟包を脊負ひ夜宿を出て夜宿に歸るは何の忍び商ぞや。若熊山の奥落人の住める處へ塩を運ぶか、さて心ぼう者かな、夫てこそ鹽壹荷より土藏の主となり、數十人下男下女を召抱へる身の上となりけれ、誠に商人の手本なりと星を指しければ、勘兵衛只夜晝稼きもうけ候と申しける。源内眼を瞋らし其熊の皮千枚は何方より調候ぞ、是落人より求めたるに相違なし、最早事露顯に及ひし上は包む事なかれと、利を以て詰問せられ逐一申立たり。私は父は元長州下關の産にて當所に付、壹荷になひの鹽商ひ朝夕の煙も立兼候中も、稻荷を信し毎日く商ひの初穂を五文宛上げるか、其年月數積りて稻荷の社を寄進仕、猶信心怠りなく、晝夜家業を勵みければ、或日位冠正しき老翁來りて曰、其方に寶を授くべし、今より熊山の奥に行くべしとの靈夢を蒙りたり、是そ日頃信する稻荷の御告ならんと彼山へ分入候處、次第に方角を失ひ十方に暮居候處に、白狐出て、案内し、其跡に従ひ次第に奥深く分入れば、大河ありて渡るへき橋なく、暫しイみ最早是より先には道もなくと存し、然らば此處にこそ夢想の寶は有るべしと心付、近邊を探し候へども是ぞとおもふものもなく、詮方なく思ふ處に、向の岸の大松の枝より手前の岩に釣橋を掛け、繩はし子より下り、棧を蜘蛛の鼻を張る如くして來る二人の男、身に鹿の皮を

纏ひ、葛巻の刃を帯ひ芋繩を捉て申ける。身供此處へ昔より隠れ住むもの也、昨夜夢想を受けて此處に鹽賣來るとの御告けに従ひ参りたり、御身は鹽賣にてはなきやと問ひける故、有のまゝ答けり。貳人の者は迄鹽不自由にて難澁致し候、只今迄は薩摩、日向へ忍びく下り、少々宛求め候も不足勝にも不自由也、何とぞ人知れず運び來るべしと頼みける故、其意に應し親子兄弟にも他言致間敷旨、神文取替し定日を不違持參。熊の皮、熊の膽及鹿狼の皮、或は漆等珍しき産物と交換し。夫より年々通ひける故漸々身代を殖したる旨申立ければ、郡代始め司の役人中も珍しき事ともかなと感し。家數は何程村の名は如何と尋られけるに、勘兵衛所の名は五家と申候、家數は百五拾軒程ある由、難所にてあれば、其他に参りたることなく。猿返しと申す釣橋の許にて、双方出合交易して、双方引返候と答ければ、其旨郡代は太守へ言上に及ひしといふ。

是より諸士一同を集めて評定に及ばれ、郡代佐々木源内に命し熊山の様子を探らしめらる。源内は下役堀口四郎兵衛、鵜野傳七兩人を鹽賣に仕立、勘兵衛を案内せしめ、釣橋の許まで参りしに、五家の者の影も形もなく、釣橋は切落されてありける。

菊池家にては大手の大將として、菊池二郎武光、宮本上總を付け搦手の大將には、菊池掃部之助武季、熊本三郎武國、宇土大隅數百騎、軍奉行として片岡五郎左衛門時之等、水色に立鷹羽の紋付たる大旗、丸に木瓜の旗、三ッ柏の旗、千筋の旗、藤の丸の吹貫等、熊山嵐に吹なひかせ、板木村に着陣。是より

鹽賣勘兵衛案内にて山奉行石川大助、郡代佐々木源内、先陣既に釣橋の許まで攻寄せける時、本城より早打來り尊氏は新田楠の爲め攻め落され、筑前宗像に落ち來る由なれば五家攻は差置き筑前に出陣ある旨傳へければ、諸將一同總軍を纏め、筑前へ出兵し五家攻は其儘に止みしとなん。

天正の比織田信長平氏より起り右大臣に昇り天下を一統せし由、五家へ聞へければ、五家の面々は一同吳子の大将重光が家に集り評定しけるに。織田家は吾等の一門なれば、赤旗を立て、上洛せば、信長悦はるべし、我等が運を開くは此時にありと、早く都に上り、先祖の館趾なりとも拜まんと勇み。天正十年午六月廿六日門出し信長へ謁せんと重光は平重盛より傳はれる新頭の甲を着し、采配を取り一類思々に祖先傳來の武具を整へ、門出の祝に、粟酒猪鹿の肴等を以て宴を催し、是より物具を皮籠に仕込、各姿をやつし、本道を除けて山傳に大宰府へ着し。夫より小倉の關を渡らんとする時、六月二日信長明智光秀の爲め討たれしよしにて、昨日より船止との趣に依り、一同引返しけるとなん。

左坐氏由緒

祖神天穗日命十四世の孫、野見宿禰賜土師姓、宿禰の裔孫遠江介土師古人賜管原姓。古人の子は管原清公と稱す、清公の子是善公文學博士大學頭となる、是善の子道真(管丞相)、人皇五十四代仁明天皇承和十二年乙丑六月二十五日梅樹の下に化現、延喜元年辛酉正月二十五日。筑前國大宰府へ左遷。同二年二月二十五日五十九歳にて薨去す、嫡男管宰相左坐太郎と改名す。

一説嫡男管宰相敦義と云ふ然れども當家にて管宰相と云ひ傳ふ。

一子千代丸管次郎と改名す、右兩人延長元年三月、肥後國高瀬を経て甲佐迄來り、左坐太郎主従は八代郡四浦の邑を通り、奥深く登り奥と云ふ所を住居とす、是れ左坐氏の祖先なり。之を追慕し尋ね來りし家臣十七人、四浦又は砥用當所に分ち居住なましむ、當所住居の被臣相續するは今の小原なり。

管次郎主従四人甲佐より川を傳ふて登り、三ヶ年間矢部郷内の邊鄙に居住す、此の時兄の左坐太郎を呼び來り樞木へ居住せしむ、管次郎の居住したる矢部郷は今管村と號す。延長年中左坐太郎の奥に居住せしより永正年間迄二十九代なりと云傳ふ。

左座氏系圖

左座の祖より三十代孫

惟致 左座兵部と云ふ強弓の達者也、抑往古の事不審なるも左座の家筋は管丞相の子管宰相より三十代の孫と申し傳へたり、永正年中阿蘇大宮司肥後領知の時、初めて勤仕し、砥用の内百五十町を賜ひ知行す、今に左座城跡左座天神井手樞木井手等の名存す、然れども事實幽遠日時不明、其後杉内左衛門(葉木の地頭と云ふ事實不審)無罪の百姓を殺したるにより、阿蘇殿怒り五家の家族二十人クヒリの難所に殺されたり、逃げ還るもの二人、(一人は枝川李之九一人は葉木新次郎)其後糺明ありて四ヶ所の地頭罪なきこと顯はる。

眞長

左座右兵衛父と共にクヒリ難所に殺さる時に年十八歳と云ふ。

代一十三

惟武

兵部の二男左座大藏と稱す、父の非命を悲しみ親ら阿蘇に行きて無罪を訴ふ、依之阿蘇殿無罪を知り杉内の家のみ断絶申付、其餘は所領元の如く知行せしむ眞行を惟武と改め家督す。

代二十三

眞世

大藏の嫡子筑前と云ふ此時兵乱にて肥後隣國共戰爭止まず阿蘇家も衰微甚振はざるを以て何方にも付かず當所に居住す。

女子

早世。

女子

緒方某ノ室。

代三十三

眞景

大藏眞世の嫡子幼名は竹丸后大藏と改む、強力あり葦津左衛門輔恭政勸めて隈部長親に與す。

隆房

民部輔と稱す。

女子

花枝と云ふ。

眞章

三郎丸と稱す。

代四十三

眞宣

大藏眞景嫡子權之允と云ふ、慶長十五年の比加藤清正左座、緒方の一族を熊本城に被召家傳の古書類を差上りべき旨に付、五家の地頭何れも傳來のものを献上したれば、山知行にて新に地頭の職を賜ふ忠廣の御代にも右同職。

敦實

眞宣の嫡子長右衛門と云ふ、細川忠利公肥後の大守に成り給ふや、御父君忠興公と主従の約を結び、御同間御直談仰付八代、へ御隱居被成候ても矢張時々の御禮に罷出候、御自筆の書翰を今所持致候、寛永十五年島原一揆の節は熊本まで緒方左座の一族と手勢引率罷出。

勝人

二郎と云ふ兄敦實と共に熊本に到り某氏の軍に加り原城を攻め討死す。

代六十三

女子

香川三右衛門秋秀室

敦平

三郎と云ふ

女子

小枝と云ふ

實恒

長右衛門嫡子權之允と云ふ眞享二年弟左座左内右衛門地頭を望み徒黨を結び益城八代兩郡に出で實恒父子悪事ありと訴ふ依て家老長岡筑前守殿以下御中老を始め立退候者共へ異見ありと雖遂に不用入江戸御沙汰になり九州御代官服部六左衛門殿へ御引渡に成り従是后御代官支配なる。

實清

左内右衛門と云ふ

三ツ丸

早世

女子

波野某氏室

代七十三

實明

權之允嫡子大藏と云ふ左内右衛門か悪訴に付御代官巡見ありて影踏年貢並に葦板山折敷等の租税始る然れども肥後太守様には先例の如く御禮申上室は緒方土佐の女。

實近

左近と云ふ

代八十三

惟久

大藏の嫡子幼名勝丸大藏と改む文武の達人享保十四年西五月七日瘡瘡を病み没す村中の老若皆涙を流して之を惜む

女子

名は佐野山本力の室

女子

早世

代九十三

實宣

惟久の嫡子兵庫と云ふ寶曆十一年天下一統の御格として五家莊も苗字帶刀停止被申付同十三年未夏由緒に鑑み苗字帶刀元之通りに被仰付。

女子

林菴の尼貞女。

實方

三郎次僧となり飽田郡三ノ嶽に住す瑞林と號す。

代十四

實明

兵庫弟源吉と云ふ后織衛と改む。

女子

藤本某室

實則

兄織衛に従ひ水無に住す。

代一十四

實員

織衛嫡子權之允と云ふ。

實連

始の名大内藏天保二卯年隱居し水無に住す弘化三年丙午三月九日歿す。

實次 龜喜 明治二十年三月五日生。

代二十四

實辨

權之允嫡子茂手木と云ふ。

實清

嘉永元年申六月二十五日歿す行年六十三。

實近

森之進と云ふ。

實高 松本虎兼と云ふ

實光 台次郎と云ふ

實國 新吾と云ふ

代三十四

實數

茂手木嫡子重喜と云ふ。

實敦

明治六年癸酉二月十日十月長被命。

女子 名 惠美山本菊彌妻。

實資 一 郎と云ふ

女子 名 ムキ

女子 名 ヤイ

女子 名 モノ

女子

名利惠久連子緒方眞幸妻。

女子

名ナツ左座新吾妻。

代四十四

實信

茂手木と云ふ妻美代権原緒方一學姉。

より士族編入の辭令拜受

女子 名フテ海東系坂氏桑喜三郎妻。

實儀 金一郎と云ふ。

女子 名ツギノ緒方一學妻。

女子 名ハナ

女子 名五十利

女子 名ヒソ

義繼 十九百と云ふ妻ヤス

大正元年十月組合會議員に當選す大正二年七月二十日赤痢病に罹り没す行年四十三。

女子 名メイ明治三十五年一月二十日生。

緒方氏系圖

桓武天皇六世裔

平貞盛

常陸椽從四位下鎮守府將軍兼陸奥守。

六代略

清盛

從一位大政大臣准三宮賜隨身兵狀乘輦入宮削髮号淨海。

重盛

正二位内大臣。

清經

正四位下左近衛中將。
元曆三年肥後國白鳥入同年豊後國緒方左馬介婿となり緒方一郎清國と稱す全年十月源氏の追討を避け左馬介邸を出文治元年再入白鳥。

註元曆三年は文治二年、文治元年は文治三年也

實家

嫡子五郎と稱す。

盛實

六郎と稱す文治三十二年七月十四日没す。
註文治三十二年は建保四年に當る

盛重

三郎と稱す

盛行

緒方紀四郎と稱す
文治八十五年白鳥山麓を開く椎原と名つく從是始稽稿之事同八十七年十月没す。

近盛

三郎と稱す。
兄と同しく久連子を開く。 盛數 刑部丞。

實明

兵部と稱す兄と同しく葉木を開く其後阿波國源内に移る。

盛治

近衛と稱す盛政と白鳥山社建立文治百十四年九月没す。

女

女

盛良

那須九郎と稱す。

盛直

隼人と稱す

盛季

彌八郎盛治三男なり。
盛直子なし故相續。

盛秀

彦五郎と稱し后隼人と改む。
文治百五十一年冬大雪群狼里に出て人を害す之を射殺す文治百五十九年没す。

盛文

鶴崎三郎と稱す。

盛武

權六郎と稱す。

女

盛家

兵衛尉

盛秋

隼人と稱す
文治百九十八年凶年黍實を食盡し草木の果葉を食す文治二百十年十一月没す。

盛和

次郎兵衛と稱す。

女

盛任

彌三左衛門文治二百十八年五月阿蘇家と盟食糧を乞ふ明徳四年九月没す。
註明徳四年は文治二百〇四年にて右は年號合はさるも原書の儘とす。

女

盛元

左近衛尉應永三十二年没。

女

甲斐宗立妻

女

盛臣

千代丸豊後にて討死。

盛輔

右近と云ふ

盛景

八郎と云ふ

一 女 早世

一 女 ○秋山某室

盛康 十郎と稱す

一 盛能 右近大夫と云ふ。
明慶元年十月仁田尾葉木樅木久連子樅原連和五家莊と稱す。

盛貞 左馬介と稱す。
阿蘇氏に仕へ屢切あり。

惟澄 左衛門と稱す。
阿蘇氏に仕へ砥用地方數ヶ所を領す樅原地頭となる伊豫守と改む永正五年五月歿。

一 盛年 彦五郎と稱す。
肥後菊池氏に仕へ於合志原戦死。

一 盛長 平太郎と稱す

一 盛運 孝太郎と稱す

女

一 惟德 左衛門と云ふ

一 惟政 土佐と稱す

一 女 竹田信濃室

惟政 實惟澄子土佐と稱す。
享祿元年二月没。

惟充 出雲と稱す。

惟平 彦九郎と稱す。
甲斐宗連に従ひ響原に戦死す。

惟次 季四郎と稱す。
甲斐宗連と盟ひ響原に戦ふ。

盛行 三郎左衛門と稱す。

女

基平 五郎助と稱す。
響原に戦ひ負傷歸る。

惟信 新左衛門と稱す削髪して閑齋と改む。
慶長元年十二月没す

盛實 三郎丸と稱す。

盛保 四郎丸と稱す。

盛衛 五郎丸と稱す。

盛長 六郎丸と稱す。

盛隆 左近衛尉と稱す。
慶長十五年加藤肥後守清正に謁す。

女 大庭大夫妻。

女

女

盛慶 一郎太早世。

盛之 安太郎と稱す。
天正二年没す。

盛廣 延寶八年九月没す。

惟定 新左衛門と稱す元祿三年始祖祝納此時椎原神社建立同八年十二月没す。

盛龍 雲平と稱す。
貞享元年武者修業に出て歸らす。

盛時 辰三郎と稱す。

由丸 早世

盛達 内藏介と稱す叔父盛就を慕ひ武を學び關東地方に遊ぶ元祿七年九月家督す。

盛年

女

盛延 和泉と稱す元文二年松平氏支配となる元文五年四月没す。

盛嘉 力之助と稱す。

女

惟俊 美濃と稱す寛延二年下野國宇都宮領主戸田能登守支配となる寛曆五年八月没す。

惟寛 小原三郎と稱す。

重次 匠近と稱す明和五年甲斐十太夫支配となる安永二年六月没す。

女

女

盛尊 掃部と稱す天明三年島原城主松平飛騨守預けになる天明八年八月没す。

政千代

女

女

是定 太郎と稱す。享和四年十二月没す。

安治 八十郎と稱す。

安定 九郎兵衛と云ふ。

景國 十郎大夫と云ふ。享和二年椎原小宮山口に分家す。

尊治 長丸と云ふ。

景國 大部と稱す文化十四年長崎代官支配に成る。文化十六年八月没す。

景世 福間と稱す。

盛國 大學と稱す。

女

盛隆 大部と稱す。

盛美 八郎次と稱す。

盛秋 官吾と稱す。

盛親 伊津馬と稱す。弘化元年六月二十四日没す。

女

女

威盛 一學と稱す。大正元年八月没す。

盛忠 美濃太と稱す。大正七年九月没す。

盛勝 彌太郎と稱す。

左坐氏の室

女
女
女

早世

盛典

出雲と稱す。
大正七年九月東京明治醫學專門學校在學中没す。

第三編 郡 史

第一章 總 說

八代郡の名、圖書編に牙子世六、和名抄に夜豆志呂と出づ、又蒼露草に牙子世祿と出でたり、往古宮地村上宮に尊き社ありしより、ヤシロとなり、八代の文字を用ゆるに至りしならん。

古史に徴するに、八代郡の文化は、火の國造を置くことに始まる、其治所は蓋し宮原町附近に在りしもの、如し。次で其の中心は宮地村に遷り、本郡中古の記録は、妙見社を中心としたるもの最多し。降りて吉野朝、足利時代に至り、懷良親王高田御所に居まし、名和氏地頭となり、古麓城にありて領内を支配す。足利氏季世戰國時代に至り、名和氏衰へ、球磨郡より相良氏侵入し、菊池、島津兩氏亦南北より侵襲す。本郡の沿革比較的明確に知ることを得るは、此の時代以後にして、殆んど古麓城を中心としたる記録なり。豊臣秀吉海内を一統するや、小西行長に肥後南半を賜ふ、因て古麓城を麥島に遷し築く。後加藤氏封せらるゝに及び、更に麥島城を遷して松江城を築く。是に於いて本郡文化の中心は、球磨川河口に遷り。加藤氏以後三百年の治績は、今日八代郡の中心を八代町とするの基を開けり。以下時代區分により各時代の概観を記さん。

第一期 國造時代

神武天皇より大化の改新まで千三百余年間にして。肥後國全般より云へば、崇神天皇の時健甕龍命阿蘇に下向し、其子速瓶玉命阿蘇の國造となるの記録最古く。本郡内に於ては、崇神天皇の時火の國の國造の祖健緒組、益城郡朝來名山の土蜘蛛を誅して、八代郡白髮山に來り怪火を見、ここに火の國の名起るとの説あり。(釋日本紀)、又景行天皇熊襲を征して、八代海を舟行し水島に至り、海上に火光を見たまひ、火の國の名はこゝに起るとの説あり。(日本書記)

第二期 國司時代

孝德天皇大化改新に際して各國に國司を配し給ふてより、賴朝武家政治を始むるに至る迄五百四十年間の時代にして、肥後の國司として道君首名、紀夏井、清原元輔等の有名なる人々あれども、八代郡との關係甚だ不明なり。本郡として主なる事柄は、妙見社の創立にして、他に特筆すべきことなし。

第三期 守護地頭時代

文治元年、源賴朝總追捕使となり、諸國に守護、莊園に地頭を補してより、豊臣秀吉の海内一統まで凡そ四百年間、本郡に於ては、名和氏地頭時代より相良、菊池、島津の諸氏相攻略し、名和氏以後は古麓

城を中心としたる史料。漸く豊富なり、之を分ちて三期となす。

一、守護地頭時代初期

源賴朝守護地頭を置くや、八代に名和氏以前、何人の任せられしや詳ならず。名和氏地頭に任せらるるまで百四十余年間、肥後國守護として古記に見ゆるもの、僅かに藤原爲佐、藤原盛時、城盛宗、薩摩入道尊覺の四人のみにて、本郡との關係不明なり。建治元年、竹崎季長元寇の功を以て、八代郡海東の地頭となる、蓋し海東村は當時八代郡に屬せり。建長二年、平家の末流緒方盛幸等五家莊に入る。

二、名和氏地頭時代

後醍醐天皇、建武元年功臣を封じ、名和長年の長男義高、八代の地頭となり、代官を古麓城に派遣し、尋いて義高の子顯興古麓城に入りしより、顯忠相良長毎に略せらるゝまで、六百四十余年、其の間、初期には懷良親王、高田御所に居まし、南風競はさる時に當り、菊池氏と共に名和氏勤王の事蹟著はる。元中九年南北朝合一となり、名和氏八代を安堵するに及び、顯忠良氏と事を構ふるまで、大体に於て平安なりしが如し。

三、相良氏侵略時代

足利氏季世即ち戰國の世となり、天下概ね戰亂の巻と化す。球磨の地頭相良爲續、顯忠を攻めて一勝一

敗、子長毎に至りて遂に顯忠に代りて古麓城に入る。それより七代忠房に至り、島津義久の爲に八代を奪はるゝまで、凡八十年間、概ね戦争の記録にして、相良義陽阿蘇氏を討たんとして、下益城郡響の原に於て、甲斐宗運と戦ひ戦死せること最著名なり。天正十五年島津氏、秀吉の征西に遭ひ、八代に於ける勢力を失ふに至る。この百余年間は、相良氏最永く八代を領したり。

第四期 城主時代

豊臣時代より徳川幕府時代の終に至るまで凡二百八十余年間、小西氏、加藤氏、松井氏相繼いで封せられ、政治の中心は古麓より麥島、八代に移動し、民政整ひ治績大に揚る。城主及民間の功業見るべきもの多く或は新地の築營となり、或は堤防の築造となり、或は溝梁の開通となり、産業教育漸く發達し、現今の八代文化の基礎をなせり、之を分ちて二期となす。

一、小西、加藤氏時代

小西行長肥後南半を領し、本郡の小西氏に屬すること僅に十二年なりしも、其間小西行重麥島城を築き、又朝鮮征伐に出陣せり。行長は領内の神社佛閣を焼毀したる外、治績の傳へらるるものなし。

關原役以後、加藤清正肥後全國に封せられしより、忠廣國除かるるまで三十年間、加藤正方麥島城を移して松江城を築き、又球磨川堤防を築けり。今日吾等が球磨川の洪水に毫も心を勞せざるもの實に正方の資なり。

二、松井氏時代

寛永九年細川忠利肥後に封せられ父忠興八代城に入れり。後松井興長城主となり、明治維新に至る迄二代二百二十五年。其間累代民政良く整ひ、民間に於ける鹿子木氏の如き、著名なる新地の功勞者出でたり。

第五期 明治維新以降

明治維新に至り、松井氏城邑を奉還し、藩知事の時代となり、一轉して廢藩置縣となる、即ち八代縣、白川縣より熊本縣に改稱せられ、萬機更新の動機として、又大小區制を改めて町村制實施せられ、次いで町村の併合等幾多の變遷を來し、明治二十九年郡制實施せられ、大正十三年廢止せらる。明治二十七年郡築新地竣工し、明治四十二年郡築村を設置す。大正十五年六月、日本全國の郡役所の廢止に伴ひ、八代郡役所も亦廢せらる。

第一章 國造時代の概観

一、火の國造健緒組

第十代崇神天皇の御代、肥後國益城郡朝來名峰に土蜘蛛あり、打援、頸援と云ふ二人、衆徒百八十余人

を率ひ、峰頂に蔭み常に皇命に逆ふ。天皇火君等の祖健緒組に勅して彼の賊衆を誅せしむ。健緒組勅を奉して悉く夷く。便ち國中を巡り八代郡白髪山に到り日晩れて止宿す。其の夜虚空に火あり、自然に燎へ稍下降し此山に着く、健緒組之を見て驚き怪み、事畢へて之を朝に奏す、天皇詔を下して、『火下るの國なれば火ノ國と云ふべし』と、即ち健緒組の勳を擧げ、姓名を賜ふて火君健緒組といひ、此の國を治めしむ、これ火の國の始なり。火下る所の地を火の邑と稱す。蓋し今の宮原地方にして、火國造も亦此の地に居住せしならん。古へ宮原より氷川に沿ふて浜る一帯の地を肥伊の郷と云ふ。火郷より轉したるものにして、宮原の舊名を火ノ邑といへり。氷川も亦舊火川にして、火ノ郷を流るゝ川といふ意より出でたるなり。

二、不知火

景行天皇十八年（七四八年）熊襲を親征し給ひ、四月壬申海路より葦北の小島に泊す。食に當り小左水を進めんとす、島素より水無し、小左神に祈る、冷泉忽ち湧く、酌て献す、因て水島と號す。今の金剛村の海岸に近き水島これなり。

夫より船を發し火邑に至る。日没し夜暗くして著く所を知らず、遂に火光を視て、岸に着くことを得たり。天皇何處の火なるかを問ひたまふ、里人對へて曰く、『八代郡豊村（肥前風土記には火邑とあり）なり』と、又「其の火は誰の火ぞ」と問ひたまふに主を知らず、不知火の名こゝに始まるといへり。

第三章 國司時代の概観

一、妙見社の創建

天武天皇白鳳九年（一三四年）漢土白木山神、目深、手長、早足明州の津より來朝し、八代郡土北郷竹原津（今の竹原神社）に上陸すと、これ本朝妙見の始めなり。

桓武天皇延暦十四年（一四五五年）上宮を創創して妙見を祀る、誰人の營むどころか詳ならず、蓋し上宮には此の以前に既に社ありしが、此に於て妙見を祀りしなり。

二條天皇永暦元年（一八二〇年）肥後守平貞能勅願に依り、中宮を勸請す。

後鳥羽天皇文治二年（一八四六年）大江高房宣旨を奉して、下宮を建立す、今の八代神社是なり。

二、天平の大震

聖武天皇天平十六年五月庚戌、肥後國雷雨地震、八代、葦北、天草三郡官舎並に田二百九十余町、民家四百七十余、人千五百二十余人、被水漂没、山崩二百八十余所、壓死人四十余人、並加賑恤と續日本紀に見ゆ。

三、八代の屯倉

八代郡屯倉のこと、古書に見ゆれども、其位置由緒不明なり。神護景雲二戊申年七月十九日八代郡正倉院の北畔に蝦蟇陣列、廣さ七丈可り南に向て去る日暮れて行く處を知らずと、續日本紀に見ゆ。元慶二戊戌年秋九月七日己亥大鳥有り、集つて肥後國八代郡倉上に集ると、三代實録に見ゆ。

第四章 守護地頭時代の概観

第一節 守護地頭時代初期

一、地頭の初

源頼朝天下に守護地頭を配するに當り、八代郡に何人の任せられしか不明なり。建久三年壬子冬十一月肥後八代莊參議藤原高保の采地となると東鑑に見ゆ。又細川家古文書に、建久三年八代莊黃門室家將軍妹東院の領となるとあれども、共に本郡に其史料なし。公郷補任に仁安二年丁亥秋八月十日甲子肥後國八代南郷、土佐郷を平清盛に賜ひ大功田とすとあり、これ頼朝守護地頭を置く十八年前の事なり。建武元年名和氏地頭となる是より以前百四十年間、地頭として在任せるもの明ならず。

二、五 家 莊

平清經は、壇浦の戦に豊前國柳浦にて入水と稱して潜かに豊前國緒方に落ち行き、緒方左馬助實國に憑り、實國の女を妻として一子を生む、之を緒方盛實と稱す。その孫盛幸、近盛、實明と云ふ者、故ありて肥後國八代郡白鳥山に移住す。時に建長二年（一九一〇年）なり。

第二節 名和氏地頭時代

一 名和氏と古麓城

後醍醐天皇建武元年（一九九四年）功臣を封じ、名和長年の長男伯耆太夫判官義高を八代莊地頭職に補す。仍て代官として家臣内河彦三郎宗忠を八代に遣はし、八代城（古麓城）に居らしむ。

延元元年（一九九六年）足利尊氏、京師を遁れて鎮西に走り、筑前國宗像大宮司家に居り、其將仁木右馬助義長、一色太郎入道道猷をして、肥後の諸城を攻めしむ。菊池城既に陥り次で八代城を圍む、攻撃甚た急なり、内河彦三郎宗忠衆寡敵せずして走る。尊氏乃ち一色道猷、一色道長をして八代城を守らしむ。既にして尊氏九國の兵を率ゐて大舉して京師に向ふ、是に於て菊池城を復し進んで八代城を攻む、賊將道猷、道長固守すと雖も、遂に敗死し八代城を復す。

延元三年義高源顯家に従つて、和泉國堺浦に於て、高師直と戦ふて敗死す。

天正十三年（二〇一八年）義高の猶子（實は弟基長の所生）伯耆守顯興、菊池武光を頼み、一族家従を

率ひて八代に來り、豊福城に居り後八代城に入る。武光南朝忠臣の冑なるを以て、征西將軍懷良親王に陪從せしむ。弟泰興繼き伯耆守に任じ、八代城に在りて將軍宮を守護し、高田御所に參勤す。

泰興の後顯眞、教長、義興父子相繼ぎて八代城に在り。義興の養子顯忠に至り、球磨郡の地頭相良爲續、長每父子と、相争ふこと數年にして、永正元年顯忠八代の城邑を長毎に讓る。

名和氏の八代地頭は、顯興入國よりこゝに至る、六代百四十六年なり。

二、征西大將軍宮懷良親王

懷良親王は、後醍醐天皇の皇子にして、延元元年（一九九六年）五月足利尊氏禁闕を犯し、車駕延曆寺に幸す、尊氏京師を略し、細川高國をして山門を攻めしむるの時に當り親王尙幼沖なりしが、無品親王の宣下ありて、征西將軍に補せられ、勘解由次官五條頼元以下三條少將泰季、中院中納言義定等を附せられ、山門より直に鎮西へ下し遣はされたり。

此時阿蘇家に下されたる宣旨左の如し。

朝敵追討事、四方官軍等不一揆、或先驅而失其利、或守城而似怠慢、就中九州士卒等、雖非無功績各爭雄而及參洛之遲引云々、依之凶徒猶不退、帝都涉旬日之條、國家之弊、庶民之憂、宸襟全無聊、故爲進官軍整陣之無品親王爲征西大將軍所有御下向也、方々官軍急速應催促可被參

洛、恩賞賞罰等併行、被委將軍御成敗、存其旨殊可被忠節者、天氣如此、悉之以狀。

九月十八日（上表包に延元元年とあり）

右 中 辨（花押）

阿蘇大宮司館

追申東國並諸方官軍已上洛候也

斯くて山門は、既に重圍の中にあるを以て、僅少の侍臣を率ゐて、秘密に山門を發足せられ、路を南方に取り紀州を経て、海路伊豫に着し、忽那島に在留せらるゝこと殆んど六年、九州の形勢を察し、興國三年薩州の津に着、谷山の御所に止まり給ふこと六年。正平三年（二〇〇八年）正月二日、始めて肥後に入りて宇土の津に着き給ふ。之より益城を経て菊池に入り、菊池城に在りて九州各地を討伐せしめられ、菊池武光親王を奉して、大に筑後川に戦ひ、大友、小貳を破り、再び起つ能はさるに至らしむ。於是九州悉く鎮定す。此時に當り、明國より使節を遣はし、親王に謁せしむ、書辭不遜なるを以て却けらる。然るに京都幕府は、今川了俊を九州探題として下向せしむ。了俊は智勇兼備の良將にて、頻りに九州の諸族を招き威大に振ふ。宮方は山門以來附隨の將卒は概ね戦没し、勢力大に凋落せり。親王は建徳以來退隱の御志あり、天授元年（二〇三五年）職を良成親王に譲り給ふ。親王は後村上天皇の皇子にて、御叔姪の間柄にて、夙に猶子として菊池に下向せられ、懷良親王に代りて、朝敵追討の事に従事し給へり

是より懷良親王は御閑散の身とならせられ、八代高田の御所に隱退し給ひ、只管佛門に歸依し給へり、天授七年、御生母靈照院禪尼追福の爲め、宮地村中宮社に、寶篋印塔を建てられ、護國山顯孝寺を創勦し、御考妣の御靈牌を安置し、御父後醍醐天皇、並に靈照院禪尼の冥福を修し給ふ。弘和三年（二〇四年）三月二十七日、親王は高田御所に於て薨去し給ひ、宮地村中宮谷に葬り奉る。而して良成親王は懷良親王の御志を繼承し、朝敵追討に力を竭し給ひしも利あらず。其本城たる菊池は落城し、漸々南方に移り、一たび託摩原頭に於いて、大に今川の勢を討ち給ふと雖も、力盡きて宇土城に入り、尋いで宇土も亦落城し、遂に八代に來り名和氏に依り給ふ。元中七年八代に於て八丁城以下開城し、良成親王は、筑後八女山中に入り給ふ。元中九年（二〇五二年）南北講和となり、名和氏は八代城を安堵し在城するに至れり。

第三節 相良氏居城時代

一、名和氏の衰運

土御門天皇文明の初、名和顯忠古麓城主たり、時に球磨郡の地頭相良爲續と確執を生し、文明十五年（二一四三年）冬爲續兵に將として、顯忠を古麓城に攻む。島津及び天草の一黨、之を援くれども拔ぐことを得ずして退く。同十六年春、爲續又兵を率ゐて、葦北郡佐敷に屯す。三月顯忠城を棄て、退き去る。

爲續遂に八代を取り、球磨、葦北、八代、天草四郡を領し、尋いで豊福をも保つ。

其の後爲續勢を失ひ、天草、葦北も亦敵の爲め略せられ、明應八年（二一五九年）遂に八代を退きて人吉に歸る、顯忠古麓城を復す。

後柏原天皇、文龜二年（二一六二年）爲續の子長每八代城を攻む、顯忠堅く守る、長每兵を解きて高田城に退く。同三年冬營を連ねて古麓城を圍む。翌永正元年（二一六四年）二月、菊池能運兵を發して長每を救ふ。阿蘇惟長亦來りて小川に陣し應援をなす。能運又正觀寺の僧を八代に遣はし、顯忠をして城邑を長毎に譲らしむ。全年二月顯忠城を退きて木原城に移り、後又宇土城に移る。長每即ち入城して豊福をも領す。これより古麓城は相良氏の有となる。

七年長每近江守に任せられ、同十二年家を子長祇に譲り、今泉（下松求麻村）に隱居す。

二、相良氏の隆盛

長祇父に繼ぎて八代を領し、古麓城に居りしが爲續の兄頼全の子長定に襲はれて、出水に走り、大永五年（二一八五年）正月、欺かれて水俣に自殺す、年二十五歳。長定は大永四年八月人吉城に入り、長祇の家を繼ぎしが、六年弒せらる。

義滋は長祇の庶兄なり、長定没落の後家を繼ぎ、五月人吉城に入り後奈良天皇の享祿三年（二一九〇年）

古麓城に入る。晴廣は相良上總介頼興か長男なり、享祿三年義滋の嗣となり、人吉城に居る。十五年遺領を繼ぎて古麓城に移る。

義陽は晴廣の長男なり、四郎太郎遠江守と稱し、後修理丈夫に任ず。正親町天皇、永祿十二年（二二二九年）春、義陽大隅國大口城を取り、深水頼兼を以て守將とす。此の年五月、島津貴久兵を遣はして八代を犯す。義陽兵を出して拒き大に之を破る。九月大口城島津氏に奪はる。

三、島津氏の侵略

天正九年（二二四一年）八月、島津義久大軍を率ゐて義陽を討ち、竟に數城を抜き、悉く葦北の地を定む。義陽力竭き勢窮り、九月二十六日降を請ひ、永く其の麾下に屬せんことを約す。義久之を許し兵を解く。

義陽佐敷に至りて始めて義久に謁す。義久阿蘇を征せんを欲す。先づ義陽に命じ、往いて甲斐宗運を伐たしむ。十二月二日宗運と、下益城郡響の原に戦ひ戦死す。時に三十八歳、是れ兩虎相闘はしむるの術中に陥れるなり。家臣等其の首を八代に送り、城中の芭蕉谷の南山に葬る。越江蓮芳柳江院と諡す。此の年義陽の弟大膳亮頼貞逆を圖る。始め頼貞葦北郡津奈木の地頭となり、義陽と不和なり、因て密かに薩摩に通ず、義陽兵を遣はして之を捕へ、八代の小谷に幽す。義陽卒するに及び、變に乘し密かに遁

れて上球磨に赴く、近郷之か爲に騒動す。島津忠平日向の眞幸に在りて之を聞き、使を遣はして頼貞を招き、其の乱を止めしむ。相良の舊臣相議して遂に頼貞を殺す。

忠房は義陽の子なり、義陽戦死の時年甫めて十歳、一族諸臣相議して、所領及城池を島津氏に譲り、人吉に歸る、是より豊福以南の地悉く島津氏の所領となり、相良氏は球磨郡を領するに過ぎず。

永正元年長每八代を領せしよりここに至る七十七年なり。

第五章 城主時代の概観

第一節 小西、加藤氏時代

一、小西氏と麥島城

天正九年相良義陽の没後、島津氏八代を領するや、家臣を遣り古麓城を交代留守せしむ。既にして島津氏九州を併有するに至れり。

後陽成天皇、天正十五年（二二四七年）三月、豊臣秀吉自ら諸軍に將として、京師を發し島津氏を討つ。四月進みて高良山に軍す、肥後の諸城皆解け降る。新納忠元、伊集院忠棟八代を保ち、島津正久と兵を合せ固く守る。秀吉兵艦を以て之を攻む、忠元等夜遁る。秀吉其の城に入り、乃ち衢路に榜して曰く、

名門故家敵の脅迫に従ふ者及び盜徒を集め黨を結ぶ者、一切皆宥して其の自新を聽す。令初めて下り、軍門市の如し。五月進んで川内川に至り、本營を太平寺に置く。義久降る。秀吉凱旋して大宰府に至り、大に功罪を論ず。島津氏をして故土に因り薩摩、大隅、日向を領せしめ、其の侵地を削り肥後を佐々陸奥守成政に賜ふ。相良忠房には舊領球磨郡を賜り、成政に附屬せしむ。成政隈本城に居り家臣を八代城に遣り、交代留守せしむ。

天正十六年五月、成政苛酷にして治績擧らず、國中一揆勃發す、故を以て死を賜ひ國除かる。秀吉福島正則を遣り、八代城を守らしむ。

閏五月肥後北半國を加藤清正に、南半國を小西行長に賜ふ。相良氏球磨郡を領すること故の如し。

行長肥後半國を賜ふや、宇土城に居り、其の臣小西美作行重（本名木戸作右衛門）をして、古麓城を麥島に遷し城かしむ、之を麥島城と云ふ。此城は天正十六年（二二四八年）閏五月麥島の地を卜し城きたるものにして、東南は球磨川の巨流に沿ひ北は德淵の深潭に臨み、西は海濱斥鹵の地に據り、頗る要害を極む。行重をして之を守らしむ。

二、梅 北 襲 來

文祿元年（二二五二年）六月、清正、行長共に朝鮮征伐の爲めに陣し、其の不在なるを機として、島

津義久の弟初答院左衛門尉歳久逆謀を企し、湯尾城主梅北宮内左衛門盛定弟民部左衛門盛勝等、兵七百余人に將として、來りて肥後に入り、十五日佐敷城を襲ふ。留守居坂井善左衛門貞行力拒く可らざるを知り伴りて城を致す。盛定即ち佐敷城に入る。又別隊は東郷甚右衛門春貞、谷口因果助秋元、矢島内藏助常時、人見源吾、松本對島、奥村五助則行、谷口五郎左衛門等をして、兵二百余人に將として、八代城を襲撃せしむ、十七日麥島城を圍む。

是より先佐敷城の警を聞き、己に守城の備をなす。小川城主松浦筑後守吉次應援をなす。

薩兵城壘に臨み、濠を隔、銃を發す、城中亦之に應じ齊しく弓銃を發して彈射す、薩兵稍乱る。城兵短兵之に迫り因果助等を討取る。於是薩兵敗れ、嚮に乗り來りし處の舟に依て去らんとせしが、會々艤する處の船、斥鹵の地に在り潮既に退き膠して行く可らず、狼狽船を捨て、散走す。我兵北ぐるを逐ひ銃を發して之を射る、概虚發なし。薩將矢島常時等斥鹵を艱走し、球磨川の淺淵を涉り、徑を植柳に取り葦北に走る。途琵琶淵（二見村）を過ぐ、此地懸崖絶壁深潭に臨み人得て並行すべからず。松浦吉次手兵を率ひて此に要す、薩兵未だ覺らず、吉次之と戦ひ三十余の首級を得て之を麥島城に送る。而して佐敷に侵入したる梅北盛定弟盛勝は、坂井貞行、安田恆際、井上吉弘、井上重次等の手又する所となり、遂に佐敷城を復す。

三、關原役と八代

慶長五年小西行長大阪に在り、其の臣小西隼人長、元南條伯耆元宅をして、宇土城を留守せしめ、小西若狹守長貞をして、八代城を守らしむ。九月關ヶ原の戦に際し、加藤清正宇土城を圍む、島津義弘兵を出して長貞を助く、長貞宇土の急を聞き、薩摩の兵を遣はして之を援けしむ。清正既に之を牒知し、森本儀太夫一久、相田六右衛門、奥村數馬を遣り、兵を率ゐて之を途に迎へしむ。然れども薩兵未だ覺らず行くこと三里、宮原を経て土橋を過きんとせしが、森本等銃を發して之を要撃せしかは薩兵潰走して八代に退く。後之を乱橋（今吉野村高塚の國道筋に存す）の戦と云ふ。宇土城圍を受くること數旬、城兵固く守りて降らず。十月關ヶ原の敗聞至る、清正之を城中に示し諭して降らしむ、小西長元、南條元宅自殺し、城兵出て降る。八代城亦降り、長貞自殺す。清正城を收め吉村吉左衛門、堤權左衛門をして、八代城を守らしむ。

四、加藤氏と松江城

家康乃ち行長の舊封を併せて清正に與ふ。慶長六年（二二六一年）清正熊本に築き、又八代城を修築す。老臣加藤右馬允正方をして、八代城代となし、士卒七隊に分ちて之に屬せしむ。兵三百六十人なり。元和五年（二二七九年）三月十七日、地大に震ひ、城廓頽毀す。

元和六年秋忠廣臺命を請ひ、正方をして松江、徳淵二村の地に城かしむ。八年二月成る、之を松江城とす、今の八代城之れなり、正方城代たること舊の如し。此の城は南は球磨川の急流に面し、東及北は廣漠たる平野に連り、西は不知火海に瀕し、薩摩に對する天然の要害にして、牙城は四圍樓櫓を屏列し、天守閣は五層にして、二層三層の櫓あり南に大手門を構ふ、總廓東西八百十六間、南北四百四十八間、幅員十八萬八千六百二坪、家臣の邸宅、商賣の店舗此の裡に在り、市街は麥島より移す所なり。正方此の城を守ること十三年、外廓未だ竣工に至らずして寛永九年（二二九二年）忠廣國除かれしを以て、正方亦八代を退轉し、後京師に赴き又伏見に行き、終に廣島に遊び、片岡風庵と號し寛永十三年此地に歿せり。

五、加藤氏の土功

戰國時代の肥後の地たる、小雄分立して互に領土を争ひ、干戈斷ゆる時なく、政治舉らず、庶民生を聊せず、其の水利に於ける部曲自便にして、國家の大計を知らず、土地荒廢せるもの甚た少からざりき。清正の肥後に封せらるるや、最心を民政に留め、水利を興し、堤防を築き、新地を開墾し、國利民福を増進せるもの頗る多かりき。其餘澤今に至りて、尙存し民其の慶に頼るもの多し。今其大要を擧げん。

イ、遙 拜 堰

球磨川は往古南北二個の分流ありて、一は高田村遙拜より南に岐れ、今の流藻川の邊を流れ、植柳の南を過ぎて海に入り。一は古麓より北に岐れ、今の日置川の邊を流れ、八代町の北を経て海に注けり。此の二分流は時として潮水沂流して田園を浸し、或は洪水氾濫して村里に溢れ、民其の害を蒙ること少からざりき。清正之を憂ひ、遙拜瀬に南北各凡そ二百間の八字形の石堤を築き、南北に溝渠を設け、樋門を二重として洪水の害を防ぎ、以て大に灌漑の便を開きしを以て、水害の憂を免れたる田地は、當時二千町歩に及へりと云ふ。此溝渠に依る右岸の用水は麓川にして、太田郷、八千把、千丁、龍峯、有佐、鏡、文政等の諸町村皆其の澤を蒙り、現今三千余町歩に及ぶ。左岸なるは高田、植柳、金剛地方其の便を受け、現今千五百余町歩に及べり。

ロ、新牟田新地

千丁村大字新牟田の地は元と海濱なりしが、清正、海濱に長堤を築き墾田となし、農民を移し新牟田と稱す、田畑八十四町三反九畝十二歩、今の千丁村大字新牟田是なり。

ハ、球磨川堤防

宮地村大字古麓より八代市街の西端に達する長堤にして、加藤正方の修築せる所なり。其の堅牢なるは言を須たす、山間より急流の衝を受けて水を拒排するの設備周到を極め、日本三急流の一たる大川にし

て洪水の害を蒙らざるもの、一に其の餘澤に頼らずんばならず。寶曆年代の崩壊（次項参照）は、實に豫測すへからざる稀有の天災にして、又止むを得ざる所なり。

ニ、球磨川敷石

萩原村の河岸より古町村の畑地に續く大堰は、清正の營みしものにして、長さ百二十間皆白石を以て築き、高さ水面上六、七尺とし増水の場合と雖も前川に混流せず、一丈に至つて初めて堰を越へて前川に落つるの工夫となせり。是を球磨川敷石と云ふ。故に本流は一丈の洪水にても前川は僅かの水量を増すのみに止まりたり。是れ八代城下に洪水の害を防ぐ爲めに設けられしものなり。近世に及び舟筏の便を計り中間を切りて舟路を開けり。

六、天主教と八代

イ、信徒の所刑

小西行長肥後南半を領するや、郡内の神社佛閣を焼却す。加藤氏、小西氏に代るに及び、幕府の政策に従ひ、天主教を嚴禁す。今、日本西教史により、當時の有様を摘録せん。蓋し八代地方は、天草地方と共に、九州に於ける天主教の信者多數なりし地にして、行長八代在城の時は、信者實に二万五千人に達せりといふ。

加藤王計頭は其の家臣等に天主教の改宗を命せしに、家臣等の内幾多の人は、内心天主教信者たりと雖

も、外見之を廢し、一時其の主命に従ひ責を免れしが。主計頭は後其の命に背きしものあるを聞き其の改宗することを肯せざる者は、死刑に處す可きを嚴命せり。此に於て藩中武士三人の「シファイヤック」(慈悲役)は服従せざるを決心し四十時間の祈禱殉教準備の爲め、他の信者と共にジョアシムと稱する勇剛なる信者の居宅に集會せり。此時信教を固守する拔群の者二人あり、一人はジャン、ミナミ、ゴロザエモン(南五郎左衛門)と稱し、他はシモン、タケタ(竹田)と稱す。然るにシモンは八代奉行の親友なれば、愛憐に堪へずして主命に従はしめんと欲し、種々の方法を講じたるも信者は之に従ふことを肯せず。覺左衛門は到底其の志の枉くべからざるを知り、宥恕を請はんか爲め熊本に出發せしが其後町奉行の一人より、命を受けたる衆人竊に侵入し、ジャンを逮捕し、頭上に法華經を戴かしむる爲め、主計頭より送られたる佛僧の寓所に拘引し、ジャンの頭上に佛書を戴かしめんとせしに、剛勇の武士ジャンは索繩を以て縛せられ、他に爲すべき術もなきを以て法華經に唾きし、而して殘酷なる所爲を分疏せんとせしに、衆人其の口を閉塞せり、其の後ジャンは其家に放還せられたり。

覺左衛門はジャン、シモンの決心を主君主計頭に告げしに、主計頭は大に怒り、ジャン及シモンを斬罪に處し、家族は磔罪に行はんと熊本に拘引を命せり。覺左衛門は朋友シモンを助命せんことを欲し、主君に告げて種々辨明せしも、シモンは頑として其意に従はず。主計頭は遂に死刑に處すべきことを命せり。此に於てジャンは首を刎ねられたり。享年三十五歳。此時ジャンの扈從死骸を擔いて歸り、有馬の

基督教の寺院に送れり、又ジャンの家族をも處刑せられたり。

尋で勇剛の武士シモンの死あり。覺左衛門は主君に宥恕を乞はんと、種々シモンの母に向ひ説く所ありしも、母も亦シモンが名譽の死あらんことを希望せり。主計頭はジャンと同時に死刑に處することを命せしを以て奉行覺左衛門は、直ちに門閥の吉川治兵衛を招きシモンを死に處すべく主人の命あるを告げ子はシモンの親族にして且つ朋友なり、故にシモンの宅に到り首を刎ぬべしと命せり。

治兵衛は此命を受け、直にシモンの宅に赴きしに、夜已に深更にて門戸鎖せり。因て之を叩き内に入るに、シモンは此時正に祈禱の最中なりしが、治兵衛は慇懃に之に接し、慘惻なる命を奉し來るの意を傳へ、奉行の書を附與せり。シモン答へて曰く、子は余の大幸となる新報を齎し來れり、予が死装を爲すため暫時猶豫あらんことを請ふと、治兵衛之れを諾す。シモンは一室に入り、刺針冠を戴きたる基督肖像の前に、平身低頭し暫く祈念して後、母及び妻の室に入り、死を賜ふの罪案を受くるを告げたり。母及妻は驚愕することなく、僕婢に命じ、浴場を具することを命じたり。此際シモンは死後家財を沒收せらるゝを覺悟し、家具の整理をなしたり。然る後浴を終り、衣服を更め母及妻に訣別し、又僕婢にも別を告げ過分の遺物を附與したり。此時教法を棄たる菱田次郎助來り其不幸を嘆きたるが、其望に應じ念珠一顆を分與したり。シモンは尙諸事を整へ人々に別を告げ、基督及マリーの聖名を唱へ自ら首を延べしに、治兵衛は只一刀にして首を刎ねたり、行年三十五歳なりし。

ジャン、シモンの妻子家族は、白晝死刑に處するを憚り夜に入るを待ち、之れを刑場に誘はんとせしに婦人等は少しも意に介せず、直に最上の美服を着け、最後の祈禱を爲し、家室を出つるに當り、アーンは良人シモンの如く、基督肖像の前に於て死せんことを欲し、刺針冠を戴きたる基督の像を齋らし來らしめたり。此時門前に三個の籃輿あり。婦人等は皆門地の人にして且つ甚た柔和なり、故に奉行覺左衛門は、其朋友シモンの母及び妻に相當の禮遇をなし、各々輿に上らしめ、ジャンの小兒ルー井も母マデレーンと共に輿に上れり。三人の慈悲役は之に従ひ、ジャンはアーンに従ひ、ジョアシームは母ジャンヌる者には、ミケールはマデレーンに伴ひ各刑場に赴けり。刑場には四個の仕置架を設け、第一に繋りたシモンの母ジャンヌにして、次に刑せられし者はジャンの寡婦マデレーンなり。

刑吏は又小兒ルー井を捕へ、母と相對して小架上に之を縛し、少しく緊束せしが苦痛の聲を發せしを以て、刑吏は繩を弛めしに、小兒は母と相對してゼシウ、マリヤを唱ふれば、母も之に和し互に祈念せしかば、群がる觀者をして涕泣耐へさらしめたり。

既にして一司刑卒槍を取り、小兒ルー井の脇腹を突く。マデレーンは目前に於て、其兒ルー井の苛酷の所爲を受けたるを視、苦痛に堪へざるもの、如し。司刑卒は又マデレーンを刑する爲め、槍を近づけしに、其鋒先に尙小兒の血點滴せり。刑卒は暫く槍を止めしが、やがて其乳房の下を貫き絶命せしむ、行年三十三、時に慶長八年西曆（千六百三年）十二月九日なりし。其等の遺骸は之を長崎天主教會の寺院に送

れり。其外三石彦左衛門、服部甚五郎、渡邊次郎左衛門、西四郎右衛門、遠藤四門の如き皆慘刑に處せられしも、何れも從容死に就きしを以て奉行覺左衛門は其勇ましき最後を遂げた狀を見て、遂に基督に歸依したりと云ふ。

繪 踏

天正十三年秀吉は京都の南龍寺を毀ち基督教を禁し、大名、小名を始め諸人末々に至る迄、且那寺を定め、佛法に歸せしむ。仕官の人は其の始め切支丹宗にあらざることを書き調へ公に奉らしむ。其書き物を宗門誓調書物と云ひ、それに神文を書加へたり。此神文は慶長十八年五月、始めて家康の命にて議定し、天下に布告せしものにして、此神文に且那寺より、檀徒に紛れなき裏書印をなせり、庶人には此の書き物無し、故に切支丹の像を箱に入れ、之を年々正月より在中洩れなく持廻り、老若男女の別なく、其像を足にて踏ましむ、是れ信仰心なきを証するの誓なり。本郡に於ては、寛文四年より明治維新に至る迄年々役人出張して之を行はしめたり、之を繪踏と云ふ。

貞享三年寺社へ被達たる趣旨書左の如し、

寺社内に召置候者、前々よりの宗旨を更へ候か、又は且那寺を更へ候はば、八歳以上は切支丹の誓紙日本之誓紙仕らせ取寄召置可申候、以上。

貞享三年寅三月

段々 下 御 郡 奉 行

第二節 松井氏城主時代

松井氏の祖

松井氏姓は源氏にして、滿仲の弟滿政の遠裔なり。九世の孫に重行と云ふ人あり、源頼朝に仕へて功あり、山城國綴喜、相樂の二郡に封せられ、綴喜郡松井の莊に居る。子孫封を嗣ぎ、遂に松井を氏とす。重行の曾孫成之初め北條高時に屬し、か、後足利氏に屬し康之に至る。

康之は重行十二世の孫にして、初め足利義輝に仕ふ。永祿八年五月、康之伊勢に遊ぶ、會々三好長慶、松永久秀等義輝を弑す、康之か一族之に死し、封邑皆收めらる、康之還りて據る所なし。細川藤孝足利義昭を奉じて出て近江に居る、康之往きて之に謁し、藤孝を助けて恢復を謀る。同十一年信長義昭を奉じて賊を討つ、康之其の徒屬を帥ひて、岐阜城に入りて信長と會す、康之時に十九歳、義昭に謁し藤孝の軍に屬すべきを命せらる。初め賊藤孝の青龍寺城を攻めて之を陥るるや、藤孝伐ちて之を復し、康之亦功あり、是より藤孝に依る。細川氏待つに賓禮を以てす。

同十二年藤孝、康之の英武衆に秀づるを以て、之を留めんと欲し食祿を與ふ。天正六年秀吉、毛利氏を征す、藤孝之を援く、康之從いて各地に轉戦して功あり。同八年藤孝丹後に移封せらる、や康之の累年の功あるを多とし、采邑一萬三千石を與へ元老となし日置城を守らしむ。此年二軍を爲り、仲子細川與元を左軍に、康之を右軍に將たらしむ。同九年藤孝秀吉に從つて鳥取城に簿る。毛利の運送船五隻、兵船十隻に護衛せられ、加露川の河口に來り糧を鳥取城に入れんとす、康之即ち身に甲を被らず、輕装して奮戦し悉く之を焚き、護衛隊長鹿足元忠を殺す。秀吉康之の水戦に巧なるを嘉賞し其際着用の白地金入純子の陣羽織を與へたり。

同十年康之をして丹後國熊野郡久美、松倉に城かしめ、康之をして久美城に主たらしめしが、後松倉城に移れり。此頃丹波井上城主井上市正吉勝を始め、近國の城持康之の家來に屬し來る者多かりし。全年六月明智光秀織田信長を弑す、忠興は、光秀に婚あるの故を以て人皆藤孝を疑ふ、康之使を丹羽長秀に遣はして、藤孝の無二を告ぐ。秀吉書を康之に與へて、藤孝及康之の忠誠を嘉みす。此の年藤孝老して忠興嗣く、秀吉忠興の封を増し、且つ命して封内七千石の地を割きて、康之の采地を増さしむ、原封と併せて二萬石たり。同十二年秀吉家康と小牧に相持す、秀吉の將木村常陸介等敗れて退くに當り、康之は踏み止まり士卒を勵まし撃つて敵を却け、力戦して首級を得たり、秀吉大に之を賞し寶刀を賜ふ。後家康入洛し召見して曰く、小牧の役郷の驍勇衆に擢んで、力を其の主に竭す、寡人之を嘉みすと寶刀を賜へり。同十三年康之の功多きを以て、山城國相樂郡神童子村百六十石一斗七升の采地を康之に、同國愛宕郡八瀬村十三石一斗二升の地を康之が母に賜ふ。

同十四年康之從五位下佐渡守に叙任し、豊臣の姓及び菊桐の章を賜ふ。

同十五年秀吉島津氏を伐つ、四月朔豊前國岩石城に攻め寄せたるに城中より牛馬三百疋斗りに尾に松明を付け續ひて士卒突出たるを以て寄手総崩となりしが康之は長柄を叩き鬨を發し鉄砲を打掛け牛馬を追ひ拂ひ昇を本丸に進めたり、秀吉此跡を見て感賞せり。

同十六年四月後陽成天皇、秀吉の聚樂第に幸す、康之諸大夫の役を掌る。

同十八年秀吉小田原に北條氏を攻む、山路險阻にて人馬進むこと能はざりしを康之豫め備へたる鉄鍬を以て、軍道を作りて進むことを得たりしかば、秀吉より賞賛せられたり。是れ今日の工兵の作業にして當時は實に人の意表に出てしなり。斯くて城の一角を焼拂ひしを以て氏規をして遂に開城の止むなきに至らしめたり。

文祿元年朝鮮に出征し同二年晋州を攻めて先登し之を陥る。加藤清正と共に一番乗に定められたり。

秀吉康之の累年大功あるを以て石州の半を割き列候となさんとす。康之細川氏の厚誼を棄つるに忍びず之を固辞す。秀吉康之の忠誠を嘉みし、山城國に於ける母子の采邑百七十三石二斗九升の地を併せて康之に賜ひ、曰く卿若を嗜む非簿の邑聊薪炭の給となす、其れ辭する勿れと、更に朱印を以て深山と云ふ茶壺を與へられ、家康亦繩簾と銘したる自愛の水指を贈れり。

同三年伏見城成るに及び格別に秀吉より邸宅一區を賜ひ、家康治世中も尙之を所有せり。

慶長三年八月秀吉薨す。同五年家康豊後國速見郡杵築を以て忠興に増し封す、忠興乃ち康之及有吉立行

をして杵築を鎮せしむ、此時關ヶ原の戰ありて石垣原の合戰あり。十一月家康忠興を豊前に増し封す。

同六年七月康之に采邑五千石を増す、原封と併せて二萬五千石、遷りて左軍に將たり、杵築城を守る。

同十七年正月二十三日康之豊前小倉に卒す、享年六十三、溢して春光院英雲宗傑といふ。豊後杵築宗雲寺に葬る。松井志摩守殉死せり。後熊本城外立田口松井氏別邸内に春光院を建てて遺骨を移し、延寶三年松井直之八代古麓に江東山春光寺を建て、同六年康之の遺骨を茲に改葬し營之の代に至りて康之の爲め、神道碑を建つ。

康之の藤孝、忠興に事ふるや、至誠一貫細川氏の興る康之與りて大に力ありと謂はさるべからず。其の殊功の大なる屢足利義輝、義昭、信長、秀吉、家康の寵眷を受けしを以て徴するに足れり。松井氏の家紋は、笹の丸にして足利氏の家紋と少しく異なるのみ。本國寺の戰、義昭康之の功を賞し、自ら用ふる所の朱柄の槍を賜へり。曾て家康に陪して聽松院に在り急に病起るや、家康は自ら用ふる所の釣革の駕籠を與へて歸らしめたり。聚樂の第の行幸に際し、康之諸大夫の役に當るや、後陽成天皇は康之の勞を賞して行在所に用ひられたる幔幕を賜はれり。秀吉は豊臣の姓と菊桐の章とを許されたり。秀次の害に遭ふや、忠興、秀次に黄金百枚を借るの故を以て、禍其の身に及ばんとするや、康之百方周旋し竊に情を陳して救を家康に求め、細川氏をして事無からしめたり、是れ康之の人格の如何に大にして、功勞の如何に偉なりしかを知るに足らん。

徳川氏治世二百五十年間、松井氏は其の襲封入城の際は、江戸に參府して直接に將軍に謁見し、又途上朱柄の槍を押し立て、釣草の駕籠に乗り、旅館には恩賜の幔幕を打たせ、三百諸侯に異とせられしもの實に康之の餘慶なり。康之は中興の祖にして、松井氏が准諸侯の格に列するもの誠に以ありと云ふへし。明治十五年松井神社を八代城北の丸に創建して康之を祀る。

第五節 松井氏城主の始

康之の子興長封を襲き佐渡守と稱す。後藩主より長岡の稱を許さる。是より松井氏累代長岡を稱す。采邑二萬五千石山城國の采邑舊の如し。寛永九年十月將軍家光、忠利を肥後に移し封す。興長五千石を増し原封と併せて三萬石となる。十二月興長、忠利に従つて肥後に入る。忠利小倉より肥後に移封せられ、十二月九日熊本城に入るや二十五日其の父三齊忠興は八代城に入り、後北の丸に移り、五男中務大輔立孝をして本丸に居らしむ。現今松井神社境内の臥龍梅は公の手植のものなり。

正保二年(二三〇五年)立孝卒し。十二月忠興亦薨す。光尙幕府の允許を得て老臣長岡佐渡興長をして八代城を守らしむ。同三年八月十三日入城す。蓋忠興薨するの後親戚を以て城代となすの議あり。八代は國中唯一の支城にして、殊に薩藩の要衝たり。而して松井氏は先代の功に依り幕府の采地をも受け又兩家特別の關係あるを以て、此の任を命せられたるなり。當日入城の式は、藩公の旨により杵築に於ける先例を用ひたり。是れ松井氏八代城主の始なり。蓋康之丹後久美在城以來城主の格を用ひ豊後杵築に於ても之を用ひ興長襲封の時も亦之に據れり。熊本在館中も居城の格を用ひたり。興長の入城するや、待二十八人及與力五十騎を八代城に附す。之をすべて城附と稱し、番頭一人目附一人を附せり、興長の稟議に依り、城附は家臣同等の待遇となすこととせり。

八代の城主松井氏

八代は薩藩に對する要鎮として、最も肝要の地なるを以て、加藤氏は其重臣加藤正方をして之を守らしめ、且今日儼存の松江城を築かしめたり。其後細川氏は又松井興長の武勇を恃み、此要地に居らしめ、以て南方の重鎮たらしめたり。於是興長は城主として入城し、其後子孫代々城主として在城したるは歴然たる事實にして其間豈一點の疑なからんや、然るに文政年間に及び、熊本に於て端なくも八代妙見社祭禮に於ける御名代の件にて疑惑ありと稱し種々の問題を提出し、延ひて松井氏は城主にあらずして、城代なりと説かんとするの論愈喧しかりしかば、八代にては飽くまで城主説を主張し、論難攻撃せしを以て、遂に城代説は有耶無耶の間に消滅したり。

然るに熊本縣史蹟調査會にては、近年縣下史蹟の埋滅を慮り、委員を派して各地の史蹟を探查し、其保

存すべきものは勉めて之を保存する爲め種々の方法を講し、八代の舊藩校傳習堂趾も亦其保存の必要を認め、大正十二年四月其遺蹟に標木を建設することとなりたり。然るに此標木に記載すべき説明文には、「寶曆六年菅村南圃、西垣露庵の主唱により創建したるものにして當時の城代は松井豊之也」と認むることに決定し居たり、然るに右城代の文字は頗る妥當を欠くを以て、之を城主に改むるの至當なるを論せしも、同意を得るに至らざりしかば、今は是非なく舊記に依り之を闡明し又一方には史學の大家に懇囑して其の斷案を得んと欲し、帝國史料編纂官文學博士渡邊世祐氏に托したりしに、同年八月同博士の直談にて、松井家は愈城主たりしに相違なく、「興長の八代入城は城主格を以てせり、是は康之が松倉城に入り、又杵築城に入りし時と同様の事なり、興長家督相續して杵築城に入りし時も亦然りしなり、即ち先例に依りしものにして、松井家の經歷、格式、幕府の待遇等に於て一般の城代とは趣を異にし居り、又幕府より直接與へし山城の領地を有する等、凡て城主としての格式を備へし故なり、細川家にても明に城主と稱し居れり」との主旨を物せしもの、同十四年末に至り脱稿せり、是れに依て年來の懸案茲に解決し、松井家の城主たりしは明亮の事實となれり。

朝鮮役

文祿元年秀吉の朝鮮征伐に際し、同年二月康之及び嫡子興之は丹後久美港出發、名護屋に着船、二月二十五日渡鮮同年七月忠興は慶尙道岩山城に攻め寄る。興之眞先に進み松井長助以下相續き火を放ちて攻

撃したれば死傷頗る多く、興之亦矢疵を被りたるも遂に岩山城を陥れ首級千餘を獲たり。九月二十三日忠興慶尙道昌原城を攻む。康之、興之先登に進み敵の首を擧げ諸士奮闘したれば終に攻め落す、秀吉大に感賞あり。同二年六月慶尙道晋州城に向ふ本城は朝鮮第一の名城と云ひ要害堅固、牧司金時敏六萬余人にて籠城し頗る攻撃に苦しむ、同月廿九日總攻撃をなし興之は先登に進み、家臣松井二平次等相次ぎ、城内に乗り入りたり。於是城兵逸出づ康之追撃して判官守環を始め多數を討取りたり。然に興之再び矢疵を被り、且つ病氣重りたるを以て歸朝を命せれしが、遂に名護屋の陣中に卒せり。晋州城一番乗は加藤主計頭及び康之と秀吉よりの感賞ありたり。同年冬和議成り康之は忠興と共に歸朝せり。此役に奮闘せし勇士は左の如し。

- | | | | | |
|--------|--------|-------|--------|-------|
| 松井長助 | 松井二平次 | 松井市正 | 田中理右衛門 | 中川下野 |
| 橋本與助 | 下津半左衛門 | 本島備後 | 坂井與左衛門 | 生田鷗兵衛 |
| 本島又三郎 | 田口彌助 | 村尾勘兵衛 | 佐藤平左衛門 | 和田五兵衛 |
| 井田太郎兵衛 | 中山仁右衛門 | 藤野九兵衛 | 小森角助 | 米持助次郎 |
| 後藤但馬 | 平位助太夫 | | | |

石垣原の戦

慶長五年九月關ヶ原の役起る、其餘波は各地に及びし中に、豊後國石垣原の戦鬪は徳川方に屬する黒田勢と、石田方に屬せる大友勢との間に行はれたり。大友義統は文祿の役に従ひ、平壤にて小西行長より援兵を求めしに應せざりしより、小西の讒言により豊後一圓の領地を沒收されしが、關ヶ原の役起らんとするや、石田は九州の黒田、加藤を牽制せしむるの手段として、舊領府内を恢復するを囑したるを以て、義統は直に歸國の途に上れり。當時松井康之は杵築城を據守せしが、義統の臣宗像掃部大兵を率ひて攻圍したるに、城兵は僅に二百に過ぎず、惡戦苦闘大に攻圍軍を窘めたりしに、黒田如水の臣井上九郎右衛門來援したるを以て、宗像掃部は船にて立石に退却せり。是に於て康之は井上と兵を合せ敵を石垣原に追撃したり。

大友軍に勇將猛卒あり。殊に吉弘統幸は我第一軍を超へて第二軍に迫る。黒田軍の將會我部五右衛門は敵將宗像掃部と刺し違へ、久野次左衛門は乱軍の中に戦死したり。康之之を見て馬を進め部下を指揮し奮戦激闘せしが、多數の死傷者を出し實相寺山に引上げ、再び敵を攻撃し、猛將吉弘を扑し義統を降服せしめたり。此戦役に勳功ありし諸士は左の如し。

松井加兵衛	下津半左衛門	木村右馬允	中川五兵衛	平位助太夫
前野九兵衛	坂本三郎右衛門	近藤彌十郎	田中清藏	上原長三郎
桑原才藏	吉六	孫七		

島原陣

寛永十四年十月益田四郎時貞を主魁となし、大矢野權右衛門、千束善左衛門、大江源右衛門、森宗意軒等は天草島並に島原の切支丹信徒等と共に原城に立籠り、其勢三萬七千余人頗る猖獗を極む。松倉長門守、寺澤兵庫頭等之を鎮定する能はず。同年十一月幕使牧野成次、林吉政高瀬に著し、肥後の出兵を内命す。十二月直に出兵の準備をなす。翌年正月二日石谷貞清、松平直恒の羽檄到來に付、光利は川尻より乗船。方圓八行の船備をなし、與長先鋒たり。四日敵前須川に上陸。二十六日攻城に掛る。敵城門を堅め要塞頗る嚴なれば、日向國より金掘を集め堀下まで坑道を穿ちたるも遂に不成功に終れり。與長は井樓と稱するものを造り、大なる船の檣を押し立て之に厚板にて作りたる箱を高く引き上げ、城内の動靜を窺はしむ。敵盛んに之を射撃す。二月二十七日寄之は城内に火起りたるに乗し、三の廓に攻め蒐り先登は長岡寄之と名乗り縦横に奮闘せしかば、家臣一同攻め入り遂に二の廓に入り中川權内一番槍をなす。夫より本城攻撃に移り諸士潮の如くに攻め入り、益田彌一右衛門一番に堀を越へ城内の營舎に放火し、松井新太郎等西北の櫓形より乗入りしかば、城中必死となりて守禦すると雖も、輒ち之を撃ち破り全く匪徒を剿滅したり。然に首領四郎の所在審かならず、四郎の居宅は己に焼失したるも、陣佐左衛門と寄之の輕卒三宅半右衛門とは城中隈なく搜索せしに、絹を被きたる婦人の側に一人の女泣き居たりしを、佐左衛門之れを斬りたりしに焉ぞ知らん是れ實に首領天草四郎ならんとは。是に於て乱全く平き諸

藩の兵士は夫々凱旋せり。

此の戦に勳功ありし諸士は左の如し

- 松井 外記 (戦死) 山本四郎太夫 (同) 西垣庄太夫 (同)
- 上原九郎右衛門 (同) 志水嘉兵衛 (同) 堀口 庄右衛門 (同)
- 生池 武右衛門 (同)
- 松井 采女 (負傷) 松井右兵衛 (同) 松井 半右衛門 (同)
- 松井三左衛門 (同) 中川 権内 (同) 下津 半助 (同)
- 山口彦之丞 (同) 木付茂兵衛 (同) 中井八郎右衛門 (同)
- 和田伊兵衛 (同) 小寺 奎左衛門 (同) 辻小左衛門 (同)
- 田中市兵衛 (同)
- 松井 角左衛門 松井仁平次 松井新太郎 松井 掃部 山本七郎右衛門
- 松井角兵衛 田中角十郎 中西孫之允 明石權太夫 澤井善太夫
- 西垣太郎右衛門 井上 市左衛門 吉田 十右衛門 平田太郎左衛門 田中三郎右衛門
- 本島角太夫 中井八郎右衛門 遠藤九兵衛 橋本 角左衛門 河喜多 九太夫
- 荒木 市左衛門 中山藤兵衛 益田彌一右衛門 岡本傳十郎 山田新九郎

- 近藤庄兵衛 的場喜八郎 田原清兵衛 津川四郎右衛門 秋永十郎左衛門
- 三宅 半右衛門 奥野 傳右衛門 入江三太夫 中山助九郎 不破平太夫
- 橋津六之允 磯田 作右衛門 魚住奎之允 祐藤勘三郎 草野善兵衛
- 荒木 權七 淺田左兵衛 高橋 市左衛門 谷 主膳 田中清兵衛
- 飯田平兵衛 其他

戦死者

馬乗 六人 其外 十七人

負傷

馬乗 三十一人 小姓 三十五人 鉄砲の者 三十人

長柄の者 三人 中間下々 百十四人

二、松井氏の治績

イ、教育 武技

寶曆六年、西垣露庵、菅村南圃の建議を容れ、武家子弟の文武教習場を設立す。其修學の部を傳習堂と

云ひ、練武の部を教術場と稱す、十一月十五日其の業を開始す。教官中前記の外宮崎雲臺、西垣桐齊、菅村文内、渡邊琴臺、宮崎右重等の碩學あり。(第五篇人物誌参照)。

章之は、歐州各國の兵制大に變化し、火器の製作日々益々精密を窮め、劍槍弓矢の比に非ざるを見、且又文化、文政の間、英露の軍艦屢來りて、我か邊境を侵し、爾來連年各國我を窺ふ、然れ共我に未だ備なきを憂へ銃礮の理を窮むる茲に年あり天保、弘化の間遂に自ら一家銃礮の技術を創め、名づけて天弘流と云ふ。乃ち家臣等をして火技に精練ならしめん爲め、大礮小銃若手を與へ、而して又自ら備ふる所の大礮百六十四門、小銃千九百二十七挺、彈丸硝藥之に稱ふ。嘉永四年別に倉庫を北の丸に建築して之を藏す、後明治四年皆之を八代縣に納む。

明治維新以來武道は一旦廢絶に歸せしが、西南戰役の後に至り再興し、明治十三、四年の交よりは劍道、居合、槍術、游泳、騎射等最も盛んに行はれ、殊に火術は八代獨特の研究修練を積みたるの餘技を承け、他郷より賞賛せられ、種子島流は遂に清國上海に渡航して、我火術の妙技を彼の地に振ひ、又函三流と共に、熊本に於ける招魂祭には毎年花火の奉納を怠らざりき。必竟舊藩時代習練の賜と云ふへし。今左表により明治維新の際に於ける武道の諸流派及び師範代見等を記さん。

竹林流 秋永喜兵衛

一、弓道

吉田當流 三重唯之丞

二、馬術

解龍流 秋永喜兵衛

大坪流 本嶋甚五兵衛

三、騎射

細川流 三宅平八郎

四、犬追物

細川流 三宅平八郎

五、劍道

雲弘流 三宅平八郎

二天流 早川助之丞

柳生流 梅田新兵衛

自現流 小澤正

新 蔭 流 谷 口 牛 藏

六、居 合

無 手 勝 流 中 西 孫 之 進

全 身 流 井 山 岩 之 進

全 身 流 高 橋 勘 右 衛 門

伯 耆 流 川 原 力 之 助

關 口 流 本 島 市 郎 助

四 天 流 白 川 源 八

七、槍 道

寶 藏 院 流 井 山 岩 之 進

礎 野 流 澤 勝 之 助

八、休 術

汲 心 流 井 山 岩 之 進

川 北 格 馬

揚 心 流 後 藤 素 尾

九、棒 術

鞍 馬 流 松 崎 竹 次

塩 田 流 藤 井 虎 次

一〇、砲 術

天 弘 流 蓑 田 作 馬

御 家 流 上 原 兵 助

柘 植 流 豐 田 虎 雄

萩 野 流 中 西 孫 之 進

種 子 島 流 森 甚 之 進

函 三 流 中 村 軍 内

一一、游 泳

小 堀 流 平 子 八 之 進

下 津 丹 左 衛 門

澤田種徳

一二、軍學

謙信流 谷口榮藏 緒方軍之進

北條流 宗村小助

一三、道具附

大草流 蓑田茂三

口、新地の築營

本郡に於ける新地築營の業は松井氏の經營に關するものゝみにあらざれども。本節に於ては特に松井氏の利用厚生の道に腐心し、國家經濟の大業に着眼し、能く之を成效せしめ、百世の下如何に之を徳としたるか、其の功業を記せん。

○松崎新地 九十町六反八畝十九步

明暦元年（二三一五年）十一月與長、藩主に請ひ城西松江村及び海士江村の沿海斥鹵の地を拓き民を移し松崎村と稱す、今の松高村大字松崎是なり。

同地築造の時、妙見社に祈願を籠めしを以て、竣成の曉墾田の記を具して同社に納む、現今縣社八代神社の寶物なり。

○明暦古閑新地 十八町八反八畝十五步

明暦二年十一月、古閑村海邊（今の八千把村の内）に六百間の堤防を築き、新地を開き人民を移し耕さしむ。

○高子原新地 百二十一町二反七畝〇七步

延寶元年（二二三三年）二月、藩に稟して沿海斥鹵の地を開墾して十一月全く功を竣る、之を高子原新地と稱す。今の松高村大字高子原是なり。

蓋寛文十三年二月二十九日、落雷の爲め天守閣を始とし樓櫓家屋を延焼し、火藥兵器を焼失したるを以て武備補充の資に充つる爲なり。

○敷川内新地 二百町步

明和四年（二四二七年）正月、敷川内村の海濱に新地を築きしが、再應破壊し費用徒に嵩むを以て之を藩に献じたりしが、六年竣工せり。本新地の内百二十六町步は八代文武教習所維持の爲め之を賜はる。

○安永古閑新地 二十三町步

安永七年（二四三八年）、古閑村の海濱に於て藩の允許を受けて新地を築く、堤防九百余間、其中十

五町歩を藩に献して餘は悉く塩田となす。

○植柳新地 九十三町一畝十八歩

文武稽古資源の爲め開墾せしものなり。

○高島新地 百九十八町二畝二十九歩

曩に直之の築きし高子原新地の地先に其の遺志を繼ぎて文化年中築きしものにして、當時は家臣も漸次増加し、從來の知行にては扶持困難を生じれば新地築造の必要起りしなり。

○百町開 百町餘歩

文化二年正月、野津手永の海面埋築の工を起し十月竣工す。耕地百町歩餘、之を百町開と云ふ、現今鏡町に屬す。毎歲納税の外三百十三石を郷備米として以て凶荒に備ふ。

○四百町新地 三百三十町歩

文政二年二月、再ハ海面埋築の工を起し、九月竣工す。耕地三百三十町歩、之を四百町新地と稱す。今千丁村大字古閑出是なり。

○七百町新地 約七百町歩

文政四年四月更に七百町開を企て、直に工事に着手し十一月を以て竣工す。是れ現今の文政村、鏡町津口、横江、芝口の地方なり。

○中牟田新地 二十三町八畝二十一歩

麥島の沖は葭牟田なりしが、自然に砂洲高まり新地築造も容易となりたれば、徴之高田會所と共同にて之を築造せり。

○水島新地 八十三町九段七畝歩

督之、數年の勤勞を藩主より賞せられ、新地床百五十町歩與へられ、八十三町九反七畝歩の新地を高田會所共同にて開墾せり。

○古閑沖新地

督之、細川刑部共同にて之を開拓す。

○天保古閑新地 四百町歩

天保十二年（二五〇一年）三月、古閑村掛り新地の地先に四百町歩の新地を築造し内百五十町歩を賜はる。

○水島催合新地

弘化二年（二五〇五年）敷川内村掛りに藩と共同して新地を築く催合新地と稱す。又日奈久新地の堤防を成就せしめ以て八代葦北郡の境を設く。

○三江湖新地（彌次村） 八十六町三反八畝二十四歩

○葭牟田新地(彌次村) 四十三町九反五畝六歩

○北牟田新地(彌次村) 十四町三畝九歩

○蛇籠新地(植柳村) 十二町三反七畝三歩

○三江湖築添新地(彌次村) 八十八町四反八畝八歩

右の五個所は自然に沙洲高まり、農民も築造の希望を有したるを以て章之之を築く、この中三江湖、築添新地は高田會所と共同にて築きしものなり。

三、土木事業

イ、萩原堤防の修築

寶曆五年(二四一五年)六月降雨日を連ね諸川水漲る、然るに球磨川筋の中葦北郡瀬戸石の山崩壊して水流を壅塞したるを以て、一旦逆流したるも、再び上流よりの洪水と合し猛烈なる激流となり、壅塞したる山塊を一氣に押し破り流下したるを以て、萩原堤防忽ち崩壊して八代城下に汎溢し、人家の流失二千百十八、溺死者五百六人、其の慘憺たる實に名狀すべからず。當時藩主より幕府へ上申せし損毛覺書あり今之を左に掲ぐ。

私領分肥後國內六月朔より同九日迄強雨洪水山崩損毛破損の覺

一高拾參萬五百六拾餘石 潮入石砂入洗剝山崩

此 内

田 貳萬五千七百五拾三町餘

畑 七千六百貳拾五町餘

鹽 濱九拾七町五反

鹽塘 三千四百拾五間

川塘 拾參萬貳百九拾間

井手堤防 八萬七千八百九十九間

水除石垣 八百五拾間

磧所 壹萬九千五拾七間

水除柵 四千貳百八拾七間

山岸崩所 壹萬七千四百拾參間

土橋 百九十五個所

往還道路 壹萬九千七百四拾六間

井樋 百八十七個所

流舟 百壹艘

流失番所 貳個所

流失社 貳個所

流失辻堂 八個所

流失蜜柑木 貳百四拾余本

流失 家貳千百拾八軒

流木 三千八百貳拾貳本

溺死 男女五百六人

怪我人 五十六人

流失 牛馬五十八疋

右損毛破損の儀水引候上相改め國元留守居の者より申越候右損所郡村の中、葦北郡球磨川筋に有之候瀬戸石山高さ貳百間、横百五拾間程崩落、川向に有之候山に右の崩先高さ貳百間、横百間程突上、是亦崩落球磨川突埋候間、洪水却て逆流仕、水嵩三四拾間程積上げ、小山などは山上を水打越候程之水勢、半時餘も右之通にて無程右突埋候處を、洗切押落候水勢一同に川下に溢候故、塘筋道幅拾間餘根張り四拾間程有之候塘筋悉崩申候右者先祖越中守八國以後終無之損所にて、別而水先之村々及亡所溺死之者も有之候由、注進仕候に付申上候

以上

寛曆五年八月五日

以て其の災害の如何に大なりしかを知るに足らん。抑萩原堤は球磨川の北堤にして、古麓の山際より萩原、横手、松江を経て八代城下の南より西に廻はり、河口に至る迄二千六百七十三間、加藤正方の築營せし所なり、然るに此洪水により崩壊すること十町余。藩の老臣相議して曰く、此の川は著名の大河にして、奔流矢の如く、萩原堤は其の急流の衝に當るを以て、之を修築すること實に容易の業にあらず。加藤忠廣領國の時、文武兼備の老臣正方の心を盡して築造せし所、今日正方に匹敵する人なきを如何せん、其の局に當る人なきを憂ふること切なり。時に郡目附稻津頼勝（通稱彌右衛門）自ら進んで曰く、正方とてよも鬼神にはあらず、今日とて豈之を成し得ざらん。請ふ自ら其の任に當んと、老臣之を藩公に聞す、公頼勝に任するに堤防修築の事を以てす頼勝奮つて其の任に就く、謂らく此の難役に臨み常規の工役を以てせんことを難しと、即ち松尾伊太郎より献せし七百貫の錢を始とし、數千個の大甕に錢を盛り、郡中に告示するに、凡男女十五歳以上能く土石を運搬し得る者にして、役に服する者には錢を與ふべきを以てし、其の力を量りて三等とし、級に應じて日々錢を給し、頼勝は騎馬にて縦横に馳驅して指揮する様、彼の家門を過ぎて入らずと傳へられたる夏王大禹を想ひ起さしむる程なりき。斯かれは近郷の男女來りて役に服し、踊躍して工事に従ひしかば日ならずして工を竣へたり。是に於て沿岸の民枕

を高うして、安眠し得るに至りしもの、實に其の努力の賜と云はざるへからず。此の堤防は水際より高さ三十尺、其の基礎の廣さ二十五間、堤上の幅七間、延長二十餘町、實に當國第一の大堤なり。

あのや稻津様は神か佛か死ぬる命を助けたも、

之れ役夫等の頼勝を頌して唱へたる俗謡なり。藩公頼勝か神速に大工事を竣成せしを嘉賞し、厚く賞賜せり。或時小宴に際し公自らあのや稻津様の歌を謠はれしを頼勝傳承し、主君をして正しく我が名を呼び様といはせ奉りしは、藩中恐くは余一人ならんとて感涙に咽びたりと云ふ。

球磨川土手築の歌

伊形庄助作

球磨川やゆふはのつゝみ水越わて波のそこなる岡の上の松、

たらちねのゆく方をとへはしら浪の八百の汐會に立ちさわく見ゆ、

秋の田の稻津の神のなかりせは死ぬる命をたれか助けん、

萩原のつゝみつくとやたをやめのはなすり衣まくり手にして、

あけの手すきあるの前たれ誰とたにしられぬ人をかけて戀ひつゝ、

わきも子はけふもつゝみをつきはぎの衣たちぬふひまやなからん、

白糸のよるこそきぬをたちぬはめつゝみつく日はいくかあらしを、

けふ幾日くしげの小櫛とりも見す身を八代のつゝみつく妹、

うみの石山の土もてつくめれとつくはこかねの堤なりけり、

山となる磯のつゝみに松うゑてちとせの末も波はこさしな、

口、溝渠開通

文政四年七百町開を竣成するや（前項参照）鏡町は海岸を距る頗る遠く爲めに市況衰へ、漁家の如きは甚しき不便を感じるに至りたり。是に於て文政三年総庄屋犬塚安太鏡町に幅六十間長さ二十七町餘の溝渠を開通せしかは、百石積の船舶は自由に出入することを得、運漕の便、魚鹽の利少からざるに至れり、是れ今日の鏡入江なり。従つて七百町新地は江南と江北とに分れ江南は今日現在四百十町七反八畝十三歩、江北は二百五十町七畝十二歩なり。

ハ、球磨川の開鑿

林正盛通稱藤左衛門は、人吉の賈人なり。夙に八代人吉間の交通運輸の不便を歎し、球磨川の舟運を開鑿せんとするの志あり。寛文四年（二三二四年）春、親しく河流を検し、又石工をして之を測らしめ、人吉城主相良頼喬に請ひ、其の允許を得て工を創む、然れども河中巖石横り水流激奔、其の困難名状すべからず。正盛日夜心を碎き具さに辛酸を嘗め、私財を投して拮据經營、寛文八年に至りて漸く其の工を

竣ふ。夫れより人吉八代間の舟路開け交通、運輸の便一に之に頼るもの正盛の餘澤と云ふへし。藩主其の功を賞し、町別當を命じ、且永代御用御間屋、御用諸荷物間屋並に川舟取締方及舟間屋仰付らる。大正十三年の紀元節に當り御贈位の恩典に浴し従五位に叙せられたり、聖恩枯骨に及ふ氏の光榮又大なりと云ふへし。

第六章 明治維新以後の概観

第一節 維新以後の變遷

一、明治の改革

明治二年六月、藩主細川昭邦藩籍を奉遷し熊本藩知事に任せられ、八代城主松井盈之藩の大參事に任せらる。

同年七月二日盈之八代城守衛を免せられ、九月四日八代城を廢す。正保三年興長入城せしより、茲に至る迄十代二百二十五年なり。此の時に當り、松井氏の舊臣士族五百三十九戸、二千六百三十九人、卒族三百四十六人なりき。

明治維新の際、本郡の區割は八代町と、高田、種山、野津の三手永及び五家莊の五區に分ち、數十個町村之分屬せり。

明治四年七月廢藩置縣に當り、本郡の北部は熊本縣に、一部は天草郡と共に長崎縣に屬せしめたり。同年十一月改めて下益城郡以北を熊本縣とし、宇土郡以南及日向國兒湯郡の一部を八代縣となせり。同五年六月熊本縣を白川縣と改稱し、同六年一月八代縣を廢し、肥後全國を白川縣の管轄となし、同九年二月白川縣を改めて熊本縣と稱し以て今日に至れり。

廢藩置縣に當り本郡は第十二、第十三の兩大區に屬せしか、明治十二年八代町に、郡役所を置き八代郡役所と稱す。

明治十四年より全二十八年迄、八代、葦北聯合して八代葦北郡役所を八代町に置きたりしが、其の後八代、葦北と一郡一郡役所となれり。

明治二十二年町村制實施に際し町村を併合して三町二十八ヶ村となせり、同四十二年郡築村を加へて今日に至る。(町村沿革參照)

明治二十九年五月、郡制を實施し自治行政を行ひしが、大正十三年之を廢止し、同十五年六月郡役所を廢止す。

今左に歴代の郡長及び郡會議長を列記せん。

一、郡長

郡制實施前

澤村友義 湯淺善門 山本勝盛 小橋元雄 財津志満記
 松崎欣裁 辛島格

郡制實施後

辛島格 尾形惟昭 古城彌二郎 廣瀬昌柔 古城彌二郎
 坂本到 猿野子之吉 村上則貞 須藤信立 中西正義
 坂本一箕 松本角太郎 鹿野三郎 迫静吾 須藤信立
 廣田増太郎

二、郡會議長

佐藤立平 植原敬之 佐藤正誠 松尾純齊 佐伯義方
 近野庄太郎 佐藤立次郎

長崎出兵

明治維新後東北己に平きてより、政府は諸藩の兵を解かんと欲し、先づ山口藩に命じ、其奇兵隊、振武隊、建武隊等に解隊を命せしが、大樂源太郎、佐々木祥一等は此命に服せず、乱を作し藩廳を圍み官庫を掠奪す、官兵討つて巨魁三十余人を捕ふ。時に源太郎は其弟山縣源吾及び小野清太郎等と逃れて久留

米に走り、小河真文、水野正名等に頼り、竊に黨與を募り、舊公郷愛宕通旭、外山光輔等の徒と謀を通し、樂興を京都に移し政体を一變せんと欲す。於是九州各藩に命じて之れが警備をなさしむ。此時に當り、肥後藩は、長崎の要地警備の任を受け、熊本より二小隊、八代、宇土、高瀬より各一小隊を分遣せしが、其後源太郎等は、切害せられたるを以て、各警備を解き歸國せり。此の時長崎表に出兵したる八代隊の諸士は左の如し、干時明治四年二月なり。

山本勝盛 角田勝命 下津一元 西原矩治 澤田率由
 山本正静 平子貞教 豊田景信 木付鎮静 小川通邑
 江見高直 宮島太郎彦 和久田董静 岩井保次 山下猪三郎
 蓑田恭道 山口定敬 魚住方至 堤永繼 荒木猪三郎
 橋本秀俊 馬場儀太郎 宗村一治 村上卓馬 後藤又作
 蓑田政立 岩橋傳八 宮川英相 高橋元陳 村上義徳
 近藤包節 平田道隆 本島正義 坂井一郎 後藤基徳
 市野慎紀 猿渡定堤 堤永祥 中山英太郎 三根元辰
 岩田乙彦 平子貞幹 桑原定梶 梶原景信 蓑田鋤馬
 中村隆英 石村應親 中島免毛 本田嘉幸 村山一二

愛	甲	二	郎	尾	越	齊	廣	瀬	甫	久	木	田	長	太	村	井	敷			
富	田	和	七	白	濱	傳	九	郎	林	田	政	喜	杉	山	長	藏	田	口	秀	藏
谷	川	太	平	鳥	井	傳	榎	田	繁	白	瀬	甚	内	川	村	仙	藏			
内	藤	了	平	田	大	四	郎	宮	崎	彌	三									
樂	手	吉	仲	政	太	郎	永	吉	德	太	郎									

當時交通は未だ頗る不便なりしに、西洋文化の門戸たる長崎表に暫く滞在したる八代人士は、世界の廣大と文化の進歩とに刺激され、心神外様頗る舊觀を革むるものありき。

敬神黨異動と八代

明治九年十月、神黨員百七十余名遽に起て熊本鎮臺兵營を襲ひ又縣官を殺傷す。黨員の面々事就らずして各地に散亡するや、加々見十郎、古田十郎、田代儀太郎、田代儀五郎、森下照義、坂本重季等は、宇土郡郡浦に潜行し、甲斐武雄の宅に潜伏したり。然るに加々見等は再舉を謀らんが爲めに甲斐を八代に遣はし旅費を借らんとせしも、八代にては直に甲斐を捕縛したるを以て、加々見等は進退谷り、遂に逃げて大見嶽に據りたり。於是八代にては上原正求、中山典義、平子貞教、小川通邑、飯田徹、蓑田恭道、高野定義、堤永祥、澤田率由、宗村一治、増田又一等十一名の志士（外に豊田

景信、堤永繼、木付鎮靜等は當時警官なりしを以て八代警察署より出張せり）は急遽建馬より乗船し逮捕に赴きたりしが、郡浦にては多少の警官と官兵も加はりたるを以て、各部署を定め四隣を警戒して、敵の援隊にも注意しつゝ、山上に向つて攻圍せしに、時己に夜も明けたれども、地勢上甚不利なるを以て一層警戒を加へ、愈頂上に登り必ず捕縛せんことを期せしに、惜むべし唯一瞬の束の間にて黨員は皆辭世を遺して見事割腹の後なりしを、左れば今は是非なし何れも肅然として下山の途に就けり。

西南戦役と八代

郡内の戦况

明治十年西郷隆盛の兵を擧ぐるや、二月十八日先驅八代に達し、陸續として日々進軍し威風堂々殆んど無人の境を行くが如し、其の勢實に侮るへからさりしなり、而して薩兵揚言して曰く、熊本鎮臺の農兵何をかなさんや之を攻陷する一朝にして足れりと、又曰く、現政府を覆して君側を清め、仁政を施し大に租税を軽減すへしと、是に於て熊本を初め各地新政府に快らざる者聲息を通するに至れり。熊本城圍を受くること五十余日、糧食欠乏甚だ困む。此の時に當り北方より進める正面の官軍は、己に田原坂の險に扼せられたるを以て、征討參軍陸軍中將黒田清隆、大警視川路利良、陸軍少將山田顯義等の率ふる背面の官軍は、三月十九日日奈久に上陸し、高島大佐を先鋒とし、二十日進みて鏡、宮原に至

る、八代、鏡、宮原地方有志の士之を歓迎し、斡旋甚た力む、賊軍之を氷川堤に防きて劇戦す。二十一日黎明警視隊を中央とし、歩兵隊を左右とし進撃數合、正午に至り氷川の要地を占領す、薩軍砂川に退く。既にして又山間より我が右翼を襲ひ夜に入りて戦尙止まず。二十三日薩軍阿彌陀寺山の險に依りて宮原の官軍を瞰撃す、官軍二中隊を分遣して種山地方の敵を一掃し、又苦戦して阿彌陀寺山の敵壘を抜く。賊復た鏡氷川南堤の哨線を犯す、官軍撃つて之を走らす。是に於て官軍は宮原、鏡を本據とし賊軍は氷川に屯して相持す。二十六日に至り劇戦して小川を抜ぐ、之れより官軍連戦皆捷ち、漸く進みて熊本に近づく。此の戦鬪は鏡、宮原、野津、和鹿島、吉野、種山等に於て行はれ、兵燹に罹る民家頗る多く、全部落烏有に歸せしものも少からず。唯鏡、宮原は賊軍に先んじて、官軍の占領せしを以て、幸に此の災を免れたり。然るに賊軍は新に募れる生兵を率ひ邊見十郎太、別府晋助、宮崎眞郷等之に將とし八代を襲ひ之を奪はんとし、四月六日大舉して來り迫る、東は日置川の堤に據り南は球磨川を涉りて進む。先是八代町の士族は一團となり、正義隊と稱し、此日官軍を援けて南面の賊に當る。賊忽ち野上原（球磨川畔）を掩ふて我に殺到す、正義隊の士北堤を壘壁とし前川を隔て、戦ひ、賊と相距る數十歩戦甚た危し。此の時に當り、隊士四十余人憤激身を堤上に露して狙撃す、彈虛發なし。賊以て我に備ありとなし、遁れて植柳村に走る。隊士追撃殺傷するもの多し狼狽して球磨川に溺死する亦數十人。會々官軍の援兵松橋より來り賊の背後を衝き大に之を走らせり。

十三日賊再び來りて、宮地山、古麓山に據り、壘を櫻馬場に築き再び八代を衝かんとす。兩軍相對持する四日、十七日官軍進みて賊を古麓山下に破る、此の戦に正義隊の功頗る大なるものあり。蓋舊主松井章之の火技の精練を致せると、曩に與ふる所の銃礮とが大に與つて力ありと謂ふべきなり。乱平ぐの後舊臣の戦功により、松井敏之を正六位に叙し、父盈之、祖父章之に物を賜ひ、正義隊士及鏡、宮原地方の有志に、賞金を賜へり。

熊本城の圍解け賊軍潰走するや、五月初旬宮原、種山に入り、五家莊五木方面に退却す。四月三日官軍亦堅志田より下岳に入る。五家莊の官軍は哨兵を栗木村古園に出し、四日五家莊久連子地方を討伐し、七日官軍の一隊五木村に於て賊軍に會し之を撃退す。中佐中村重遠兵を栗木村古園、音川、赤根に配置して賊に備ふ。山田少將亦至る、五家莊の一隊は柿迫村の岩奥、板木を取り椎原に向ふ。九日中佐中村尙武河侯大鳥越に向ふ、大鳥越は種山より五木に通する險路なり。

賊既に遁れてあらず、中佐長驅して賊の巢窟中村、白岩戸（共に五木村）を襲ふて之を人吉に走らす。

参照 佐藤立平翁著丁丑戦役日誌

八代 鎮撫隊

明治十年二月薩兵は肥薩の國境を踏破し肥後に侵入す、其勢猖獗にして沿道悉く風靡するの有様なりき。

勝是官兮負是賊 男兒只當冒險艱

突嗟曉出鹿兒島 絕叫夕度太郎山

眼下葦薈熊本城 唾手可拔立食間

君不見南關北關路歷々 僅出此關無一敵

於是新政府に平ならざる各地方にては、頻りに聲息を通し、熊本に於ても之に與するもの甚多く、八代亦議論二派に分れ、屢熊本より勸誘を受けしも斷然之を拒絶し、大義名分の在る所、是非賊徒を討伐せざる可らすこの見地に一致し、鎮撫隊を組織して、地方人民の保護に任せり。然るに官軍は八代より熊本を衝かんと欲し、高島大佐は歩兵第二聯隊及巡查五百名を日奈久に上陸せしめ。一方又軍艦三隻を派して八代を警戒せしめしに、八代鎮撫隊は官軍を歓迎し、宿舎を定め糧食物資を供給し、大に軍を犒へり。爾來三百余名の鎮撫隊員は、或は戰鬪に、或は嚮導に、或は偵察に、夫々任務に服したりしが、官軍の北進して氷川に至るや、茲に戰を交へ鎮撫隊の一部亦之に加りたり。四月四日邊見千郎太、宮崎八郎等新募の生兵を率ひ川嶽を下り、同六日櫻馬場の防壘を破り御靈村に放火し、福正原、萩原の線に迫り、將に八代町に殺到せんとす。此時目加田、月岡、長澤の三ヶ中隊は、松馬場大曲の壘を死守すと雖、兵寡く頗る苦戦せしが、幸ひ援軍として第一旅團の長田大尉一ヶ中隊、木下中尉一ヶ小隊を引率し日置村より來り横撃したるを以て、大に賊勢を挫きしも。一方背面となりし球磨川は、賊兵之を徒渉

し野上嶺に押寄せ來り、將に前川を渡らんとす、然れども防禦に就くべき一人の官軍なきを以て。八代鎮撫隊は急に屯所に纏り、同志互に誓約し、僅少の人員なりと雖、驕傲の敵に當り斃れて後止まんと。決死の士八十余名、馳驅直に前川の堤防に至りたるに、賊は最早淺瀬を求めて徒渉せんと、川岸に迫りたる際なるを以て相距ること二百歩計なりき。此時我同志大囑射撃したるが、敵は我の寡勢なるを侮り頑強に抵抗せしも、地の利に依る我同志に敵し難しと察しけむ、死傷者を遺棄して潰走せり。暫くにして一分隊の官兵到着せしかば、共に力を協せ麥島村より、植柳村に追撃したるを以て溺死者約三十名を出せり、夜に及んで追撃を止めたり。此時敵將宮崎八郎、徳久幸次郎は彈丸に中りて斃れたり。先是松井家よりは小銃百挺、彈丸六千發、米百俵を附與されたり。同月九日黒田參軍は松井章之、全盈之に此一戰に對して舊臣等奮戦したるの賞詞を贈れり。次で宮地、古麓の戰に参加し、夫より球磨、葦北等に干戈に従事し、更に天草方面の警備に任せり。乱平きて後、松井敏之を正六位に叙せられ、章之、盈之には各緞子一匹、紅白縮緬各一匹を賞賜せられたることは前に述べたる所の如し。明治二十五年松井家を華族に列し、男爵を授けられたるもの、必竟康之以來の勳功に因れること固より論を待たすと雖、抑亦明治九年熊本敬神黨の乱に際し、又翌十年西南戰役に於ける、何れも大義名分を正し、舊臣等粉骨碎身國家あるを知つて敢て一己の利害に泥まず、至誠奉公君國に捧けたる功勞亦與つて大に力ありと云ふ可し。當時鎮撫隊に屬せし八代志士の姓名左の如し。

山本勝盛	遠藤常精	中西純一	上原正求	坂井等
中山典義	頼藤定世	後藤基徳	豊田景信	高野定義
堤永繼	宗村一治	遠山直堅	小川通邑	古澤吉造
伊藤昌虎	平子貞教	和久田董靜	澤田率由	江見高直
宮川英相	魚住方至	西貞幹	西原矩治	後藤國章
入江武銳	宗義里	今村昌保	橋本秀俊	栗阪教資
川野易一	西垣義連	皆吉武繩	飯田徹	伊藤節義
本田嘉幸	林起吉	宮島太郎彦	坂川正廣	榎田則幸
田尻勝義	増田定義	吉見正嘉	宮川英任	安藤善盛
坂田喜幸	後藤佳房	井山武太郎	近藤兼武	古閑吉信
梶村勝茂	渡邊時平	上原源三郎	渡邊時貞	宮川英直
坂田昌言	三根元辰	上原貞勝	市野輝道	谷崎美郷
丸山勝盛	江良安照	堀口廣親	葦田茂郷	緒方一龜
白川兩近	加隈一政	吉井時一	西垣正吉	谷康敷
鈴木信真	高木安定	猿渡綱賀	豊田昌旋	谷口一生

久木田義任	松崎三省	井口義隆	東島憲道	高橋恒喜
小田戒三	平田道隆	龜山紀	上野直澄	木付鎮靜
粟坂五郎八	戸波易治	堤永祥	角田雅知	倉岡修秀
葦田政立	宮川信昌	宮崎萬昌	竹崎秀修	桑原仲甫
中島崇明	田中盛徳	湯川敬義	本島正静	葦田恭道
本島正勝	下津一元	石橋武弘	吉見鎌昌	松岡享
阿部正武	小田實	松山敬三	中村敬止	今村三平
犬童一喬	竹田定規	藤本充曉	齊藤信安	今井清彦
水野元治	東嶋和多	橋本常敬	西條運八郎	工藤昌久
濱田命慶	草野定延	松島良行	西原矩勝	小田道方
福田安治	太田黒元一	廣瀬忠利	笠虎吉	川村行言
山田秀廣	吉坂猛	磯田武則	内山好定	愛甲昌治
伊藤純朝	濱安房	富田頼學	藤井茂泰	藤田秀房
桑原常憲	山鹿昌隆	草野門平	坂井一直	村山美行
南種安貞	和田正脩	下津敬一	中山寛行	中島元吉

澤井元利	市野一道	郡誠之	西常信	松岡大太郎
上野熊次郎	松岡長景	濱田政頼	三重勝之	高橋元陳
谷口一直	皆吉武真	平子貞高	澤田種徳	村上卓馬
阿部宜之	弓削温	川上碧	角田退芸	三宅運宜
芳賀貞嘉	中川有祥	近藤包節	天野正壽	坂田昌秀
白石一成	加來直規	堀内勝安	小澤清真	山口敬定
麓爲泰	久野武喜	山諸重樹	白瀬教近	徳永吉幸
丸山義邦	田中半藏	森一久	石川惟清	吉見萬昌
福田善吾	出水保行	淺田英棟	木村義信	三原歡喜
村上義徳	秋永勝房	本田務宜	岩尾元貞	内山義諭
蓑田保定	川野正直	黒木政義	吉見信志	犬童生清
石村應親	坂井宗香	菅村常釋	小濱詮武	村井一俊
秋永眞積	高木重治	守屋昌明	鶴山宜曉	白川兩安
宇野治信	高橋孟房	吉見昌元	今村慎始	廣瀬清武
芳賀貞賢	田中盛重	小島定一	三宅義範	片山正義

杉山昌訓	富島詮茂	萱島儀十郎	池田元修	魚住董貫
渡瀬龜藏	宗良行	吉村廣利	田口載治	佐伯專利
秋永勝重	森正一	秋永貞雄	白瀬嘉重	富田方信
仲井貞清	隈部眞直	本郷三法	渡邊義制	白濱吉安
谷川昌則	江良孟政	淺田邦充	濱安護	佐藤良延
佐川守典	淺田治綱	吉仲喜重	草野孝十	渡邊時行
山川信輝	坂田元誠	岩見再次	甲斐咸喜	荒木貞良
松本言中	魚住元政	黒木一俊	三根美種	吉本村冬
中野辰彦	有馬重隆	阿部仰	益田元武	今村爲徳
猿渡密	東島正勝	森正信	磯田利政	牛島晴治
澤田延久	犬童武久	伊藤純義	岩崎久武	吉井時行
杉山久親	丸山充久	小林常雄	緒方貞八	内藤廉房
土居器成	隈部好徳	坂田爲繼	古原久和	吉川幸繼
田口汎親	魚住傳藏	白坂昌俊	犬童道春	白坂幸高
坂井宗貞	石川司馬作	尾田道澄	有本安治	石川徳泰

跡部幸高	内田弘政	澤田意久	宮川久武	村松政喜
香川親治	本郷珍儀	塩山幸利	安東昌信	山田常勝
辻智法	村井信謹	今田義勝	尾越元良	甲斐敬孝
佐伯祥和	真原紋藏	蓑田保啓	黒木政信	黒木勝直
林田政歳	藤田正克	坂田幸茂	阿部又喜	藤本定孝
佐藤相保	岡田和義	矢勝昌生	國枝友親	川上昌
木本董英	黒川中徳	宮崎元隣	藤田茂房	吉見伊嘉
徳永吉澄	谷川安貞	増田義則	中村隆英	川内山烈吉
黒木貞則	蓑田常明	桑原紀保	坂本半藏	秋永豊年
宇野宏久	坂川以勝	白坂昌範	有馬末熊	緒方永久
本島正朝	谷川元貞	高木茂親	中村仙内	小澤充清
村井義方	戸田嘉作	久野武充	工藤勘治	中野歳幾
後藤重正	後藤正邦	西條和	飯田眞信	濱益壯
國枝重治	柴田延正	和久田階行	村上忠藏	藤本惣三郎
三國谷彌三	丸貴清三郎	高岡嘉七	徳住直七	

殉難者

明治十年四月五日薩軍人吉より松求麻村を経宮地、高田、植柳一帯に亘り襲來せり、官軍逆襲して之を破る、薩軍は球磨に退き宮崎地方の援兵と合し、全月十二日再び八代に迫り、會戦六日薩軍遂に敗走せり、此の二回の戦に於て敵狀偵察の爲め敵地に入りたるもの及び嚮導の任に當りし者を捕へ慘殺したり。宮地村士族石川清及村上正武は、官軍の爲め探偵嚮導の任に當り、些か報國の微意を表し居りしが、計らざりき間者の爲に敵に密告せらるゝ所となり、一家族避難中、清及正武は直に捕へられ、敵將邊見の取調を受け、敗軍の際球磨郡神瀬村に引致され、遂に殺害せられたり。

植柳村士族馬淵才平は官軍の命を受け植柳村に在つて、敵の動靜を内偵し八代の官軍に一々報告し、或は合圖を以て報告しつゝありしか、四月十四日密告者の爲めに敵は其居所を襲ひ之を捕へ、翌日下松求麻村古田河原に於て斬殺せり。下松求麻村中山平藏及び藤田己之吉の兩人は、偵察中賊に捕へられて殺害せられ、又榊原正一は元春光寺の僧なりしも、明治維新後遷俗して八代に居住せしに、薩軍熊本城包圍の節、官軍より敵狀偵察を命ぜられ、熊本にて任務中捕へられ斬殺せらる。乱終りて石川清、村上正武、馬淵才平には何れも吊祭料、追賞金、遺族扶助料を賜ひ又靖國神社に合祀せられたり。

各戦役に於ける出征軍人一覧表

明治九年敬神黨の變

町村名	出征軍人	戦死者	負傷者	受勳者
町				
宮地村			一	
鏡町	四			
種山村	二		二	

西南戦役

町村名	出征軍人	戦死者	負傷者	受勳者
町				
八代町	一七		八	一
宮地村				
鏡町	四		一	
和鹿島村	四			

當時未だ金鷄勳章の制定なし、故に受勳者は皆年金附にて後の金鷄勳章に等し、

明治二十七年、八年戦役

町村名	出征軍人	戦死者	負傷者	受勳者	受金鷄勳章者
町					
八代町	六三	四		一七	二
高田村	一一			二	
上松求麻村	七	一		一	
宮地村					
松高村	二二		一		
龍峯村		一			
文政村		一			
鏡町	二二		一	二	
和鹿島村	九			一	
種山村	一二	一		一〇	
下岳村	六				

河	種	野	宮	吉	和	鏡	文	有	龍	千	郡	松	八	太
俣	山	津	原	野	鹿	鹿	政	佐	峯	丁	築	高	千	田
村	村	村	町	村	島	島	村	村	村	村	村	村	把	郷
	五〇				七九	一〇二						六九		
一	四	四	四	二	一	二		一	三	六		一		五
	一				一	一								
	三一	四			七二	一〇五			三					
	一〇	一			四	一								

明治三十七、八年戰役

宮	下	上	高	金	植	八	町	松	八	町
地	松	松	田	剛	柳	代	村	高	代	村
村	求	求	村	村	村	町	名	村	町	名
		五八	四一	五四	三五	三〇六	出征軍人	一	一	出征軍人
二	三	四	三	四	一	二〇	戰死者			戰死者
		二	三		一		負傷者			負傷者
三	四	二〇	六	五四	三五	二〇〇	受勳者	一		受勳者
							受金勳章			受金勳章
三		一	一	五	六	二六	者章			者章